

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 2年 5月20日	第53号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関する規則	(総務・給与課)	(第83号) 4
告 示		
○ 建築協定書の縦覧	(住都・建築指導課)	(第283号) 6
○ 地方自治法により専決処分した予算の要領	(財政・財政課)	(第284号) 8
○ 令和2年5月臨時会に付議すべき事件の追加告示	(総務・総務課)	(第285号) 11
○ 名古屋市科学館の観覧料の収納事務の委託について	(教育・科学館総務課)	(第286号) 12
○ 告示の訂正について	(住都・建築指導課)	(第287号) 13
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第288号) 14
○ 名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第289号) 15
○ 名古屋都市計画特別用途地区の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第290号) 16
○ 名古屋都市計画高度利用地区の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第291号) 17
○ 名古屋都市計画特定用途誘導地区の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第292号) 18
○ 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第293号) 19
○ 名古屋都市計画風致地区の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第294号) 20
○ 名古屋都市計画公園の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第295号) 22
○ 名古屋都市計画第二種市街地再開発事業の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第296号) 24
○ 名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第297号) 26
○ 名古屋都市計画地区計画の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第298号) 28
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第299号) 29
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第300号) 30
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について		

	(緑土・緑地管理課)	(第301号)	31
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について			
	(緑土・緑地管理課)	(第302号)	33
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について			
	(緑土・緑地管理課)	(第303号)	34
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について			
	(環境・地域環境対策課)	(第304号)	35
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について			
	(環境・地域環境対策課)	(第305号)	36
監 査 委 員 告 示			
○ 外部監査人の監査の事務補助について		(第1号)	37
上 下 水 道 局 告 示			
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始		(第12号)	39
上 下 水 道 局 管 理 規 程			
○ 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正		(第21号)	56
監 査 公 表			
○ 令和2年監査公表		(第3号)	58
公 告			
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課)		219
雑 報			
○ 名古屋高速道路公社公告第1号	(住都・街路計画課)		220
○ 名古屋市議会正副議長の人事異動	(市会・総務課)		257

規 則 の あ ら ま し

- 新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関する規則（第83号）

1 制定の趣旨

新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者があった自動車のうち総務局長が定めるものの内部又はこれに準ずる区域として総務局長が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務のうち総務局長が定めるもの（以下「緊急措置業務」という。）に従事した職員について、職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第12条の35の規定に基づき、特殊勤務手当を支給することを定めます。（第1条関係）

2 主な内容

- (1) 緊急措置業務に従事した職員に対し、日額3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他総務局長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）の手当を支給することを定めます。（第2条関係）
- (2) 手当の計算方法について定めます。（第3条関係）
- (3) 業務の記録について定めます。（第4条関係）
- (4) 手当の支給日について定めます。（第5条関係）
- (5) 他の手当と併給することができることを定めます。（第6条関係）

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年2月13日から適用します。

新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関する規則をここに公布する。

令和2年5月12日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第83号

新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号。以下「条例」という。）第12条の35の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者若しくはその疑いのある者（以下「患者等」という。）があった自動車のうち総務局長が定めるものの内部又はこれに準ずる区域として総務局長が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって総務局長が定めるもの（以下「緊急措置業務」という。）に従事した職員に支給する特殊勤務手当（以下「手当」という。）に関して必要な事項を定めるものとする

る。

(緊急措置業務に従事した職員に支給する手当)

第2条 総務局長が定める期間において職員が緊急措置業務に従事した場合には、日額3,000円(患者等の身体に接触して又は患者等に長時間にわたり接して行う業務その他総務局長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円)の手当を支給する。

(手当の計算方法)

第3条 職員が、緊急措置業務に従事した場合において、その業務が当日から引き続いて翌日にわたったときには、全て当日に緊急措置業務に従事したものとみなす。

(業務の記録に関する特殊勤務手当規則の準用)

第4条 特殊勤務手当規則(平成15年名古屋市規則第67号)第36条の規定は、緊急措置業務を記録する場合について準用する。

(手当の支給日)

第5条 この規則に基づき支給する手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(手当の併給)

第6条 この規則に基づき支給する手当は、他の手当(条例第12条の3第1項第1号及び第4号に掲げる業務に係る手当を除く。)と併給することができる。

(実施規定)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長の承認を得て総務局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年2月13日から適用する。

名古屋市告示第 283 号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第1項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和2年5月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 建築協定の名称

鳴海町南荘建築協定

2 建築協定区域

名古屋市緑区鳴海町字片坂7番1 外

3 縦覧期間

令和2年5月11日から同年6月5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

6 意見の聴取会における聴取事項

鳴海町南荘建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

令和2年6月8日（月） 午後2時00分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所西12E会議室（名古屋市役所西庁舎12階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第284号

地方自治法により専決処分した予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和2年5月1日専決処分をした予算の要領を次のとおり公表します。

令和2年5月11日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 令和2年度名古屋市一般会計補正予算（第2号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和２年度名古屋市一般会計補正予算（第２号）

令和２年度名古屋市一般会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232,506,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,501,182,362千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
9 国庫支出金		231,183,151	232,506,000	463,689,151
	2 補助金	41,495,939	232,506,000	274,001,939
歳入	合計	1,268,676,362	232,506,000	1,501,182,362

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
6 スポーツ市民費		33,059,744	232,506,000	265,565,744
	1 市民生活費	3,219,768	232,506,000	235,725,768
歳出	合計	1,268,676,362	232,506,000	1,501,182,362

名古屋市告示第285号

令和2年5月15日招集の名古屋市議会臨時会に付議すべき事件を次のように追加する。

令和2年5月12日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例の制定について
- 1 令和2年度名古屋市一般会計補正予算（第3号）
- 1 令和2年度名古屋市基金特別会計補正予算（第2号）
- 1 名古屋市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第 286号

名古屋市科学館の観覧料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 2年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託した相手方

東京都品川区東品川二丁目 3番11号

株式会社 J T B

代表取締役 社長執行役員 高橋 広行

2 収納委託した使用料

名古屋市科学館条例施行規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第 3号）

第12条に規定する観覧券付クーポンを発行する場合の観覧料

3 委託期間

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

名古屋市科学館総務課

名古屋市告示第 287号

告示の訂正について

令和 2年名古屋市告示第90号（道路位置の指定）の一部を次のように訂正します。

令和 2年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定の年月日及び番号の項中、「第90号」を「第 2号」に訂正します。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 288号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 2年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市港区本宮町 2丁目35番 6の一部並びに 8丁目51番の一部及び52番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 289号

名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画用途地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 290号

名古屋都市計画特別用途地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画特別用途地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画特別用途地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 291号

名古屋都市計画高度利用地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画高度利用地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度利用地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 292号

名古屋都市計画特定用途誘導地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画特定用途誘導地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画特定用途誘導地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 293号

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 294号

名古屋都市計画風致地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画風致地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間終了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画風致地区

2 都市計画を変更する土地の区域

城山風致地区 名古屋市千種区赤坂町、揚羽町、霞ヶ丘、希望ヶ丘、自由ヶ丘、城山町、城山新町、末盛通、田代町字城山、月ヶ丘、鍋屋上野町字北山及び字汁谷、姫池通並びに南ヶ丘

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 295号

名古屋都市計画公園の変更案の縦覧

名古屋都市計画公園を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画公園

2 都市計画を変更する土地の区域

4・3・2号 城山公園 名古屋市千種区城山町 2丁目、城山町 3丁目及び末盛通 3丁目

5・5・10号 熊野公園 名古屋市緑区熊の前二丁目及び鳴海町字神ノ倉

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋都市計画第二種市街地再開発事業の変更案の縦覧

名古屋都市計画第二種市街地再開発事業を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画第二種市街地再開発事業 鳴海駅前第二種市街地再開発事業

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市緑区鳴海町の一部

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 297号

名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を決定したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

名古屋市東区西新町、東新町、久屋町及び武平町、西区名駅一丁目、中村区椿町及び名駅四丁目並びに中区新栄町、錦一丁目及び錦三丁目並びに東区泉一丁目、東桜一丁目及び東桜二丁目、西区牛島町、則武新町三丁目及び名駅二丁目、中村区牛島町、亀島二丁目、太閤一丁目、太閤三丁目、太閤四丁目、竹橋町、那古野一丁目、則武一丁目、則武二丁目、名駅一丁目、名駅二丁目、名駅三丁目、名駅五丁目、名駅南一丁目、名駅南二丁目、名駅南三丁目及び名駅南四丁目並びに中区大須三丁目、大須四丁目、栄一丁目、栄二丁目、栄三丁目、栄四丁目、栄五丁目、新栄一丁目、千代田一丁目、錦二丁目、東桜二丁目、丸の内一丁目、丸の内二丁目及び丸の内三丁目の各一部

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める

条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日
を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 298号

名古屋都市計画地区計画の変更案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 錦二丁目 7番地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市中区錦二丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 299号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 2年 5月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市緑区大根山一丁目 8番の一部

2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 300号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 2年 5月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市港区金城ふ頭三丁目 2番 1の一部及び 2番 4の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 301号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 2年 5月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 プール（日光川公園）

- (1) 令和 2年 7月 4日、同月 5日及び同月11日から同月17日までの供用時間について「午前10時から午後 5時30分まで」を「午前 9時30分から午後 5時30分まで」に変更します。
- (2) 令和 2年 7月 6日から同月10日までを供用しない日に変更します。
- (3) 令和 2年 7月18日及び同月19日の供用時間について「午前10時から午後 5時30分まで」を「午前 9時から午後 6時まで」に変更します。
- (4) 令和 2年 7月20日から同年 8月31日までの供用時間について「午前 9時30分から午後 6時まで」を「午前 9時から午後 6時まで」に変更します。
- (5) 令和 2年 9月 1日から同月 6日までの供用時間について「午前10時から午後 5時30分まで」を「午前 9時30分から午後 5時30分まで」に変更します。

2 駐車場（日光川公園）

- (1) 令和 2年 7月 4日、同月 5日及び同月11日から同月17日までの供用時間について「午前 9時30分から午後 6時まで」を「午前 9時から午後 6時まで」に変更します。

- (2) 令和 2年 7月 6日から同月10日までを供用しない日に変更します。
- (3) 令和 2年 7月18日及び同月19日の供用時間について「午前 9時30分から午後 6時まで」を「午前 8時30分から午後 6時30分まで」に変更します。
- (4) 令和 2年 7月20日から同年 8月31日までの供用時間について「午前 9時から午後 6時30分まで」を「午前 8時30分から午後 6時30分まで」に変更します。
- (5) 令和 2年 9月 1日から同月 6日までの供用時間について「午前 9時30分から午後 6時まで」を「午前 9時から午後 6時まで」に変更します。

名古屋市告示第 302号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 2年 5月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称
駐車場（日光川公園）

2 変更内容

令和 2年10月10日（土）及び同月11日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9時から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 303号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 2年 5月15日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 有料公園施設の名称
駐車場（日光川公園）

- 2 変更内容

令和 2年11月21日（土）及び同月22日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9時から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 304号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 2年 5月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市港区東築地町 1番 5の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 305号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第 117号）第53条の 7第 1号エに該当します。

令和 2年 5月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市港区潮見町37番 2の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市監査委員告示第 1号

外部監査人の監査の事務補助について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の32第 2項の規定により、外部監査人北川裕和の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

令和 2年 5月11日

名古屋市監査委員	中 里 高 之
同	橋 本 ひろき
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

氏 名	住 所	補助できる期間
小 川 薫	名古屋市西区笹塚町 1丁目47番地の 1 鳥見パークマンション三番街東棟 103号	告示の日から令和 3年 3月31日まで
佐 藤 真 吾	愛知県知多郡東浦町大字森岡字田面 137番地 の 1	
大 西 研 一	三重県津市久居西鷹跡町 520番地26	
川 合 利 弥	名古屋市西区貴生町 489番地の 1 ビューパレス上小田井WEST 802号	
藤 井 卓	愛知県一宮市長島町 2丁目26番地6	
小 澤 里 美	愛知県江南市宮田新明町天王40番地	
蘆 澤 春 奈	名古屋市中区新栄三丁目20番30号 ライオンズタワー千種1202号	
森 本 憲 和	名古屋市中村区砂田町 1丁目 2番地	

	ベルヴェール中村公園 306号	
大久保 讓	愛知県津島市百島町字祢宜43番地 1 コンフォールヨシ 201	
森 山 京 亮	名古屋市天白区山根町95番地	
大 澤 令 嗣	名古屋市緑区鳴海町字有松裏84番地の 4	

名古屋市監査事務局特別監査室

名古屋市上下水道局告示第12号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和2年5月18日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月15日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
令和2年6月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
千種区	池上町	3丁目	一部	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局 柴田水処理センター
	西山元町	2丁目	〃	中区千代田一丁目 名古屋市上下水道局 堀留水処理センター
昭和区	高峯町		〃	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局 柴田水処理センター
緑区	浦里四丁目		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
	桶狭間神明		〃	〃
	黒沢台一丁目		〃	〃

	黒沢台三丁目		〃	〃
	作の山町		〃	〃
	白土		〃	〃
	大将ヶ根一丁目		〃	〃
	大将ヶ根二丁目		〃	〃
	鳴子町	3丁目	〃	〃
	鳴海町	有松裏 細根	〃	〃
名東区	梅森坂一丁目		〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局 植田水処理センター
	藤森一丁目		〃	名東区山香町 名古屋市上下水道局 西山水処理センター
	平和が丘一丁目		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局 守山水処理センター
	牧の里二丁目		〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局 植田水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

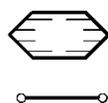
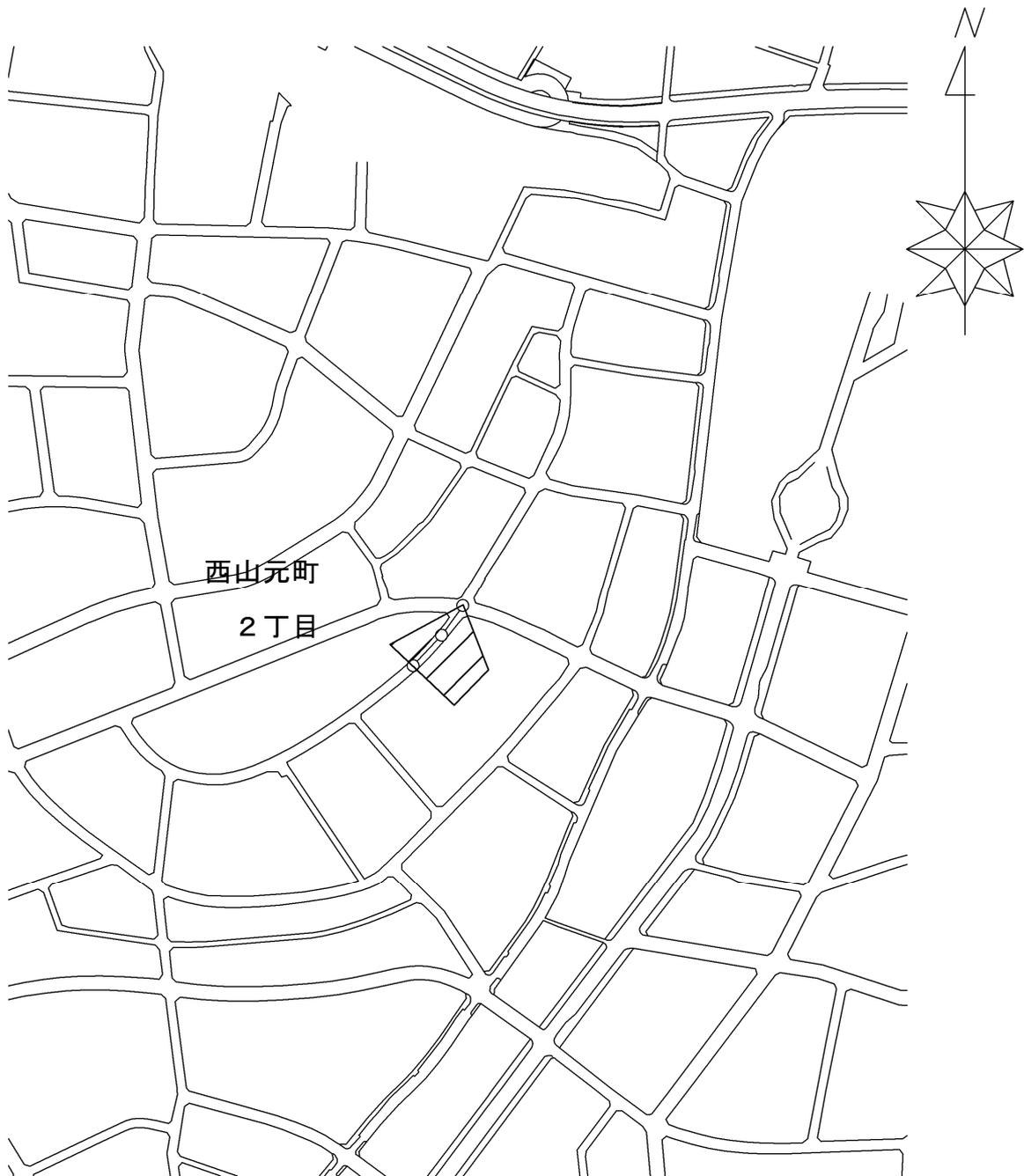
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	千種区（西山元町2丁目）
分流式	千種区（池上町3丁目） 昭和区 緑区 名東区

排水施設的位置図

千種区（合流式）

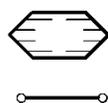
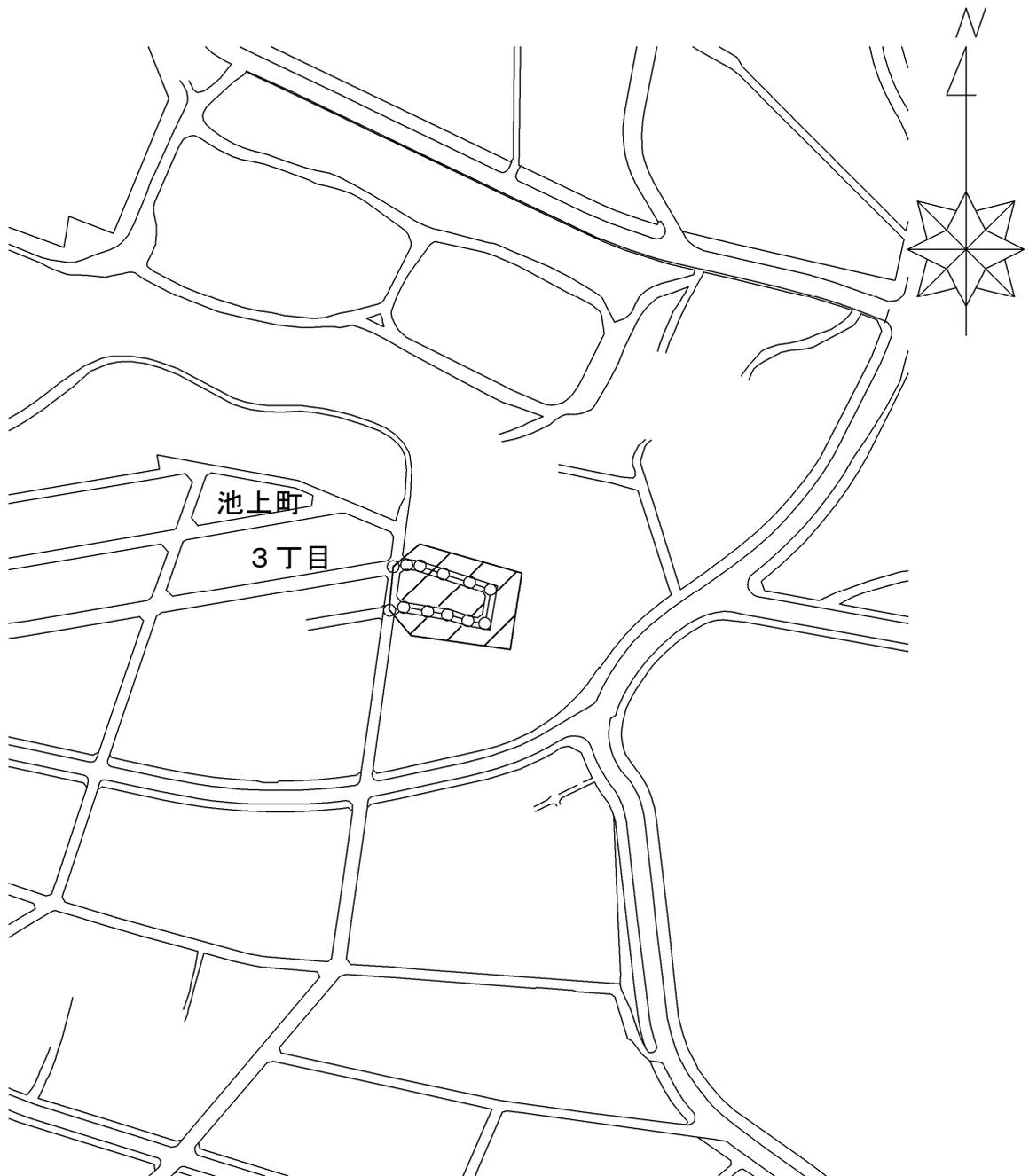


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設的位置図

千種区（分流式）

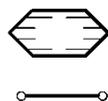


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

昭和区（分流式）

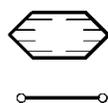
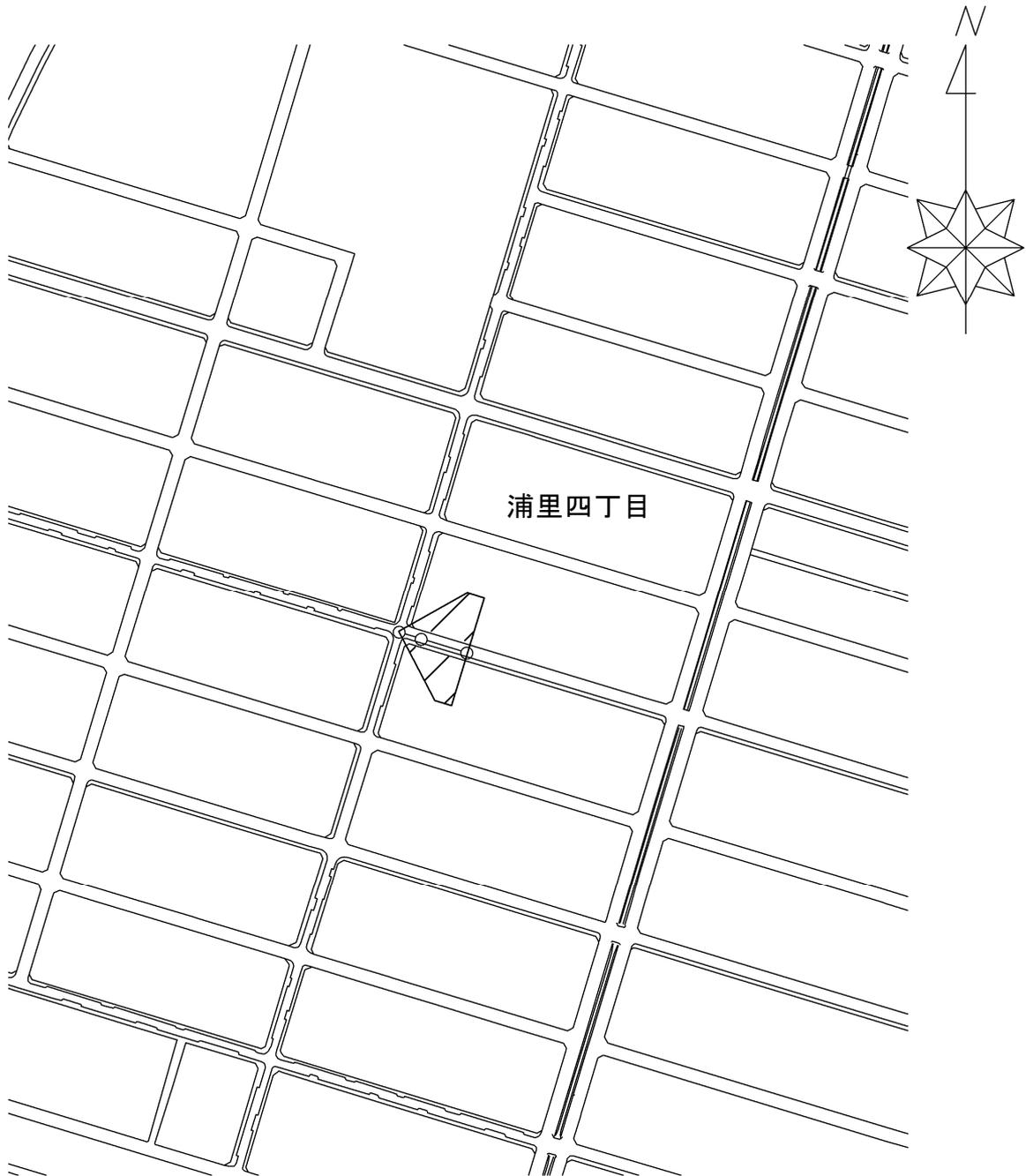


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 1

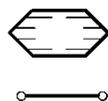
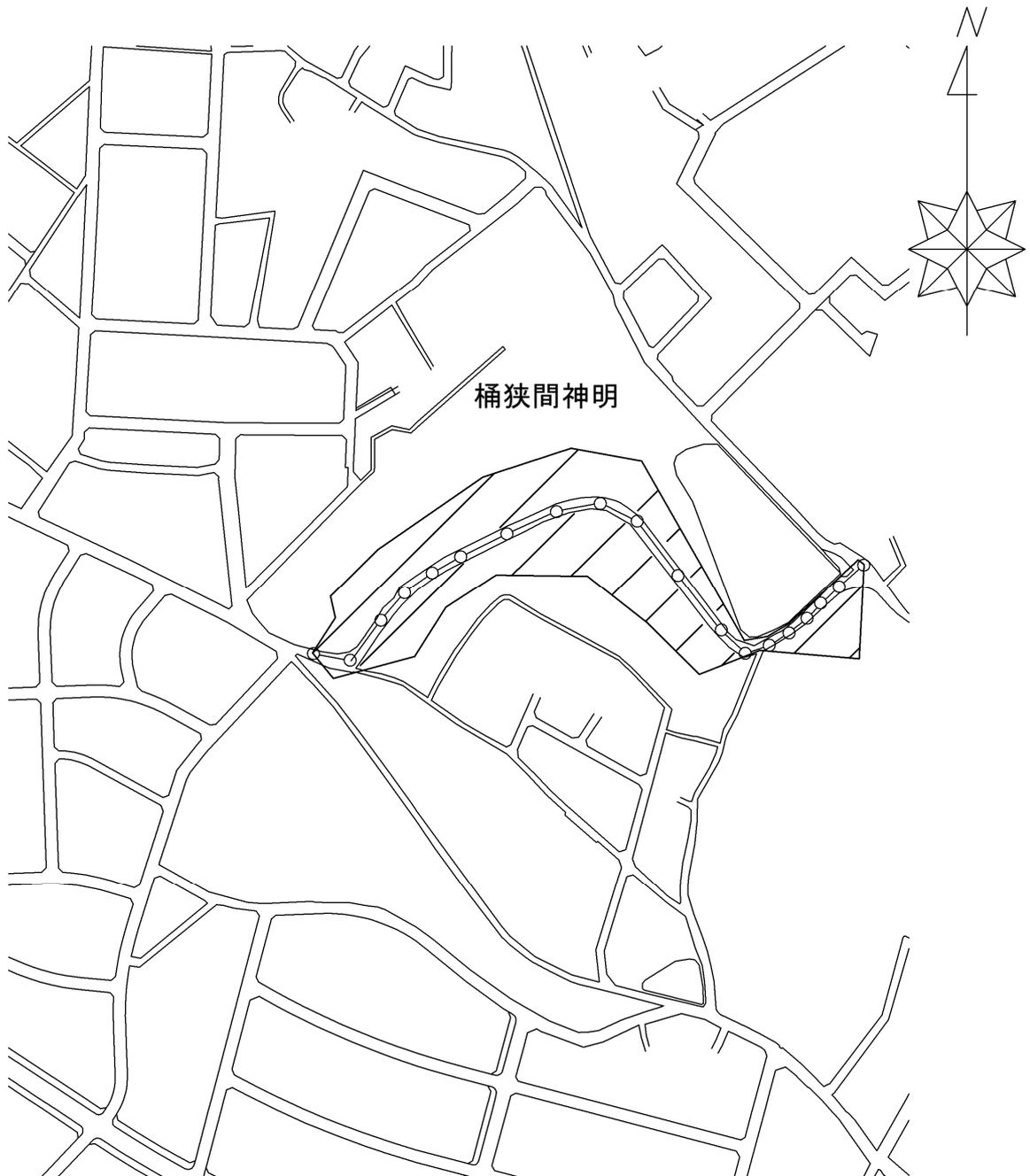


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2

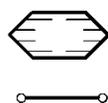
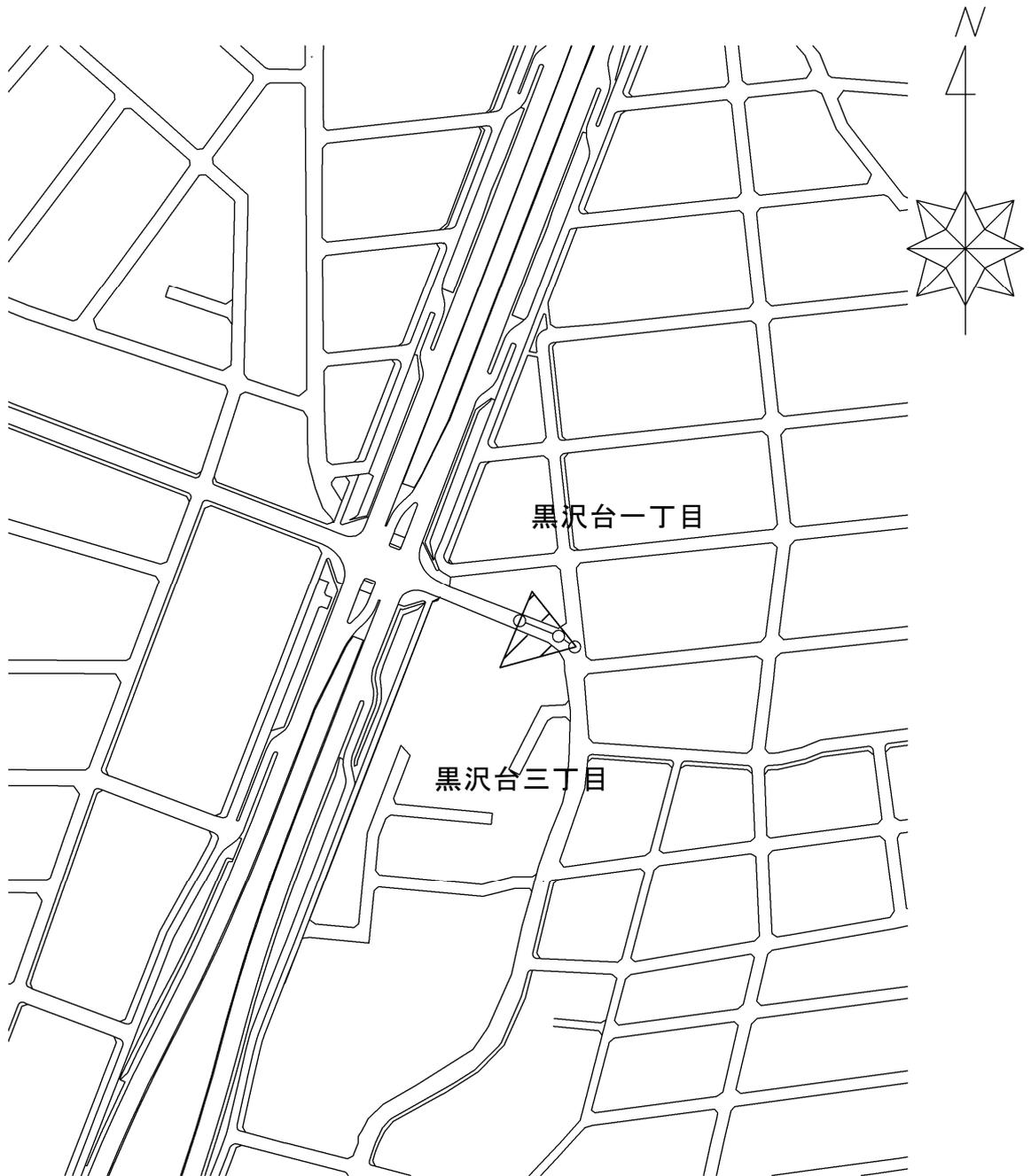


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 3

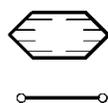
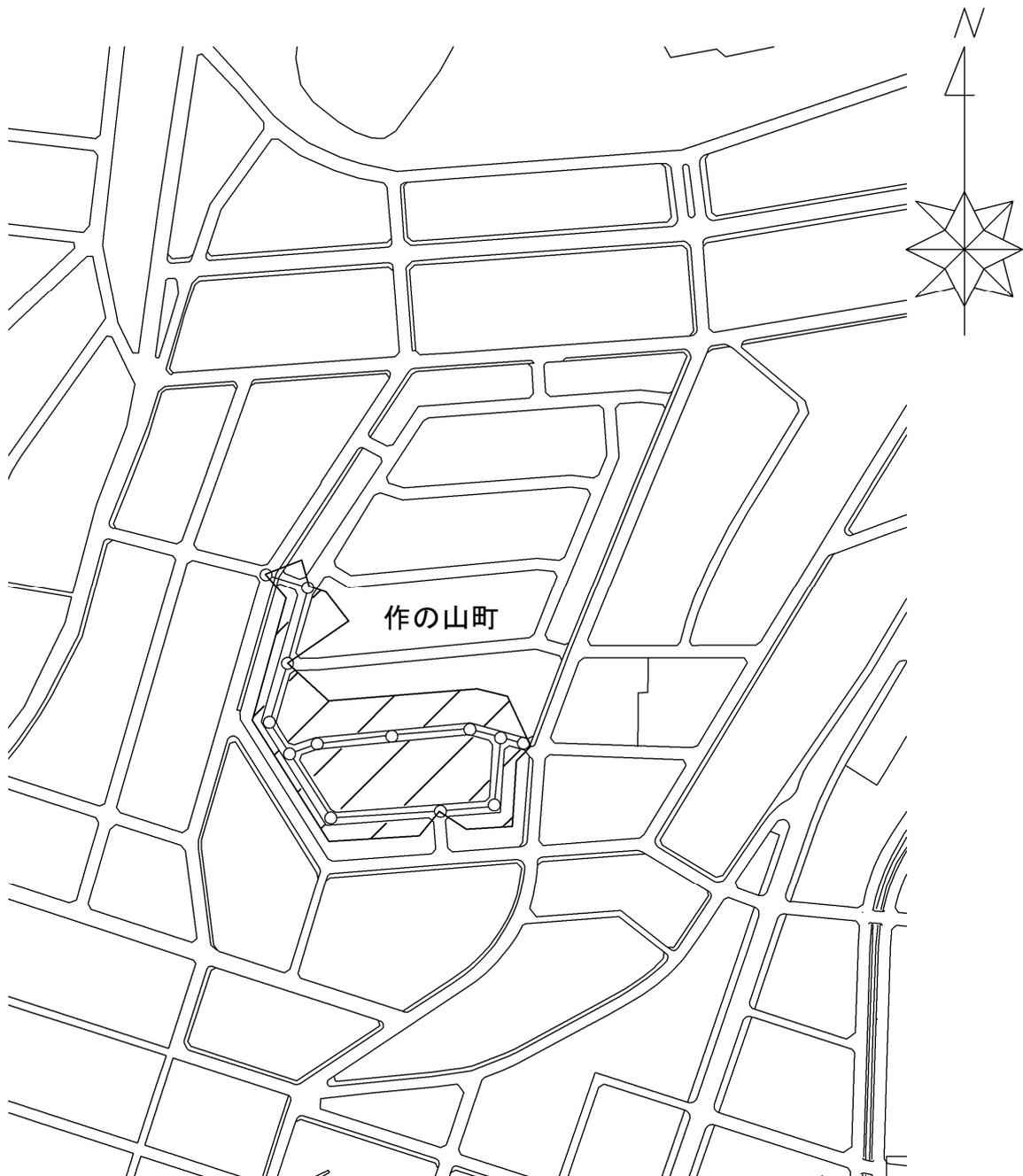


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 4

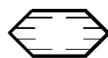
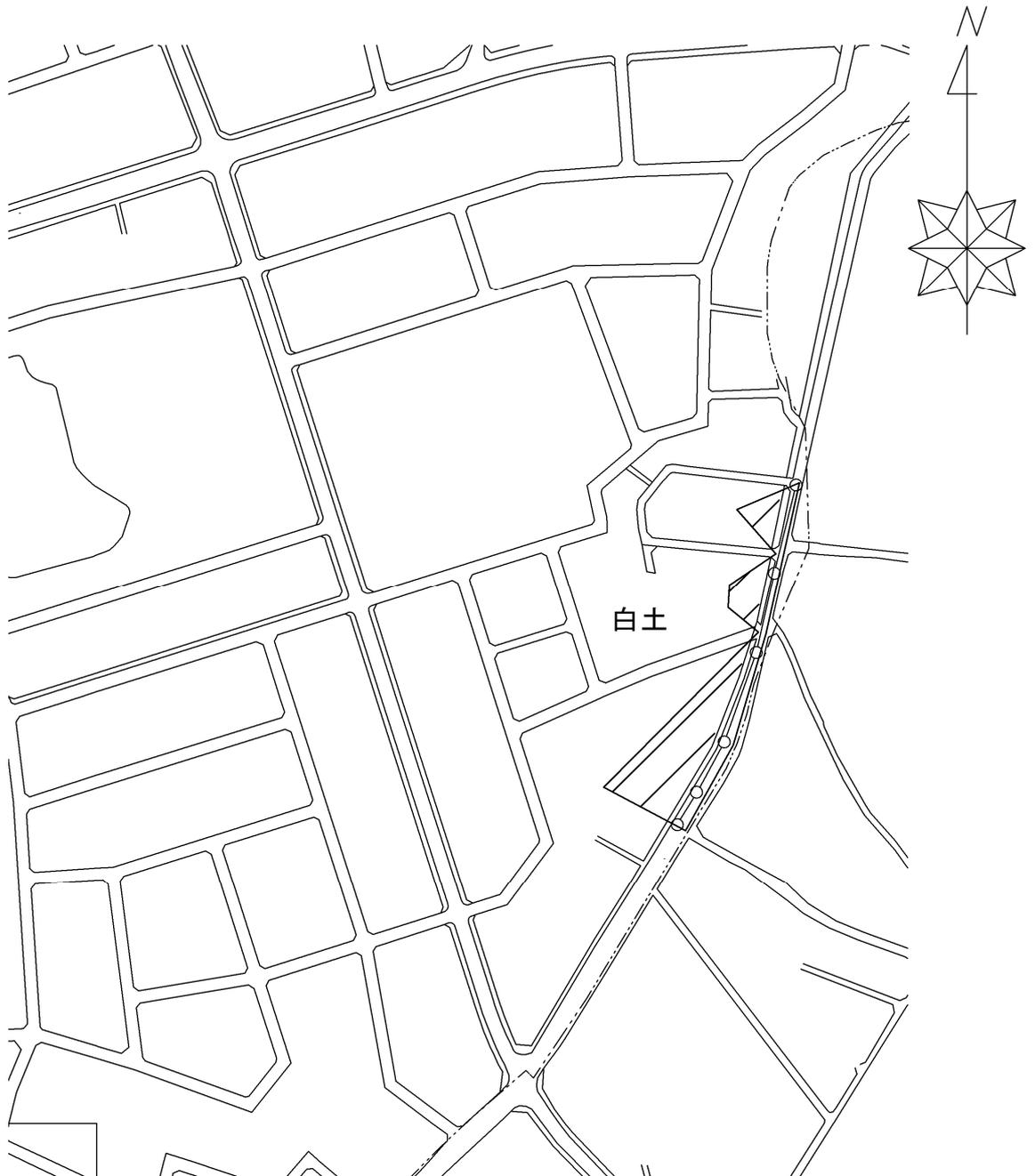


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設的位置図

緑区（分流式）No. 5



供用開始区域



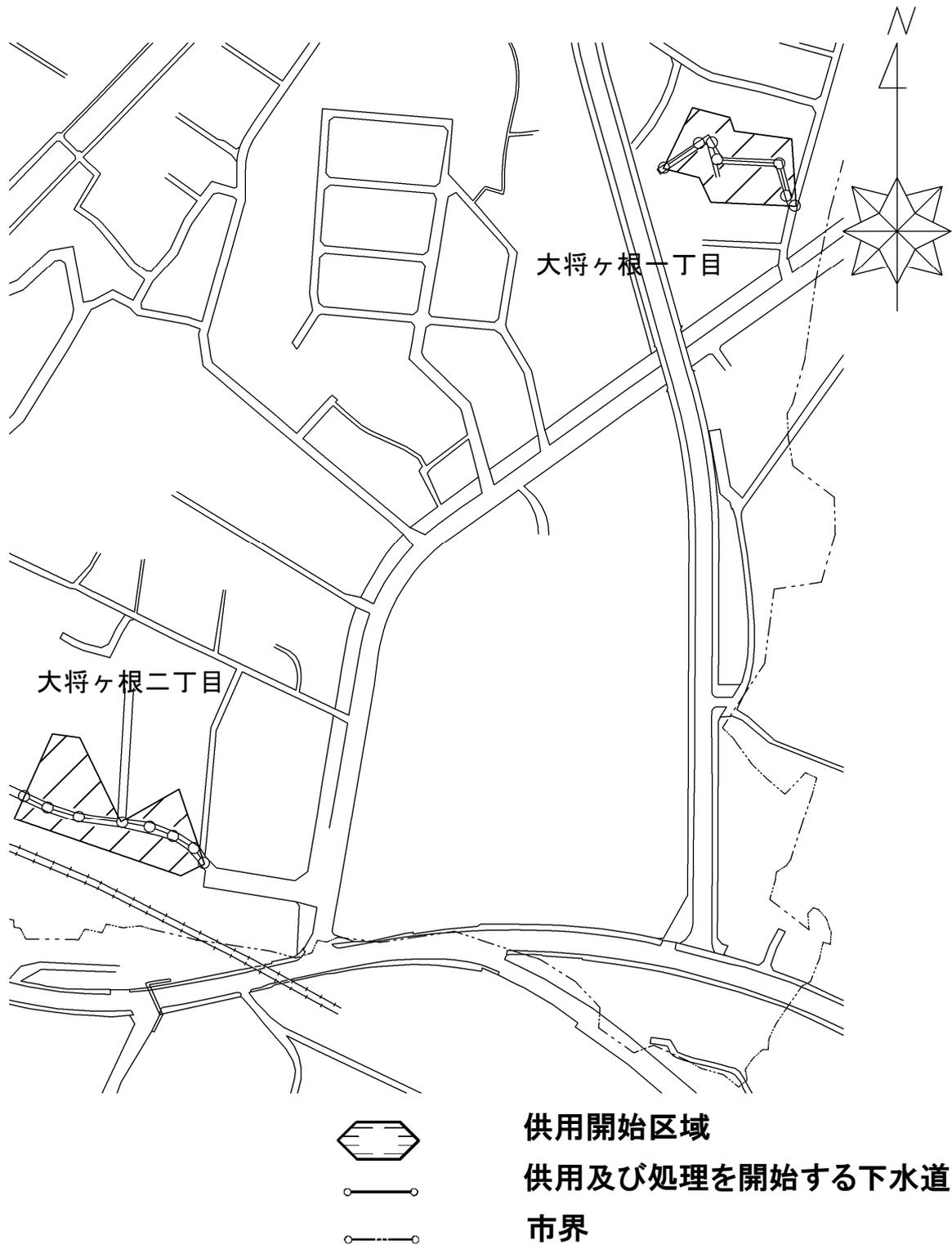
供用及び処理を開始する下水道



市界

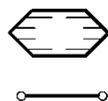
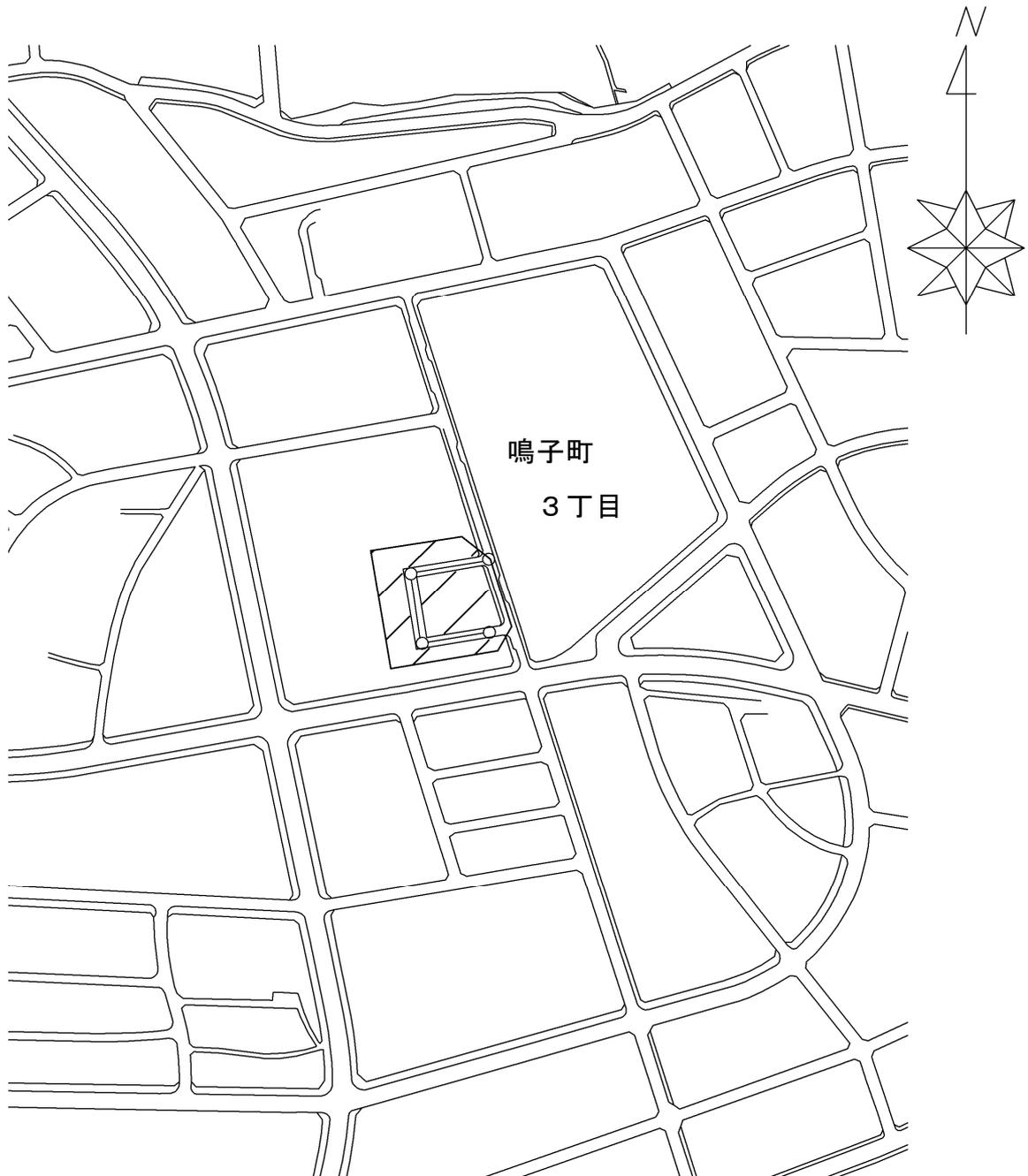
排水施設的位置図

緑区（分流式）No. 6



排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 7

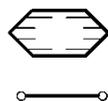


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設的位置図

緑区（分流式）No. 8

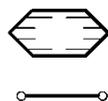
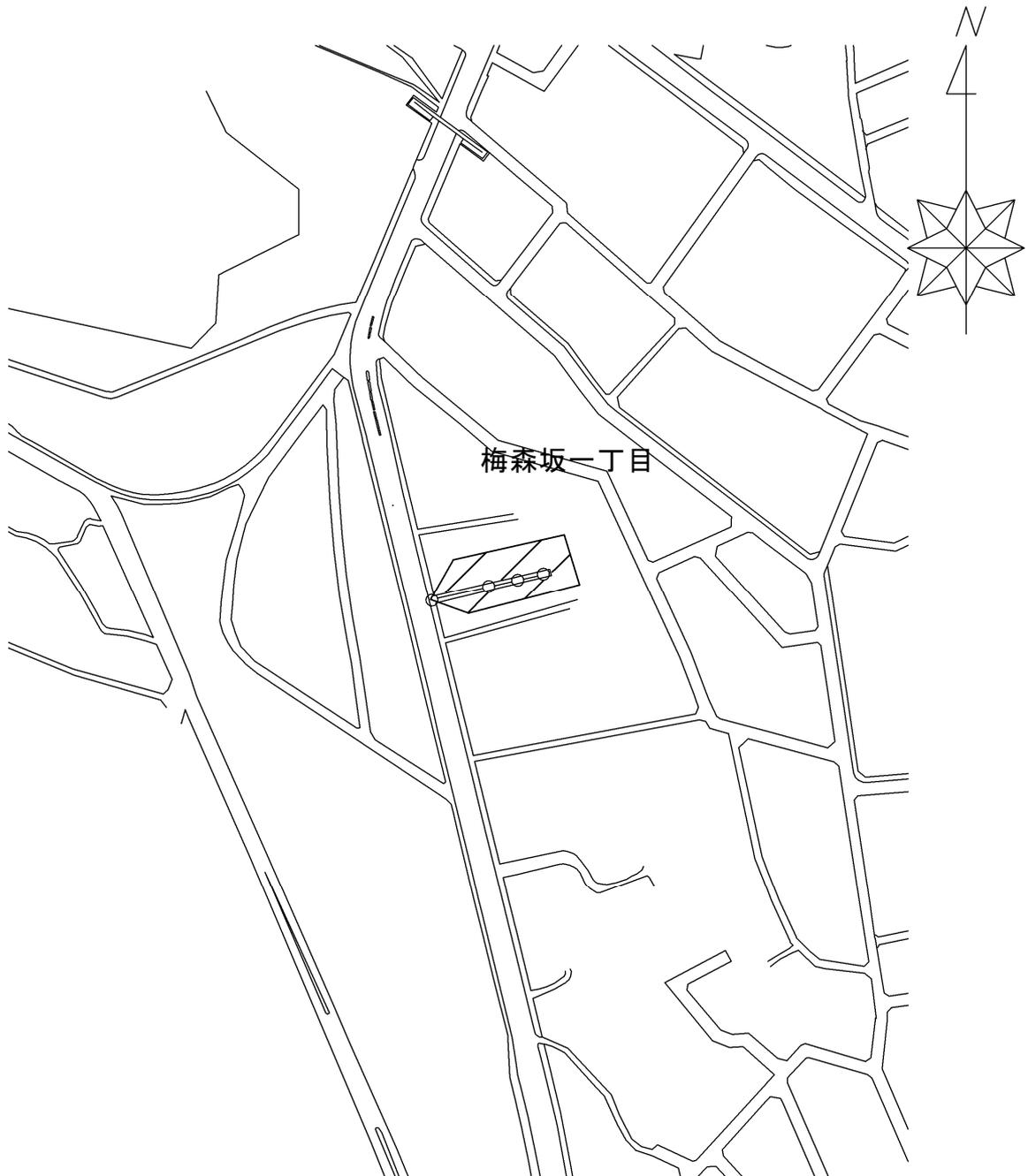


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設的位置図

名東区（分流式）No. 1

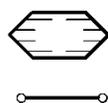
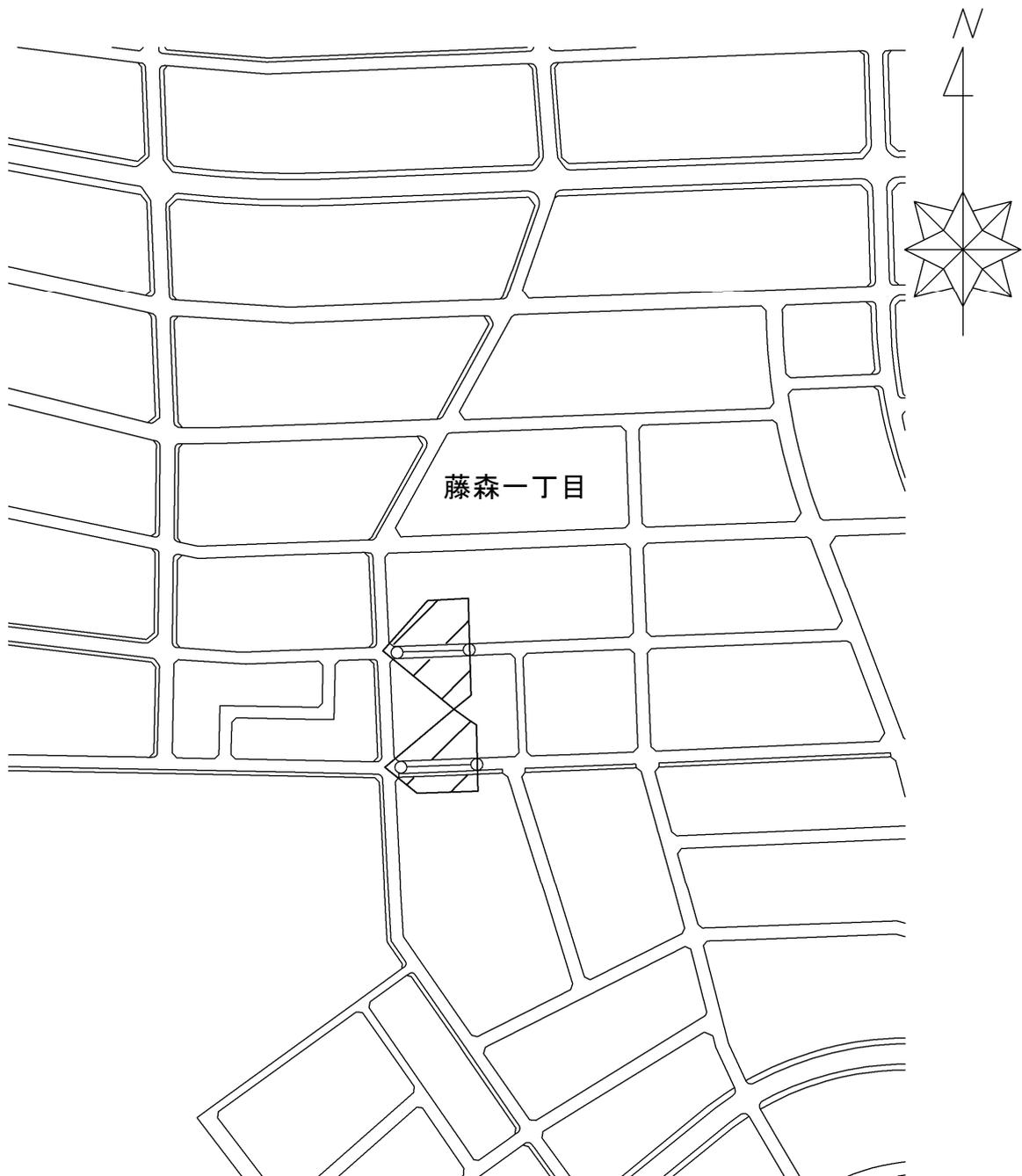


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

名東区（分流式）No. 2

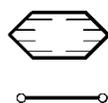


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

名東区（分流式）No. 3

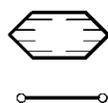
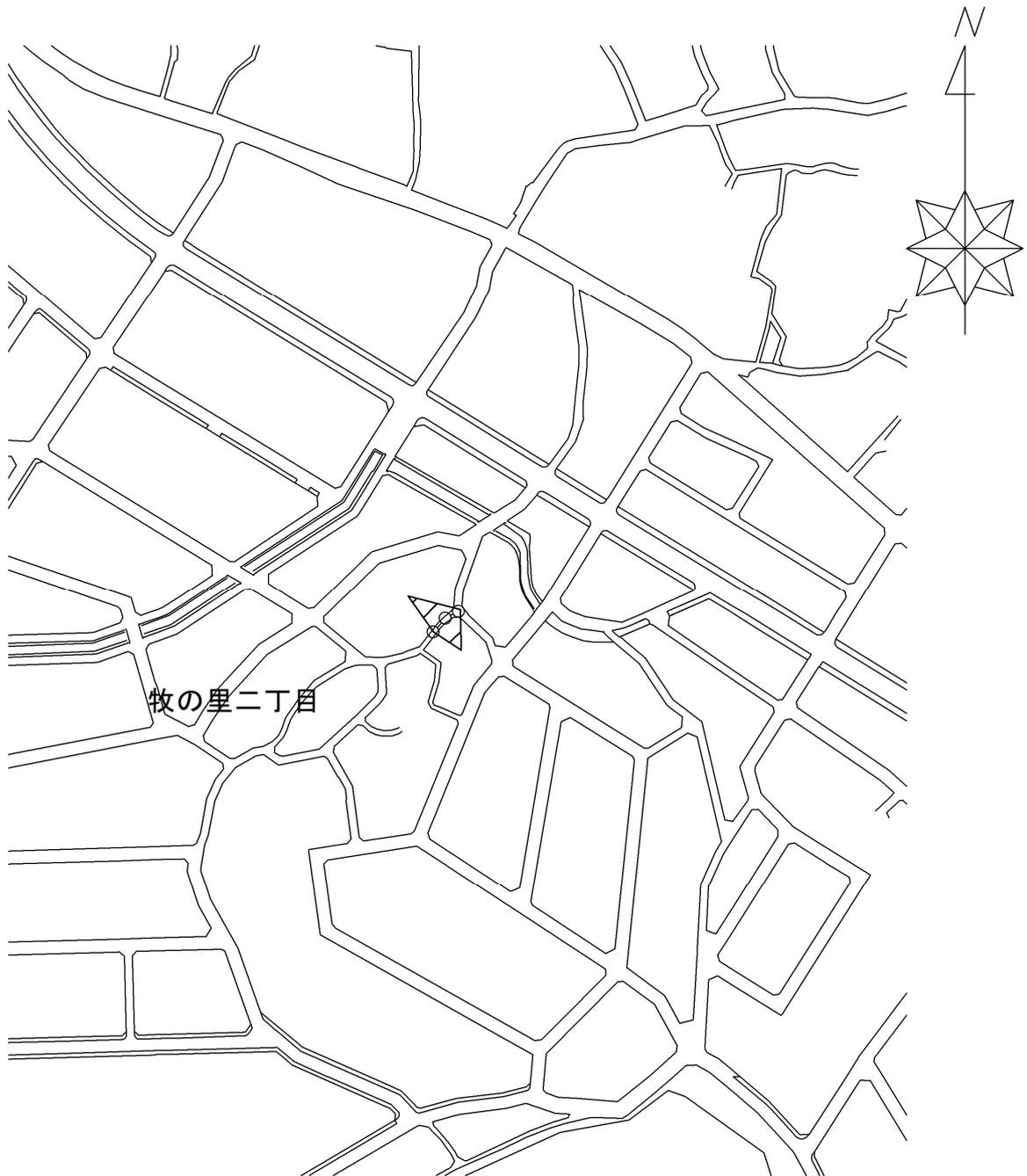


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

名東区（分流式）No. 4



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

名古屋市上下水道局管理規程第21号

名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月15日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

第2条第4号中「給料」を「1月当たりの平均通勤所要回数が17回以上の者で、給料」に改め、同条第5号中「給料」を「1月当たりの平均通勤所要回数が17回に満たない者で、給料」に改める。

第5条第3項中「873円」を「その者が新たにフルタイム勤務職員となったとしたならば決定される初任給に相当する額を163で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」に改める。

第6条第2項中「短時間勤務職員に」の次に「地域手当、」を加える。

第7条第2項中「平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号」の次に「。以下「給与規程」という。」を加える。

附則第2項中「、「附則別表」」を「「附則別表」と、「給与規程別表第1」とあるのは「名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成28年名古屋市上下水道局管理規程第16号）附則別表第1」」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

番号	職	区分	学歴	号給
1	会計年度衛生 管理保健師	第3条第 2号	短大3 卒	企業職給料表（保健師） ・1級3号給
2	会計年度庶務 事務職員	第3条第 5号	—	給与規程別表第1・1級 1号給
3	会計年度上下	第3条第	—	給与規程別表第1・1級

	水道業務員	5号		1号給
--	-------	----	--	-----

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の規定は、令和2年4月1日から適用する。

令和 2 年監査公表第 3 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき上下水道局、市民経済局、区役所、財政局、観光文化交流局、健康福祉局、交通局及び環境局、同条第 2 項及び第 5 項の規定に基づき全局室区、同条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき名古屋ガイドウェイバス株式会社、名古屋臨海高速鉄道株式会社、株式会社名古屋交通開発機構、日本赤十字社愛知県支部、名古屋掖済会病院及び関係する所管局の事務並びに同条第 7 項の規定に基づき社会福祉法人むつみ福社会、共立・名古屋共立共同事業体、株式会社コングレ及び株式会社トヨタエンタプライズについて監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

令和 2 年 5 月 15 日

名古屋市監査委員	中 里 高 之
同	橋 本 ひろき
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

監 査 種 別 定期監査

監 査 対 象 上下水道局

監 査 期 間 令和元年 9月 2日から
令和2年 4月15日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、上下水道局の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	本 部	部	監 査 実 施 課 室 公 所 名
上下水道局	—	総務部	総務課、労務課、安全衛生課、調査課、契約監理課、人材育成推進室
	経営本部	企画経理部	経営企画課、経理課、広報サービス課、資産活用課
		営業部	営業課、料金課、給排水設備課、営業所（千種、北、中村、中、瑞穂、港、緑）
	技術本部	計画部	下水道計画課、水道計画課、技術管理課、技術開発室
		建設部	工務課、施設課、建設工事事務所
		管路部	配水課、保全課、設計第一課、設計第二課、管路センター（北部、西部）
		施設部	浄水管理調整室、浄水場（春日井）、水処理事務所（東部柴田）

監査は、これらの課室公所で処理している事務のうち、主として平成30年10月1日から令和元年9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び事業運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、営業所における上下水道料金の収納事務や、個人情報等の機密情報に係る取扱いは適正に行われているかなどに着眼して調査した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘事項

(1) 収入事務

未納管理カード及び給水停止予定者リストへの記載についてなど 2項目

(2) 契約事務

局用自動車の法定点検等に係る実施手続についてなど 2項目

(3) 事業運営事務

行政文書の廃棄決定についてなど 3項目

2 意見

実効性のある内部統制の確立について

第3 指 摘 事 項

1 収入事務

営業所における上下水道料金の債権管理について

本市の債権管理については、名古屋市債権管理条例及び名古屋市債権管理条例施行細則等（以下「債権管理条例等」という。）で取扱いを定めている。債権管理条例等では、債権を適正に管理するため債権管理台帳を整備し、督促状の発付日や時効に関する事項のほか債務者との交渉経過など、債権を管理、徴収する上で必要な事項を記載することとされている。特に、債務者との交渉経過については、債務者との対話内容や実地調査の記録などを、分かりやすく正確に記載するよう求められている。

上下水道局では、上下水道料金の債権管理のためのマニュアルとして、未納管理ハンドブック（以下「ハンドブック」という。）を作成している。ハンドブックでは、債権管理台帳として債務者ごとに未納管理カードを作成し、債務者との交渉経過等を記載することとしている。

また、営業所では、所長及び徴収担当職員を構成員として、滞納状態が一定期間継続している債務者（以下「給水停止対象者」という。）への今後の対応方針を検討する給水停止ミーティングを定例的に開催している。徴収担当職員は、氏名や滞納額のほか、電話督促日等の督促状況等を記載した給水停止対象者のリスト（以下「給水停止予定者リスト」という。）を作成し、給水停止ミーティング参加者に配布することとしている。

ア 未納管理カード及び給水停止予定者リストへの記載について

未納管理カード及び給水停止予定者リストの記載状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

(ア) 未納管理カードに架電や現地調査を実施した旨を記載するのみで、債務者との対話内容や実地調査の結果等が記載されていないもの

(中村営業所、中営業所、港営業所、緑営業所)

なお、中営業所及び港営業所においては、未納管理カードの一部が鉛筆で記載されていた。

(イ) 給水停止予定者リストに督促状況等が記載されていないもの

(北営業所、中村営業所、港営業所)

中村、中、港及び緑営業所においては、債権管理条例等に従い、未納管理カードに債務者との交渉経過を適正に記載されたい。中営業所及び港営業所においては、行政文書の作成にあたり鉛筆を使用しないよう徹底されたい。

また、北、中村及び港営業所においては、ハンドブックに従い、給水停止予定者リストに督促状況等を記載されたい。

イ 給水停止対象者への対応方針に関する検討について

中営業所では、給水停止ミーティングで給水停止の判断を一旦保留した特定の給水停止対象者について、その後の給水停止ミーティングで使用する給水停止予定者リストから継続的に除外し、対応方針に関する検討を行っていない事例が見受けられた。給水停止予定者リストには、給水停止対象者を漏れなく記載し、対応方針に関する検討を確実に行われたい。(中営業所)

また、ハンドブックの作成を所管する料金課においては、今回の指摘を踏まえ、給水停止の判断を保留した給水停止対象者の取扱いについて、ハンドブックに記載されたい。(料金課)

2 契約事務

(1) 局用自動車の法定点検等に係る実施手続について

名古屋市上下水道局契約規程等では、予定価格は契約の目的物について、取引の実例価格、需給状況、履行の難易その他価格の算定に必要な条件を考慮して適正に定めなければならないとされている。また、随意契約は予定価格が一定額を超えない場合等に行うことができるとされており、随意契約によろうとする場合は、原則として2人以上の者から見積書を徴取しなければならないとされている。ただし、局用自動車の法定点検など上下水道局長が契約の性質上見積書を徴取し難いと認める場合には、見積書の徴取を省略することができるとしており、経理課は各課公所宛ての通知において、見積書に代わる書類として契約件名や実施内容を記載した書類を作成して決裁書に添付するよう求めるとともに、その書類の記入例を示している。

局用自動車の法定点検等の実施に関する決裁書を確認したところ、調査課、資産活用課、営業課及び下水道計画課において、決裁書に設けられた金額の記載欄や見積書に代わる書類のいずれにも金額の記載がないまま、法定点検等の実施を決定していた。

調査課、資産活用課、営業課及び下水道計画課においては、予定価格を定めた上で局用自動車の法定点検等の実施を決定されたい。

(調査課、資産活用課、営業課、下水道計画課)

また今回の事例は、経理課が示した見積書に代わる書類の記入例に、金額の記載がなかったことも一因であると考えられることから、経理課においては、見積書に代わる書類に予定価格を明示するよう通知を改正されたい。

(経理課)

(2) 工事現場における工事中用標識の設置状況等の確認について

道路法（昭和27年法律第 180号）等によれば、道路占有者等が道路に関する工事を施行しようとするときは、工事による交通の危険の防止及び歩行者の安全等を図るため、道路標識及び工事標示板等を設置し、必要な交通対策を講じなければならないとされている。また、道路交通法（昭和35年法律第 105号）等では、道路において工事をしようとする者は、交通の妨害とならないよう必要な保安施設を設置することとされている。

上下水道局では、配水管や下水管の布設工事等のため道路を掘削することがあり、掘削後の道路復旧は請負工事により行っている。工事契約の仕様書によれば、請負業者は工事完了後に完了届を作成し、工事中用標識の設置状況や交通整理員の作業状況等を撮影した工事写真帳とともに、工事を担当する営業所等へ提出しなければならないとしている。

請負業者から提出された工事写真帳を調査したところ、千種、北及び瑞穂営業所において、工事中用標識の設置状況等を撮影した写真が提出されていない事例が見受けられた。

千種、北及び瑞穂営業所においては、仕様書に従い工事中用標識の設置状況等に関する写真を確実に提出するよう、請負業者を指導されたい。

(千種営業所、北営業所、瑞穂営業所)

3 事業運営事務

(1) 行政文書の廃棄決定について

名古屋市情報あんしん条例施行細則等では、保存期間が満了した行政文書は、その行政文書の所管課公所長が廃棄する旨の意思決定（以下「廃棄決定」という。）を行った後に、溶解等による方法で廃棄しなければならないとしている。

平成30年度及び令和元年度（以下「直近二年度」という。）における行政文書の廃棄決定について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 直近二年度のうち、平成30年度のみ廃棄決定の手続が行われていなかったもの

（総務課、経営企画課、北営業所、中営業所、下水道計画課、水道計画課、技術開発室、保全課、西部管路センター）

イ 直近二年度のうち、令和元年度のみ廃棄決定の手続が行われていなかったもの

（労務課、営業課、給排水設備課、設計第一課）

ウ 直近二年度とも廃棄決定の手続が行われていなかったもの

なお、平成29年度には廃棄決定の手続が行われていた。（設計第二課）

上記の事実のとおり、年度ごとに廃棄決定の手続の有無が生じていることに鑑みると、行政文書の廃棄決定の手続に関する職員の理解に差があり、廃棄決定の手続を失念していた事例が生じていたと考えられる。行政文書の誤廃棄を防ぐためにも、毎年度、確実に廃棄決定を行われたい。

(2) 職員の出張命令手続について

本市では、名古屋市旅費条例施行規則及び在勤地内等旅費規則に基づき、職員の出張は、出張命令権者の発する出張命令によって行われなければならないとされている。また、出張命令権者は、出張命令簿に当該出張に関する事項を記載し、出張する職員に提示しなければならないとされている。

営業所営業係に所属する職員が、上下水道料金の督促や給水停止措置のため、在勤地及び附近地に出張する際の出張命令手続について調査したところ、出張命令手続がとられていない事例が散見された。また、営業所工事係や管路センターに所属する職員についても同様の状況であった。

千種、北、中村、中、瑞穂、港及び緑営業所並びに北部及び西部管路センターにおいては、名古屋市旅費条例施行規則等に従い、出張命令手続をとられたい。

(千種営業所、北営業所、中村営業所、中営業所、瑞穂営業所、港営業所、
緑営業所、北部管路センター、西部管路センター)

また、職員の出張に関する取扱いを所管する労務課においては、局内における出張命令手続の実施状況を把握した上で、手続がとられていない課室公所に対し指導を行うなど必要な措置を講じられたい。(労務課)

(3) 公印使用時の許可手続について

名古屋市上下水道局公印規程では、公印の名称、用途、管守者等を定めており、公印を使用しようとする者は、公印使用認可簿に使用日、件名、公印使用数、起案者名等の必要事項を記載し、これと原議及び施行すべき文書を提出して管守者の承認を得たのちに押印しなければならないとしている。

営業所における公印使用認可簿を確認したところ、公印である出納員印の使用に際し、公印使用認可簿に必要事項を記載し、管守者の承認を得るという手続を行わずに、公印を使用していた。

公印は、公務上作成された文書に関し、当該文書の真正な作成を認証することを目的とするものであることから、その使用にあたっては、厳正確実に行わなければならない。千種、北、中村、中、瑞穂、港及び緑営業所においては、公印を使用する際の適正な申請及び承認を確実に行われたい。

(千種営業所、北営業所、中村営業所、中営業所、瑞穂営業所、
港営業所、緑営業所)

第4 意見

実効性のある内部統制の確立について

地方自治法の一部改正によって、令和 2年 4月より都道府県及び指定都市に内部統制制度を導入することが義務化され、長自らが業務上のリスクを識別・評価し、対応策を講じることとされた。

上下水道局では、従来より内部監査制度の拡充や、全課室公所を対象とした定期監査結果の説明会の実施など事務執行の適正化に努めており、内部統制についても、地方公営企業に法的な義務はないものの、その重要性に鑑みて導入したところである。

しかし、今回の定期監査では、内部統制の対象となる財務に関する事務において債権管理台帳の記載が不十分な事例のほか、その他の事務においても、職員の出張命令手続や公印使用時の許可手続が行われていない事例が見受けられた。その発生の一因としては、法令等に対する理解が不十分なまま行われた事務処理が先例となり、踏襲されてきたことが考えられる。

近年、上下水道局では人材育成の取組みとして、とりわけ若手職員を対象とした研修の充実や、事務職員を対象とした研修の体系化などに積極的に取り組んでいる。こうした取組みを通じて、個々の職員が根拠となる法令等を確認し理解を深めることは、適正な事務執行に資するとともに、法令遵守に対する意識を向上させることにもつながると考えられる。

上下水道局においては、引き続き人材育成の取組みの充実・強化を図るとともに、従来の事務執行の適正化に向けた取組みを新たに導入された内部統制制度にフィードバックさせ、実効性のある内部統制の確立に努められたい。

監 査 種 別 定期監査及び行政監査

監 査 対 象 市 民 経 済 局

区 役 所

財 政 局

(区役所及び財政局については、市民経済局関連
事務に限る。)

監 査 期 間 令和元年 9月27日から

令和2年 4月15日まで

監査結果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、市民経済局、区役所及び財政局の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
市民経済局	総務課、企画経理課	
	地域振興部	区政課、地域振興課、地域安全推進課、住民課、市民活動推進センター
	人権施策推進室、なごや人権啓発センター、西文化センター、中文化センター	
	産業部	産業労働課、地域商業課、次世代産業振興課
	市民生活部	消費流通課、広聴課、市政情報室
区役所 (東区、瑞穂区、天白区)	区政部	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課
財政局	契約部	契約監理課、工事契約課

(注) 区役所及び財政局については、市民経済局関連事務に限る。

監査は、これらの課室公所で処理している事務のうち、主として平成30年10月1日から令和元年9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、補助金の交付事務や個人情報等の機密情報に係る取扱いは適正に行われているかなどに着眼して調査した。

なお、令和元年度に包括外部監査人が「区における事業の財務の執行について～区役所費と区役所における債権管理を中心として～」をテーマに監査を実施しているため、双方の監査の実施に支障を来さないよう地方自治法第252条の30に規定する相互間の配慮に留意した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘事項

(1) 収入事務

住民票の写し等の偽造防止用紙の管理についてなど 2項目

(2) 支出事務

コミュニティセンターの指定管理についてなど 4項目

(3) 財産管理事務

公有財産の管理について

(4) 行政運営事務

パソコンにおける個人情報管理についてなど 6項目

2 意見

区役所における内部統制の取組みの強化及び内部統制の充実に向けた本庁事業所管課と区役所の連携について

第3 指 摘 事 項

1 収入事務

(1) 住民票の写し等の偽造防止用紙の管理について

市民課現金収納事務取扱準則によれば、区市民課における住民票や戸籍の附票の写しなどの発行に使用する偽造防止用紙（以下「用紙」という。）は、偽造防止用紙の管理に関する定め（以下「定め」という。）に従い、厳格に管理することとされている。

定めには、始業時及び終業時における用紙の保管状況の確認、束を開封した用紙の保管方法、汚損等により使用できなくなった用紙の保管方法などについて規定されている。

用紙の管理状況を調査したところ、定めに従った管理が行われていない事例が以下のように見受けられた。

- ア 未開封の用紙の束の管理について、実際に確認した職員とは異なる職員が管理簿に押印していたもの（東区市民課、瑞穂区市民課、天白区市民課）
- イ 束を開封した用紙について、業務時間内において施錠管理が行われていなかったもの（東区市民課、瑞穂区市民課）
- ウ 汚損等により使用できなくなった用紙について、業務時間内において施錠可能な場所に保管されていなかったもの（東区市民課、瑞穂区市民課）

東区、瑞穂区及び天白区市民課においては、定めに従い、用紙の厳格な管理を徹底されたい。

なお、監査期間中に定めに従った管理に改められ、必要な措置が講じられた。

(2) 区役所講堂の使用料の徴収事務について

区役所講堂の使用料については、区役所講堂及び区役所支所講堂使用規則（以下「使用規則」という。）に定められている。

区役所講堂に係る使用料の徴収事務を調査したところ、天白区総務課において、附属設備である照明装置の使用料を誤って減額したことにより、本来よりも低い金額で徴収している事例が、平成28年度以降複数見受けられた。

天白区総務課においては、使用規則に従って使用料を徴収されたい。

(天白区総務課)

2 支出事務

(1) コミュニティセンターの指定管理について

本市では、名古屋市コミュニティセンター条例に基づき、概ね小学校区域毎にコミュニティセンターを設置し、学区連絡協議会等が指定管理者として管理を行っている。

ア 営利行為の禁止について

コミュニティセンターの利用については、名古屋市コミュニティセンター条例施行細則において、営利を目的とする利用（以下「営利行為」という。）が禁止されている。コミュニティセンターの事務を所管する地域振興課では、営利行為に該当するか否か指定管理者が判断できるよう、営利行為の禁止に関する基準を示しており、具体的には、職業として教室等を開催する経営者や企業が主催して実施する塾や教室などの利用等が挙げられている。

コミュニティセンターの利用状況を調査したところ、東区及び天白区において、営利行為に該当する英会話教室や書道教室等が開催されている事例が見受けられた。

営利行為の禁止については、平成27年 5月15日に結果を公表した市民経済局の監査において、把握した営利行為事例について注意喚起を徹底されたいとの指摘をしたところであるが、今回見受けられた事例の一部は、当時の監査で判明したのと同じ教室であった。地域振興課においては、コミュニティセンターの適正な利用のため、他にも営利行為が行われていないか調査を実施するとともに、各区地域力推進室と情報共有を積極的に行うなど、実効性のある再発防止策を講じられたい。

(地域振興課)

イ 事業報告書の点検事務及び指定管理料の精算事務について

名古屋市コミュニティセンター条例施行細則等によれば、指定管理者は年度終了後、管理経費等の収支状況を記載した事業報告書を提出することとさ

れており、区地域力推進室において点検後、地域振興課においても写しの点検が行われている。

自動販売機を設置しているコミュニティセンターについては、その売上手数料は指定管理者の収入となり、また、設置料は本市への支出となるため、事業報告書にはその金額を記載する必要がある。

また、指定管理料については、名古屋市コミュニティセンター条例施行細則等に基づき、概算払により支払うものとされており、年度終了後、区地域力推進室へ領収書等の写しを添付した精算報告書を提出することとされている。なお、指定管理料から支出可能な経費については、毎年度締結する年度協定書等に定められている。

平成30年度の事業報告書の点検事務並びに東区、瑞穂区及び天白区地域力推進室における指定管理料の精算事務を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

- (ア) 事業報告書に自動販売機に係る収入や支出が記載されていなかったもの
(地域振興課、天白区地域力推進室)
- (イ) 指定管理料から支出できない経費である菓子代や清掃等謝礼金を、指定管理料から支出していたもの
(東区地域力推進室、瑞穂区地域力推進室、天白区地域力推進室)

事業報告書の記載誤りについては、地域振興課及び区地域力推進室において自動販売機設置の使用許可書又は貸付契約書の写し等と突合を行うなどすれば、容易に発見可能であったものである。地域振興課及び天白区地域力推進室においては、提出された事業報告書について、点検を十分に行われたい。

また、コミュニティセンターの指定管理料の精算事務については、平成25年5月16日に結果を公表した市民経済局の監査においても他区に対し、同様の指摘を行っているところである。東区、瑞穂区及び天白区地域力推進室においては、提出された精算報告書の確認にあたり、領収書等の写しの確認を確実にされたい。

地域振興課においては、他区においても同様の事例が生じていないか確認するとともに、全市的な再発防止の取組みを検討されたい。(地域振興課)

(2) 補助金の精算事務について

本市では、学区区政協力委員会及び学区連絡協議会等（以下「交付対象団体」という。）が行う事業に対して、名古屋市学区区政協力委員会運営補助金交付要綱や名古屋市安心・安全・快適まちづくり活動補助金交付要綱等に基づき補助金を交付している。

これらの補助金の交付は、概算払により行うものとされており、交付対象団体は補助事業終了後、区地域力推進室へ事業報告書及び補助対象経費とした支出に係る支払証拠書類の写しを添付した実績報告書を提出している。

また、地域振興課及び地域安全推進課が補助金の交付事務を担う区役所の職員向けに作成した手引き（以下「手引き」という。）によれば、実績の報告の際に提出された支払証拠書類の審査にあたり、領収書や支払証明書などで確認すべきことなどが示されている。

平成30年度の補助金の精算に係る事務を調査したところ、不適切な事例が以下のように見受けられた。

ア 補助対象とならない経費を補助対象経費として認めていたもの

（東区地域力推進室、天白区地域力推進室）

イ 実績報告書の添付書類等に不備があったもの

（東区地域力推進室、瑞穂区地域力推進室、天白区地域力推進室）

ウ 無償であるはずのものを補助対象経費として認めていたもの

地域団体が学校施設を使用する場合はその使用料は無償となるが、補助対象経費の証拠書類として、小学校特別活動室使用料に係る支出の領収書が含まれていた。事情を調査したところ、地域団体が特別活動室の使用に係る経費相当として自発的に支払った金銭に対し、該当の小学校教員から特別活動室使用料を名目とする領収書が発行され、証拠書類として提出されていたとのことであった。

（瑞穂区地域力推進室）

補助金の精算事務については、平成25年 5月16日及び平成27年 5月15日に結果を公表した市民経済局の監査においても他区に対し、同様の指摘を行っているところである。東区、瑞穂区及び天白区地域力推進室においては、補助金の

精算にあたり交付対象団体から提出された実績報告書等の確認を確実に行之、補助金の精算事務を適正に行われたい。

(3) 所得税等の源泉徴収事務について

所得税法（昭和40年法律第33号）等によれば、給与や報酬等の所得の支払をする者は、その支払の際、支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）を徴収し、国に納めなければならないとされている。また、所得税法において、源泉徴収の対象となる所得の範囲は、その所得の支払を受ける者の区分に応じて定められている。

所得税等の源泉徴収事務を調査したところ、市民活動推進センターにおいて、委託料で個人に支払ったデザインの報酬等について、源泉徴収を行う必要があると認識していなかったため、源泉徴収を行っていない事例が見受けられた。

市民活動推進センターにおいては、関係法令を正しく理解し、確実に源泉徴収事務を行われたい。
(市民活動推進センター)

3 財産管理事務

公有財産の管理について

公有財産については、地方財政法（昭和23年法律第109号）等により、常に良好の状態において管理することとされている。

市内に6箇所ある公設市場のうち、平成30年10月末より休業中の牧野公設市場について調査したところ、ひどい油污れなどが付着した状態が見受けられた。また、施錠されていない部屋があった。

地域商業課においては、清掃の実施や施錠の徹底など、財産の適切な管理を行われたい。
(地域商業課)



(床の状況)



(壁の状況)

4 行政運営事務

(1) パソコンにおける個人情報管理について

名古屋市個人情報保護条例において、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去することとされている。

ア 個人情報を含む電子メールの管理について

市民活動推進センター及びなごや人権啓発センターでは、市民等からの問い合わせや各種相談の対応を、パソコンを用いて電子メールにより行っている。

受信した電子メールの管理状況を調査したところ、送信者である市民等の個人情報（電子メールのアドレス・氏名・住所・電話番号など）が含まれるものがあり、消去されないまま、特段の事情もなく、数年間にわたり保存されていた。

市民活動推進センター及びなごや人権啓発センターにおいては、市民等の個人情報を含む電子メールの管理にあたり、保存が不要なものについては速やかに消去されたい。（市民活動推進センター、なごや人権啓発センター）

なお、監査期間中に保存が不要な電子メールの消去が行われ、必要な措置が講じられた。

イ インターネット検索に係る情報管理について

市民活動推進センターでは、市民等がインターネットによるボランティア活動の情報収集等に活用できるよう、一般共用スペースにパソコンを設置している。

このパソコンの管理状況を調査したところ、利用者がインターネット検索ソフトを使用した際の検索履歴が消去されない設定となっており、また、設置目的にそぐわない利用が行われた事例が見受けられた。

市民活動推進センターにおいては、パソコンのインターネット検索ソフトの検索履歴が確実かつ速やかに消去される設定や、設置目的にそぐわない利用を防止する対策を実施されたい。（市民活動推進センター）

(2) 市公式ウェブサイト上で公開されている外部リンクの確認について

本市ではインターネットを通じて行う情報サービスの中心として、名古屋市公式ウェブサイト（以下「市公式ウェブサイト」という。）を運営しており、必要な事項については、名古屋市ウェブサイト運営要綱等において定められている。

また、市公式ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク（以下「外部リンク」という。）を設定する場合は、「名古屋市公式ウェブサイトからのリンクの設定についての取扱基準」に基づき、リンク先は、名古屋市が行っている事業に関連のある内容を含むもので、公序良俗に反しないものなどの条件を満たすウェブサイト等に限定されている。

市公式ウェブサイトにおいて市民活動推進センターが提供するコンテンツに設定された外部リンクに係る管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 当初の接続先であるサイトが閉鎖したことに気付かず、新たに開設された公序良俗に反するような内容のサイトに接続されるようになっていたもの
- イ 長期間にわたってリンク切れとなっていたもの

インターネットが様々な情報を入手・提供する手段として普及・定着し、今や市公式ウェブサイトは有効な情報提供手段として欠くことができないものとなっている。一方で、インターネットの即時性や、市公式ウェブサイトに掲載する情報が広く市民に影響することを考えると、その情報は適正なものでなければならない。

市民活動推進センターにおいては、提供しているコンテンツについて、外部リンクが正常なリンク先に接続されているか、定期的に確認するよう徹底されたい。
(市民活動推進センター)

(3) 特定個人情報の管理について

名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市情報あんしん条例施行細則によれば、課、公所その他の組織の長は、当該組織の状況、所掌事務に応じた情報の保護及び管理の方法を定めることとされている。

これらの規定に基づき、各課室公所における情報の保護及び管理の方法に関する定め（以下「情報に関する定め」という。）を各課室公所长が定めている。西文化センター及び中文化センターにおける情報に関する定めによれば、特定個人情報の利用又は提供にあたっては、特定個人情報の取扱状況記録簿（以下「記録簿」という。）により記録しなければならないこととされている。

特定個人情報の管理状況について調査したところ、年末調整事務等において特定個人情報を取り扱っていたにもかかわらず、記録簿が作成されていない事例が見受けられた。

西文化センター及び中文化センターにおいては、本市の規定等に従い、特定個人情報の適正な管理を徹底されたい。（西文化センター、中文化センター）
なお、監査期間中に記録簿が作成され、必要な措置が講じられた。

(4) ソフトウェア資産管理について

本市では、ソフトウェアのライセンス違反により使用料相当額約 1,500万円を支払うという事案が発生したことを機に、再発防止策として「情報システム導入・運用ガイドライン（ソフトウェア資産管理編）」（以下「ガイドライン」という。）を平成25年度に策定した。これに基づくソフトウェア資産管理として、各課公所の所属長は、使用するパソコンやソフトウェアについて、年 1回以上の棚卸時における現物確認、種類等を記載した台帳の整備などを行うこととされている。

ソフトウェア資産管理の実施状況を調査したところ、東区総務課及び市民課において、現存しないパソコンが台帳に記載されたままになっており、台帳の更新が適切に行われていない事例が見受けられた。

東区総務課及び市民課においては、ガイドラインに従ったソフトウェア資産管理を徹底されたい。（東区総務課、東区市民課）

なお、監査期間中に台帳の更新が行われるなど、必要な措置が講じられた。

(5) 行政文書の管理について

本市では、会計事務の効率化等を目的として財務会計総合システムの再構築が行われ、平成31年 3月より新たな財務会計総合システムが稼働している。

これに伴い改正された名古屋市会計規則等によれば、支出命令行為等の会計事務に関連する事務の意思決定を電子計算機に登録することにより、その内容を電子的に蓄積することとなっている。そのため、これまで支出命令者等には紙の請求書その他審査に必要な関係書類を送付していたが、スキャナー等により電子情報化した関係書類を送付することとされた。

そして、電子情報の元となる行政文書は、当該電子情報の保存期間が満了する日までの間、適正に保管し、又は保存しなければならないとされている。

関係書類の管理状況を調査したところ、瑞穂区企画経理室において、電子情報化して送付が必要である見積書について、スキャンを行った後に原本が所在不明となった事例が見受けられた。

瑞穂区企画経理室においては、名古屋市会計規則等に従い、保存期間が満了する日までの間、適正に行政文書の管理を行われたい。（瑞穂区企画経理室）

第4 意見

区役所における内部統制の取組みの強化及び内部統制の充実に向けた本庁事業所管課と区役所の連携について

平成29年の地方自治法改正により、内部統制制度の導入が都道府県及び指定都市に令和2年度から義務付けられることとなり、本市では法施行に先立ち、令和元年度から試行的に運用を開始した。

区役所においては、過去の事務処理誤りや監査指摘等を踏まえ、各課室が業務リスクを洗い出すとともに、対応策を整備・運用し、区総務課が内部統制の推進・評価を総括する責務を担うこととされている。

このような取組みが進められる中、今回の監査では、前述の指摘のとおり、関係規定の誤認識・認識不足による不適切な補助金支給が複数年にわたり行われていた事例が、区役所において見受けられた。誤った事務処理が踏襲されている部署においては、自らが業務リスクの識別・評価・対応策を誤った認識のもとで行うため、現在区役所で運用されている内部統制の取組みでは是正されない場合がある。

区役所における内部統制体制の整備・運用は、区役所全体の内部統制が機能するよう、区長のリーダーシップのもと、区総務課が中心となって強く推進していくべきであり、区役所間のネットワークによる情報共有を密にすることで、自区における誤った事務処理の防止・是正に努められたい。

また、令和2年度からの内部統制制度の本格実施において、事業所管課と区役所が内部統制の整備・運用の面で連携することを踏まえ、市民経済局においては、特に公正な使用が求められる補助金に係る予算の執行事務について、区役所における事務の執行状況を適宜確認し、不備がみられた場合は全区役所に周知徹底するなど、区役所の内部統制の充実に向けた取組みを実施されたい。

監 査 種 別 定期監査及び行政監査

監 査 対 象 観光文化交流局

区 役 所

財 政 局

(区役所及び財政局については、観光文化交流局
関連事務に限る。)

監 査 期 間 令和元年 9月27日から

令和2年 4月15日まで

監査結果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、観光文化交流局、区役所及び財政局の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
観光文化交流局	総務課	
	ナゴヤ魅力向上担当部	ナゴヤ魅力向上室
	観光交流部	観光推進室、国際交流課、MICE推進室
	文化歴史まちづくり部	文化振興室、歴史まちづくり推進室
	名古屋城総合事務所	
区役所 (東区、瑞穂区、天白区)	区政部	総務課、地域力推進室
財政局	契約部	契約監理課、工事契約課

(注) 区役所及び財政局については、観光文化交流局関連事務に限る。

監査は、これらの課室公所で処理している事務のうち、主として平成30年10月1日から令和元年9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、業務委託に係る事務や個人情報等の機密情報に係る取扱いは適正に行われているかなどに着眼して調査した。

なお、令和元年度に包括外部監査人が「区における事業の財務の執行について～区役所費と区役所における債権管理を中心として～」をテーマに監査を実施しているため、双方の監査の実施に支障を来さないよう地方自治法第252条の30に規定する相互間の配慮に留意した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘事項

(1) 支出事務

財務会計総合システムの電子決裁についてなど 2項目

(2) 財産管理事務

金券類等の管理について

(3) 行政運営事務

特定個人情報の管理について

第3 指 摘 事 項

1 支出事務

(1) 財務会計総合システムの電子決裁について

本市では、財務会計総合システムの再構築が行われ、平成31年 3月より新たな財務会計総合システムが稼働している。

これに伴い改正された名古屋市会計規則等によれば、支出命令行為等の会計事務に関連する事務の意思決定を電子計算機に登録することにより、その内容を電子的に蓄積するとともに、行政文書の起案、決裁等の事務処理を電子的に行うこととなっている。そのため、これまで支出命令者等には紙の請求書その他審査に必要な関係書類を送付していたが、スキャナー等により電子情報化した関係書類を送付することとされた。

文化振興室において財務会計事務を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 起案者が関係書類の原本の一部を切り取り、スキャンしていたもの

業者から提出を受けた請求書の日付欄について、起案者が誤って記入した部分の切り取りを行うなどの加工を行った後、スキャンして電子情報を作成していた。

イ 起案者が関係書類の原本に修正テープを用いた処理を行い、スキャンしていたもの

業者から提出を受けた請求書の日付欄について、起案者が誤って記入した部分に修正テープを用いて修正を行った後、スキャンして電子情報を作成していた。

今回の財務会計総合システムの再構築により、電子決裁による事務の効率化や、請求年月日のシステム管理による支払遅延防止といった事務の適正化などの効果が見込まれている。

その一方で、電子決裁では財務会計総合システムの画面上において、スキャンにより作成された電子情報の点検が行われるため、書類の原本に切り取りや修正テープなどによる加工が行われた場合、視覚的チェックが紙決裁に比較し

て機能しにくいというリスクがある。今後、文書偽造につながる不適正な会計処理の発生を防止するため、ルールを遵守するという職場風土の醸成及び組織的なチェック機能の強化が必要不可欠である。

文化振興室においては、こうしたリスクを十分に理解した上で、再発防止策を講じられたい。

また、局内の内部統制を統括する総務課においては、今回の事例により露呈した業務上のリスクを踏まえた監理を徹底されたい。（総務課、文化振興室）

(2) 所得税等の源泉徴収事務について

所得税法（昭和40年法律第33号）等によれば、給与や報酬等の所得の支払をする者は、その支払の際、支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）を徴収し、国に納めなければならないとされている。また、所得税法において、源泉徴収の対象となる所得の範囲は、その所得の支払を受ける者の区分に応じて定められている。

所得税等の源泉徴収事務を調査したところ、文化振興室において、役務費で支払った不動産の鑑定評価報酬について、個人事業主である不動産鑑定士への支払であるにもかかわらず法人と誤認したため、源泉徴収を行っていない事例が見受けられた。

文化振興室においては、支払相手に応じた適正な源泉徴収事務を行われたい。
(文化振興室)

2 財産管理事務

金券類等の管理について

名古屋市会計規則等によれば、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品の出納は、金券類等出納簿により管理することとされており、物品出納員は、物品管理者からの通知を基に、現物を関係書類と照合し、確認の上受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登録することとされている。

また、財務会計総合システムの再構築による金券類等出納簿の電子化に伴い、平成31年 4月から、その登録は財務会計総合システムに入力する方法により行うこととなっている。

金券類等の管理状況を調査したところ、名古屋城観覧券は印刷業者から名古屋城総合事務所に納品された後、名古屋城観覧券の販売を受託する一般財団法人名古屋城振興協会へ引き渡されており、名古屋城総合事務所ではその受払いの都度財務会計総合システムに入力しているとのことであった。しかし、令和元年10月31日から同年11月6日までの期間の名古屋城大人観覧券の受払いについて、財務会計総合システムに登録することを失念しており、同年11月14日の現地検査当日における枚数が金券類等出納簿と一致しなかった。

名古屋城総合事務所においては、名古屋市会計規則等に従って、金券類等の管理を適正に行われたい。
(名古屋城総合事務所)

なお、監査期間中に金券類等出納簿に登録され、必要な措置が講じられた。

3 行政運営事務

特定個人情報の管理について

名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市情報あんしん条例施行細則によれば、課、公所その他の組織の長は、当該組織の状況、所掌事務に応じた情報の保護及び管理の方法を定めることとされている。

これらの規定に基づき、各課室公所における情報の保護及び管理の方法に関する定め（以下「情報に関する定め」という。）を各課室公所長が定めている。名古屋城総合事務所における情報に関する定めによれば、特定個人情報の利用又は提供にあたっては、特定個人情報の取扱状況記録簿（以下「記録簿」という。）により記録しなければならないこととされている。

特定個人情報の管理状況について調査したところ、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する寄附者等の特定個人情報を取り扱っていたにもかかわらず、記録簿に平成31年2月以降の記録がなかった。

名古屋城総合事務所においては、本市の規定等に従い、特定個人情報の適正な管理を徹底されたい。
(名古屋城総合事務所)

なお、監査期間中に記録簿が作成され、必要な措置が講じられた。

監 査 種 別	定期監査及び行政監査
監 査 対 象	健康福祉局（総務課、職員課、監査課、障害福祉部、生活福祉部） 区 役 所 財 政 局 (区役所及び財政局については、健康福祉局監査対象部課関連事務に限る。)
監 査 期 間	令和元年 9月27日から 令和2年 5月 8日まで

監査結果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、健康福祉局、区役所及び財政局の事務について、次表の課公所を対象として実施した。

区分	監査実施課室公所名		
健康福祉局	総務課、職員課、監査課		
	障害福祉部	障害企画課、障害者支援課、身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター	
	生活福祉部	保護課、保険年金課、医療福祉課	
区役所 (中村区、中区、瑞穂区、中川区、南区、緑区)	保健福祉センター	福祉部	民生子ども課、福祉課、保険年金課
		保健予防課	
	支所	富田支所区民福祉課、徳重支所区民福祉課	
財政局	契約部	契約監理課、工事契約課	

(注) 区役所及び財政局については、健康福祉局監査対象部課関連事務に限る。

監査は、これらの課公所で処理している事務のうち、主として平成30年10月1日から令和元年9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、生活保護法返還金・徴収金などの債権管理や個人情報等の機密情報の取扱いは適正に行われているかなどに着眼して調査した。

なお、令和元年度に包括外部監査人が「区における事業の財務の執行について～区役所費と区役所における債権管理を中心として～」をテーマに監査を実施しているため、双方の監査の実施に支障を来さないよう地方自治法第252条の30に規定する相互間の配慮に留意した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘事項

(1) 収入事務

心身障害者扶養共済事業掛金の減免についてなど 3項目

(2) 支出事務

特殊勤務手当の支給事務についてなど 2項目

(3) 契約事務

緊急宿泊援護供給契約について

(4) 財産管理事務

原動機付自転車の管理について

(5) 行政運営事務

市外転出者からの福祉特別乗車券の返還に係る事務についてなど 4項目

2 意見

実効性のある内部統制の整備・運用について

第3 指 摘 事 項

1 収入事務

(1) 心身障害者扶養共済事業掛金の減免について

本市では、名古屋市心身障害者扶養共済事業条例等に基づき、心身障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害になったときに、心身障害者に終身一定額の年金を支給している。

また、保護者が生活困難等の事由により市長がやむを得ないと認める場合は掛金の減免を行っている。

掛金の減免事務について調査したところ、緑区福祉課では、前年度に減免の適用を受けていた者が、所得の増加などに伴い当該年度において減免の要件を満たさなくなったにもかかわらず、定められた事務処理を怠ったため誤って減免を行っていた。

緑区福祉課においては、掛金の減免事務を適正に行うとともに、当該事例については、正しい掛金徴収を行われたい。(緑区福祉課)

また、事業所管課である障害企画課においては、各区に対して当該事例の周知を行い、他区においても同様の事例が生じていないか確認するとともに、全市的な再発防止の取組を検討されたい。(障害企画課)

(2) 福祉電話利用者負担分の債権管理について

本市の債権管理については、名古屋市債権管理条例、債権管理・回収の手引き等（以下「債権管理条例等」という。）で取扱いを定めている。債権管理条例等では、債権について、履行期限が経過しているにもかかわらず債務が履行されていない場合は、期限を指定して書面により督促を行い、期限までに納付がされない場合には、催告を行うこととされている。

本市では、名古屋市身体障害者福祉電話・福祉ファックス貸与事業実施要綱（以下「福祉電話貸与要綱」という。）に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、当該障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段として福祉電話の必要性が認められ、その障害程度や所得税非課税世帯であることなど一定の条件を満たした者に対し、福祉電話又は福祉ファックスを貸与して

いる。当該事業の費用負担については、福祉電話貸与要綱では、電話機設置工事料、回線使用料などは本市が負担し、通話料は被貸与者が負担するものと定めている。

中村区福祉課では、被貸与者が通信事業者に対し通話料を支払わなかったことから、被貸与者に代わり本市が立替払を行い、被貸与者から分割して返還させていた。

当該債権の管理状況について調査したところ、分割返還する旨の誓約書を徴取し、当初収入調定を行っていたが、期間の途中から調定を行わず請求も行っていなかった。また、調定を行っているもののうち、履行期限までに債務が履行されないものについて督促状の発付を行っていなかった。さらには訪問や電話催告を行っても不在のため、交渉ができないとして平成25年3月以降の催告を行っていなかった。

中村区福祉課においては、債権管理条例等に基づく適正な債権管理を行うため、当該債権について、調定及び督促状の発付を行うとともに、被貸与者の現在の状況調査や今後の納付交渉を行われない。(中村区福祉課)

(3) 生活保護費に係る債権の管理について

生活保護費に係る債権については、債権管理条例等により取扱いが定められている。生活保護費に係る債権は公債権であり、債務者による時効の援用を要せず、時効により債権は5年で消滅する。また、発生した債権について納付がされないときは、督促や催告などにより債権の回収に努めるが、やむを得ず時効期間が満了した場合、不納欠損処分を行うこととされている。

生活保護費に係る債権の管理状況を調査したところ、中川区民生子ども課、緑区民生子ども課及び徳重支所区民福祉課において平成30年度末までに時効期間の満了により消滅した債権について、不納欠損処分が行われていない事例が見受けられた。また、徳重支所区民福祉課においては、時効期間が満了していないものと誤認し、既に消滅した債権について督促状を発付している事例が見受けられた。

債権管理条例等に基づき債権管理を適正に行い、やむを得ず時効期間が満了し、消滅した債権については、適正に不納欠損処分を行われない。

(中川区民生子ども課、緑区民生子ども課、徳重支所区民福祉課)

2 支出事務

(1) 特殊勤務手当の支給事務について

職員の給与に関する条例及び特殊勤務手当規則等により、区民生子ども課及び支所区民福祉課（以下「区民生子ども課等」という。）において、生活保護に関する業務に従事した場合、特殊勤務手当のうち福祉業務手当を日額で支給し、従事時間が1日において3時間50分未満であるときは、日額に2分の1を乗じた額を支給することとされている。

各区民生子ども課等における福祉業務手当の支給状況について調査したところ、支給事務担当者の入力誤りにより、出張や休暇により該当業務に全く従事していない日に支給されている事例や、従事時間が3時間50分未満である日について、日額に2分の1を乗じることなく支給している事例が一部見受けられた。

毎月の支給状況を確認の上、誤って支給されていた事例について戻入手続きを行われない。また、今後支給誤りが発生しないよう福祉業務手当の適正な支給事務を徹底されたい。

(中村区民生子ども課、中区民生子ども課、中川区民生子ども課、
富田支所区民福祉課、南区民生子ども課)

保護課においては、同様の事例が発生しないよう、今回の監査対象外の区民生子ども課等に対し当該事例について周知を行われない。(保護課)

(2) 被保護者が死亡した際の葬祭費の支払遅延について

生活保護の被保護者が死亡し、その者の葬祭を行う扶養義務者がおらず、遺留金品を充当してなお葬祭費が不足する場合には、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき、保護の実施機関である区民生子ども課等が葬祭扶助を支給している。区民生子ども課等では、被保護者が死亡した場合、自宅や病院などにおける遺留金品の確認により葬祭費に充当する金額を確定した上で、葬祭費に充当する遺留金品の金額と、区民生子ども課等から支給する葬祭扶助とを合わせて事業者を支払を行っている。

葬祭費の支払事務について調査したところ、緑区民生子ども課において、葬祭費に充当すべき遺留金品のうち、預貯金の払戻手を怠っていたため遺留金品の金額の確定が遅れたことにより、葬儀を執行してから半年以上もの期間が経過しているが、事業者への支払が行われていない事例が複数見受けられた。

このように、本市の事務手続の遅延が原因で事業者への支払が行われていないことは、行政に対する信頼を損ないかねない。

緑区民生子ども課においては、遺留金品の確定を速やかに行い、支払事務が遅延することがないよう徹底されたい。(緑区民生子ども課)

3 契約事務

緊急宿泊援護供給契約について

本市では、居住地がない者等が社会福祉事務所である区民生子ども課等に来所し、生活保護法による保護を必要とする状態にあるが施設等への入所措置ができないなど一定の要件を満たす場合、緊急宿泊援護事業取扱要綱（以下「緊急宿泊援護要綱」という。）に基づき、宿泊所等の提供を行っている。

当該事業を行うにあたり、保護課は市内の民間簡易宿所と緊急宿泊援護供給契約を締結しており、実績に応じて月ごとに宿泊料等を支払っている。

また、緊急宿泊援護要綱により、各区民生子ども課等は対象者に宿泊券等を利用日数に応じて発行しており、提出を受けた簡易宿所は、部屋及び食事を確保した実績に応じ、宿泊券等を添付の上、全市分の支払事務を一括して行う中村区民生子ども課に宿泊料等を請求することとされている。

当該契約について調査したところ、区民生子ども課等において複数日分の宿泊券等を発行したものの期間途中で利用を終了した事例について、宿泊券等を発行した区民生子ども課等は、利用者の施設入所などにより簡易宿所の利用を期間途中で終了した旨を把握していたが、簡易宿所にその旨を連絡するなどの仕組みがなかったため、実際に利用していない期間を含めた宿泊料等が発生していた。

保護課においては、宿泊券等を発行した期間途中で利用を終了した場合、以降の宿泊料等が発生することがないよう対策を講じられたい。(保護課)

4 財産管理事務

原動機付自転車の管理について

区民生子ども課等では、被保護者への家庭訪問等に使用する目的で原動機付自転車を配備している。原動機付自転車を使用する場合、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づき自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）に加入しなければならず、生活保護業務の所管課である保護課において、各区民生子ども課等で使用する原動機付自転車に係る保険料の支払手続を一括して行っている。

原動機付自転車の管理状況について調査したところ、中村区民生子ども課及び南区民生子ども課において、故障により使用できない状態にあり、過去複数年にわたり使用実績がないにもかかわらず、責任保険の加入を続けている原動機付自転車が複数見受けられた。

これらの原動機付自転車は故障しており、使用実績もないことから、使用廃止の手続を行われない。（中村区民生子ども課、南区民生子ども課）

また、保護課においては、使用廃止の手続がとられた原動機付自転車について、未経過期間の保険料返還のための手続を行われない。（保護課）

なお、各所属において監査期間中に使用廃止の手続及び保険料返還のための手続が行われ、必要な措置が講じられた。

5 行政運営事務

(1) 市外転出者からの福祉特別乗車券の返還に係る事務について

本市では、名古屋市障害者福祉特別乗車券交付要綱等に基づき、本市に住所を有し、身体障害者手帳等の交付を受けた者で障害の程度が一定の級に該当する者等に対して、福祉特別乗車券（以下「乗車券」という。）を交付している。現在発行している乗車券の有効期限は、平成28年11月のICカード化から5年となっており、令和3年10月末まで市営交通機関等を無料乗車することができる。

乗車券の交付を受けた者が、市外転出などにより資格を喪失した場合は、速やかに乗車券を返還しなければならないとされている。

各区役所における乗車券の返還に係る事務を調査したところ、市外転出者に

対する乗車券の返還の文書通知や職権による乗車券の廃止処理を行う区がある一方、乗車券が返還されない限り特段の対応を行っていない区もあるなど、区によって事務処理が異なっていた。これにより資格喪失後も有効期限まで使用可能な乗車券が存在し得る状況が見受けられた。

事業所管課である障害企画課は、本来は市外転出時に乗車券が返還されるべきであるものの、返還が無い場合には廃止処理をすべきであるとの見解であるが、各区に対して明示していなかったため、区ごとに認識が異なっていた。

市外転出者の乗車券の返還、廃止処理が正しく行われない場合、乗車券の不正利用につながるおそれがある。

障害企画課においては、資格喪失後も使用可能な状況が生じ得ないよう事業所管課として資格喪失に伴う乗車券の返還に関して実施すべき事務を要綱等に規定し、各区役所において適切な事務処理が行われるよう指導するとともに、今後同様の事例が生じないよう対策を講じられたい。(障害企画課)

各区役所においては、資格喪失後も使用可能となっている乗車券について、調査の上、速やかに廃止処理を行われたい。

(中村区福祉課、中村区保健予防課、中区福祉課、中区保健予防課、瑞穂区保健予防課、中川区保健予防課、南区保健予防課、緑区福祉課、緑区保健予防課、徳重支所区民福祉課)

(2) 保護の決定通知書の送付について

区民生子ども課等は、要保護者等から保護の開始及び変更の申請があったときは、生活保護法の規定により、保護の種類や程度等を決定し、原則として申請のあった日から14日以内に決定内容を書面により通知しなければならないとされている。

また、行政不服審査法（平成26年法律第68号）によると、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立てをすることができる処分を行う場合には、不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならないとされており、生活保護の開始及び変更の決定を行う場合は、決定通知書において当該教示がなされている。

区民生子ども課等における決定通知書の送付状況を調査したところ、保護の

変更等の決定を行い、既に決定内容が反映された生活保護費の支給が行われているものの、決定を受けた者に対し保護の決定通知書を送付していない事例が散見された。

保護の決定通知書には、生活保護費の支給金額など行政処分の内容や、不服申立てに係る教示についても示された重要な通知であることから、各区民生子ども課等においては、送付漏れがないか定期的に確認を行うなどにより、保護の決定通知書を確実に送付されたい。

(中村区民生子ども課、中区民生子ども課、瑞穂区民生子ども課、
中川区民生子ども課、富田支所区民福祉課、南区民生子ども課、
徳重支所区民福祉課)

当該事例は複数の所属で発生しており、決定通知書の送付事務の重要性について認識不足が見受けられることから、生活保護業務を所管する保護課においては、同様の事例が発生していないか他区の状況を調査の上、適正に事務が執行されるよう各区民生子ども課等を指導されたい。(保護課)

(3) 国民健康保険被保険者証の再交付における本人確認について

名古屋市国民健康保険に加入している被保険者が被保険者証を紛失又は汚損した場合、運転免許証等の本人確認書類を提示してその再交付の申請を行い、窓口において申請者について本人確認書類による確実な本人確認ができた場合は、申請時に被保険者証を即時交付している。

本人確認書類には、写真が貼付された官公署の発行する証明書等 1点の提示でよいものと、複数の提示が必要なものがあり、従前は窓口で再交付申請書にその確認書類の種別を記載するとともに写しを保管すること等によって事後に改めて確認できる状態にしていたが、事務上必要のない個人情報保有しないことや窓口事務負担軽減の観点から、平成31年 4月 1日受付分から写しを保管することを廃止する取扱いとした。

この再交付申請の手続を調査したところ、平成31年 4月 1日以降、即時交付を行った一部の再交付申請書において、いずれの本人確認書類で本人確認を行ったのか記載がないもの、本来複数の本人確認書類で確認すべきものであるにもかかわらず 1点の本人確認書類の記載しかないものなど、適正に本人確認を

行ったことが確認できない事例が見受けられた。

平成31年 4月から本人確認書類の写しを保管する取扱いを廃止したところであり、確実に本人確認を行ったことを再交付申請書の中に記録を残しておくことがより重要である。

本人確認に対する意識をおろそかにすると誤交付を誘発し、個人情報の流出などにつながるおそれがあるため、確実な本人確認を行うとともに再交付申請書への記録を徹底されたい。

(中村区保険年金課、中区保険年金課、瑞穂区保険年金課、
中川区保険年金課、緑区保険年金課)

(4) 遺留金品に係る現場確認について

被保護者の遺留金品の取扱いについては、生活保護法、遺留金品取扱の手引等により定められている。これらによると、単身の被保護者が死亡し、その者の葬祭を行う扶養義務者がいない場合などには、自宅や病院において病院職員や民生委員など第三者の立会いのもと遺留金品の確認を行い、現場確認書に受け入れた遺留金品の内容を記載し、立会った者は氏名等を自署することとされている。また、受け入れた遺留金品については、帰庁後遺留金品整理簿に内容を記載し、遺留金品のその後の処理状況を明らかにすることとされている。

遺留金品の取扱事務について調査したところ、瑞穂区民生子ども課において、病院で死亡した被保護者の遺留金品について受け入れた遺留金額の記載が遺留金品整理簿にはあるものの、病院職員の立会いのもと記載した現場確認書には遺留金額が記載されていない事例が見受けられた。この場合、帰庁後に記載した遺留金品整理簿の記載内容の信ぴょう性が担保されず、遺留金品の紛失や盗難、横領が発生していても、その事実を把握することができない。

第三者の立会いのもと作成する現場確認書の重要性を改めて認識し、適正に記載することを徹底されたい。
(瑞穂区民生子ども課)

第4 意見

実効性のある内部統制の整備・運用について

平成29年度の地方自治法改正により、内部統制制度の導入が都道府県及び指定都市に令和2年度から義務付けられ、本市では法施行に先立ち令和元年度から試行的に運用を開始した。

各局区室においては、過去の定期監査等における指摘事項やこれまでに発生した事務上の処理誤り等を踏まえ、課公所単位で業務プロセスを網羅的に見渡し業務リスクを洗い出した上で、重要度の高い業務リスクへの対応策を整備し、その取組状況の評価を実施するとともに、不備が見られる場合には自主的な是正・改善を行うこととされている。

本市の主な事務上の処理誤り等の件数は年々増加傾向にあり、令和元年度の発生件数は過去最多であった平成30年度を上回っている（図参照）。生活保護業務を行う区民生子ども課等においては、令和元年度に限っても被保護者の保護台帳の庁外への置き忘れや保護台帳のFAXの誤送信による個人情報の漏えい、被保護者の遺留品の不適正な処分などの事案が発生・判明しており、今回の監査でも過去の定期監査等で繰り返し指摘している遺留金品の取扱事務などで不適切な事例が依然として見受けられた。

これらの事例の中には、内部統制の試行実施において同一のリスクについて内部統制に取り組んでいた課公所がある一方で、リスクとして認識していなかった課公所において発生した事例があり、リスクの洗い出しが十分に行われていない状況が見受けられた。

また、重要度の高いリスクとして自ら認識し、対応策を講じていたにもかかわらず発生した事例もあり、職員一人ひとりが対応策を徹底していないこと、組織としてのチェック体制が機能していないことからこうした事例が発生したと考えられる。

各区役所においては、共通する業務を行っていることから、他区で発生した事務処理誤り等についても留意の上、リスクの洗い出しを確実にを行うとともに、職員一人ひとりが内部統制の重要性について理解し、主体的にリスクの発生を

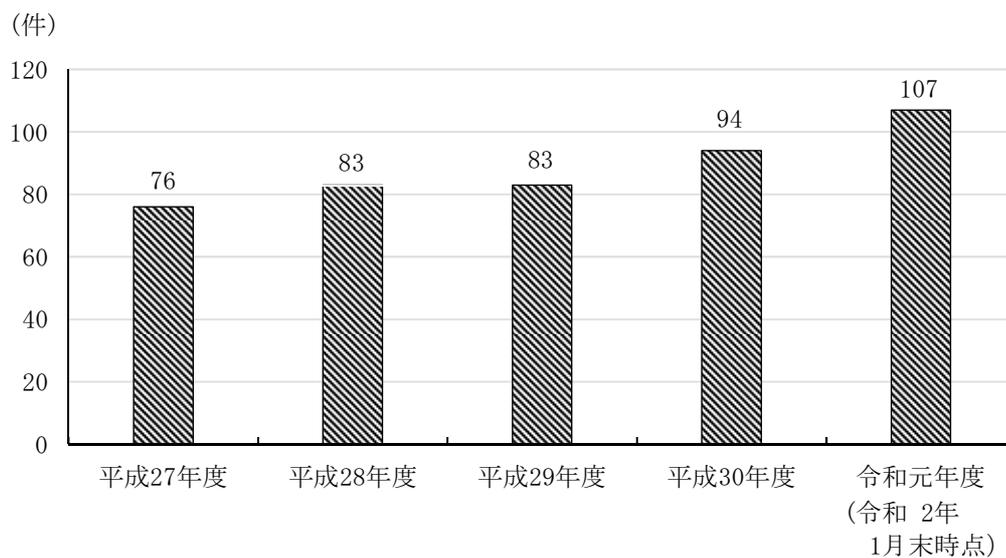
低減するための対策に一層取り組まれない。

事業を所管する健康福祉局にあつては、リスクを意識した事務指導や共通マニュアルの整備・充実、研修を実施するなど、区役所におけるリスクの低減のための支援を行われたい。

内部統制については、試行実施の段階も含めこれまでも定期監査や決算審査等において度々意見を付してきたところである。にもかかわらず、それが十分に生かされることなく本格実施を迎えるこの時期においてもこのような状況にあることには強い危機感を覚える。

各所属にあつては、今一度、全職員が制度の趣旨を十分に理解した上で主体的に取り組むことで、制度を形骸化させることのないよう実効性のある内部統制の整備・運用に向けて全力をもってまい進されたい。

図 本市における主な事務上の処理誤り等の件数の推移



監 査 種 別 定期監査（工事監査）

監 査 対 象 交通局

監 査 期 間 令和 元年 9月25日から
令和 2年 5月 8日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査では、交通局における平成29年10月1日から令和元年9月30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出した。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	936	97	10.4	30,682	11,974	39.0
委託	1,455	30	2.1	15,083	1,794	11.9

監査にあたり、工事においては、設計・積算・施工・検査が適正に執行されているか、また、委託においては、仕様書に基づき業務が適正に執行されているかなどといった視点に加え、安全に配慮した適切な設計及び工事監理がされているかなどに着眼して、書類調査及び現地調査を行った。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらの点を是正するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘事項

(1) 設計

維持管理を考慮した設計について

(2) 施工

労働者の墜落防止に対する措置について

(3) その他

適切な工期設定及び完了検査の適正な実施について

2 実地検査

栄変電所始め15変電所電気設備点検業務委託

3 意見

請負工事における安全対策の強化について

第3 指 摘 事 項

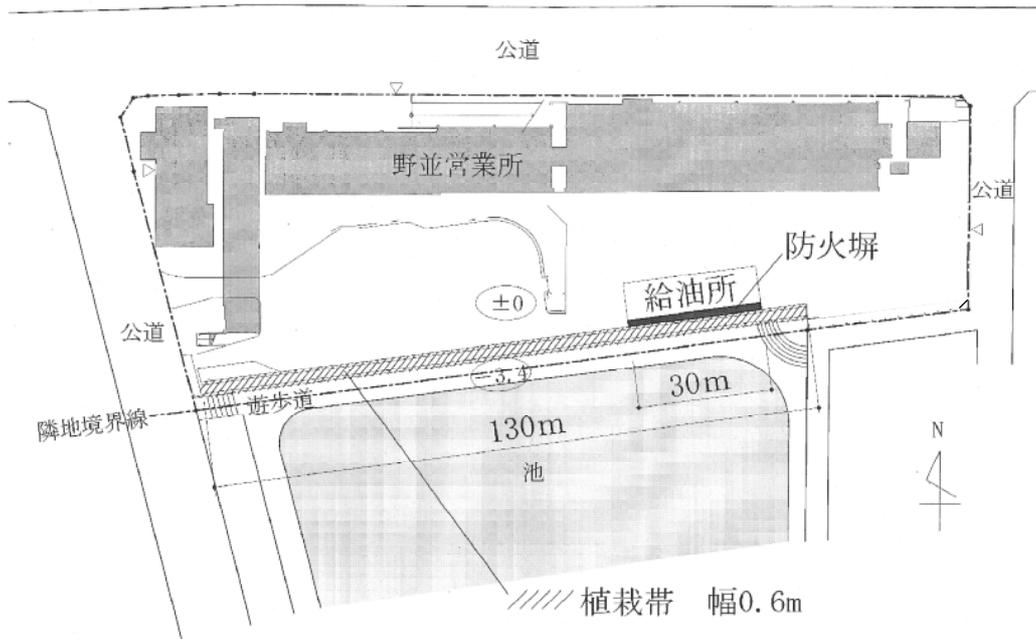
1 設計

維持管理を考慮した設計について

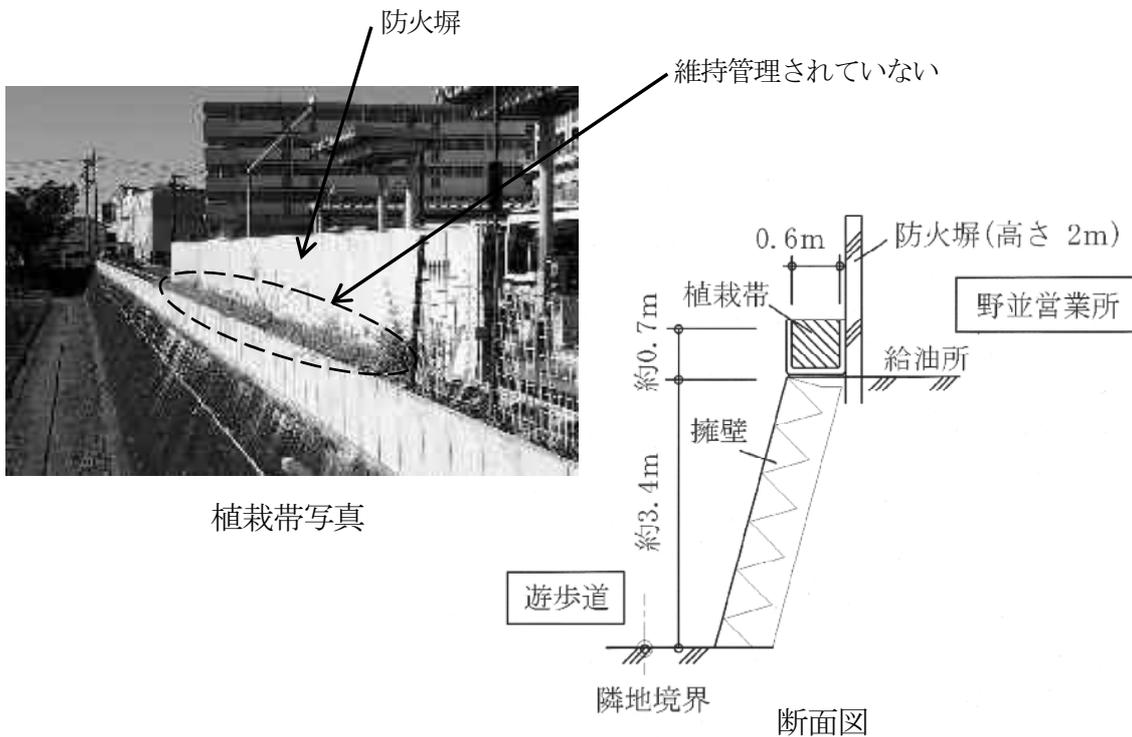
「野並営業所の老朽化対策工事（建築工事）」では、老朽化した植栽帯の工作物を改修する工事を行っていた。この植栽帯は、全長約 130メートル、幅 0.6メートルで、隣接する遊歩道から高さ約 3.4メートルの擁壁上部に設置されており、営業所の敷地内より維持管理するものであった。植栽帯に隣接する場所に市バス車両への給油所があり、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）に基づき長さ30メートルの防火塀が給油所と植栽帯との間に設置されていた。植栽帯には遊歩道側への転落防止対策がなく、防火塀に面した部分については、人が安全に立ち入れないため、適切に維持管理されておらず、雑草が生えたままとなっていた。改修工事前における当該植栽帯の状況を確認したところ現状と同じであり、営繕課は、あらかじめ現地の状況や維持管理方法を十分に把握していなかったとのことであった。

改修工事の設計にあたっては、自ら現地を確認するとともに施設管理者からの聴き取りを十分に行い、工事施工後に安全な維持管理作業ができるよう適切に設計されたい。

（営繕課）



配置図



植栽帯写真

断面図

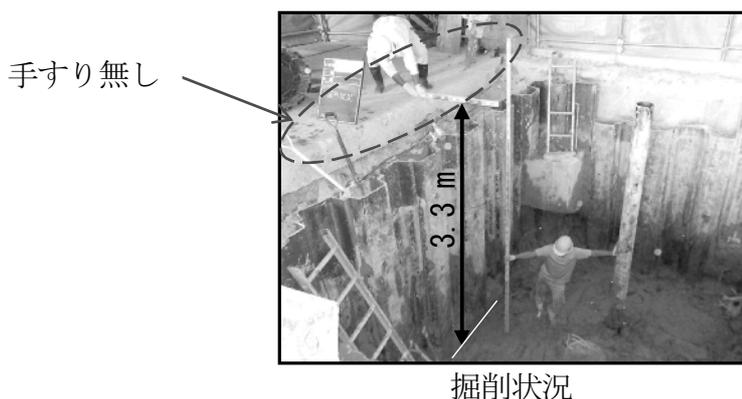
2 施工

労働者の墜落防止に対する措置について

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）では、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所

には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならないと定めている。

「緑営業所ツインリフト設置に伴う改修工事（建築工事）」では、バス整備用昇降機を収納する鉄筋コンクリート構造物を新設する工事を行っていた。工事中、土間の一部を深さ 3.3メートルまで掘削していたことから、必要な安全対策を講じているか工事写真を確認したところ、掘削による開口部の周囲に墜落防止用の手すりなどを設けておらず、労働者が掘削底面まで墜落するおそれがあった。



労働安全衛生規則に基づき適切に墜落防止措置を行うよう受注者を指導されたい。（営繕課）

3 その他

適切な工期設定及び完了検査の適正な実施について

「徳川園新出来（南行）バス停留所整備」では、バス停留所の整備において歩道上の高木 2本を撤去し、その代わりとして別の場所に高木 2本を新植することとしていた。高木を管理している道路管理者から植栽適期に新植を行うよう指示があり、その時期が契約工期内ではなかったことから契約工期終了後に新植していた。また、新植の施工がされていない状態で完了検査を実施していたが、設計図書に新植する本数や場所が記載されていなかったため、新植が工事内容に含まれていることを見落とし、検査を合格としていた。

工期設定は工事内容を踏まえて適切に行い、契約工期内に工事が完了するよう工事発注されたい。また、設計図書の作成においては、工事内容を明確に記載するとともに、完了検査は請負代金の支払い根拠となる重要なものであるため適正に行われたい。（自動車施設課）

第4 実地検査

1 検査概要

「栄変電所始め15変電所電気設備点検業務委託」における維持管理業務について適切に実施されているか、現地で検査を行った。

2 検査事項

黒川変電所に設置する整流器用直流高速度遮断器の機能試験及び連動試験として、絶縁抵抗試験、試験電流試験及び保護連動試験を行った。

3 検査結果

(1) 絶縁抵抗試験

遮断器の絶縁抵抗試験として下表の測定部位における絶縁抵抗値を測定し、基準以上であることを確認する。

測定部位		測定値 [MΩ]	基準値 ^(注) [MΩ]	判定
主回路	上部端子－接地端子間	2,000 以上	50 以上	良
	下部端子－接地端子間	2,000 以上		良
	上部端子－下部端子間	2,000 以上		良

(注) 基準値は、交通局「高速電車安全管理規程」に基づく「鉄道電気施設 変電設備保守心得」による。

(2) 試験電流試験

遮断器の試験コイルに試験電流を流すことで、遮断器に大電流を流すのと同じ状態を擬似的に作り、許容値の範囲内で遮断器が『切』になることを確認する。

種別	目盛設定値 [A]	試験電流 ^(注) [A]		判定
		測定値	許容値	
整流器用直流高速度遮断器 (54P3)	8,000	5.50	4.13～5.67 (54P3)	良

(注) 許容値は、製作会社が電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)に基づき行った試験による。

(3) 保護連動試験

擬似的に過電流で直流遮断器(54P3)が『切』になった状態を作り出し、連動して交流側遮断器(52-3)が『切』になること及び故障表示と警報が動作することを確認する。

試験項目	状態表示		故障表示及び警報		判定
	黒川変電所(監視盤)				
	54P3	52-3	54P3	警報	
直流過電流	赤点灯→緑点灯 (入) (切)		故障 表示	鳴動	良
	○	○	○	○	

以上の結果、絶縁抵抗試験、試験電流試験及び保護連動試験について、いずれも適正であり当該業務委託が適切に実施されていると認められた。

第5 意見

請負工事における安全対策の強化について

交通局においては、昭和5(1930)年に市バス、昭和32(1957)年に地下鉄の営業を開始しており、これまで市バス及び地下鉄の安全運行の確保に向け、日常的な点検や維持補修を行うとともに、老朽化が進行した施設の改修、バリアフリー化、地下鉄ホーム柵整備など安全・安心な公共交通とするため整備を行っている。

今回の監査の結果、工事中の墜落防止に対する措置が適切に行われていなかった事例が見受けられた。この事例は、平成29年度の前回監査において同様の指摘をしており、併せて施工計画を受注者と十分協議した上で工事着手し、施工中に安全対策に不備がある場合には、その都度指導するなど適切な工事監理を行うことの重要性について意見を付したところである。

交通局ではこれを受けて、指摘事項の周知や研修を実施するとともに、工事監督に用いるチェックリストに墜落防止措置を指導する項目を追加し、受注者に対して指導しているとのことであった。しかしながら、工事着手前の施工計画書や施工中

に用いるチェックリストの確認が不十分であり、請負工事における労働災害の防止に係る法令の理解や安全に対する意識が、工事監督を行う職員に十分に浸透していないのではないかと考えられる。

交通局においては、安全管理に対する同様な指摘が繰り返されたことを重く受け止め、現行の対策が十分に機能しているかどうかを改めて点検し、再発防止策を講じられたい。

監 査 種 別 定期監査（工事監査）及び行政監査

監 査 対 象 環 境 局
財 政 局（環境局関連事務に限る。）

監 査 期 間 令和 元年 9月30日から
令和 2年 5月 8日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査では、環境局における平成30年10月1日から令和元年9月30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出した。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	616	49	7.9	24,293	19,342	79.6
委託	447	30	6.7	97,838	58,496	60.0

監査にあたり、工事においては、設計・積算・施工・検査が適正に執行されているか、また、委託においては、仕様書に基づき業務が適正に執行されているかなどについて、書類調査及び現地調査を行った。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これを是正するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘事項

廃棄物の適正な処理について

2 実地検査

北名古屋工場（仮称）整備運営事業

第3 指 摘 事 項

廃棄物の適正な処理について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号。以下「廃棄物処理法」という。）では、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定めている。また、事業者は、一般廃棄物^(注)の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬又は処分の許可を受けた者にそれぞれ委託しなければならないと定めている。

環境局は、廃棄物の処理委託について（30環廃第 181号）で、工事を伴わずに生じた廃棄物については施設の管理者又は占有者が事業者となるとし、各局室区長宛てに通知している。

「守山北部処分場及び守山南部処分場支障木撤去工事」では、支障樹木の伐採、運搬及び処分と併せて、前年度に実施した業務委託にて伐採し施設内に集積した樹木の運搬及び処分を委託していた。樹木は一般廃棄物である木くずに該当することから、事業者である環境局が廃棄物処理法に基づき適正に処理しているか確認したところ、前年度に伐採した樹木について事業者であるという認識がなく、一般廃棄物の収集運搬許可を受けていない本工事の受注者に運搬を委託していた。

廃棄物の処理を委託する場合は、事業者としての責務を認識し、廃棄物処理法に基づき適正に実施されたい。 (施設課)

(注) 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいい、産業廃棄物は、廃棄物処理法により事業活動に伴って生じた廃棄物のうち種類や業種の区分により定められている。木くずの場合、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）や、木材又は木製品の製造業に係るもの、パルプ製造業に係るものなどが産業廃棄物に該当し、それ以外の廃棄物をいう。

第4 実地検査

1 検査概要

「北名古屋工場（仮称）整備運営事業」において、工場の整備状況を現場で確認した。

2 確認項目

- (1) 誘引通風機の設置状況
- (2) ガスエンジン発電機の設置状況
- (3) 中央制御室でのプラント試運転の状況
- (4) 見学者用設備の整備状況

3 検査結果

良好とする。

監 査 種 別 行政監査及び随時監査

監 査 対 象 全局室区

監 査 期 間 平成30年11月 9日から
令和 2年 5月 8日まで

監査の趣旨及びテーマ

第1 監査の趣旨

各局室区における事務の執行に関し、これらに共通する問題を考察することを目的に、特定のテーマについて、局室区単位で実施している定期監査とは別に、全市横断的な視点から監査を実施した。

第2 監査のテーマ

「補助金交付事務について」

地方公共団体が行う補助については、地方自治法第232条の2を根拠とし、本市会計室が作成した会計事務用語集によると、補助金は、特定の事業・研究を行うものに対して、その事業等を育成、助長するため法令の規定に基づき又は公益上必要があると認める場合に予算措置によって交付する経費であるとされている。

補助金は、施策目的を効果的に実現していくための有効な手段の一つとして活用されているが、一方、交付した相手方からの反対給付を伴わない一方的な支出であるという性格を有しており、当該支出について市民の理解を得ていくためには、補助金の使途は適切かなどについて厳正な審査を行うとともに、補助金の支出の効果を定期的に評価、検証していくことが必要である。

本市では、法令や条例に定めのあるもののほか、交付の申請、決定等に関する基本的事項を定めた名古屋市補助金等交付規則等に基づき交付事務を行っており、補助金ごとに交付要綱、交付要領等（以下「交付要綱等」という。）を制定し、この中で具体的な交付手続きや補助対象経費等を定めている。

しかしながら、過去の定期監査等では、補助金額を誤って算定していたものや

補助対象とならない経費を補助対象経費に計上していたものなどが指摘されており、審査が十分でないため適正な交付がなされていないリスク、また、特定の者に対する補助金にあつては、補助金の支出の効果が明らかにされないまま長期に渡り漫然と交付され続けるリスクが存在していると考えられる。

こうしたことから、本市の補助金の交付状況を把握したうえで、以下の着眼点から補助金交付事務が適正に行われているか、補助金の支出の効果測定は適切に行われているか調査を行うため、本テーマを選定した。

- 1 補助金の支出にあたって、交付決定、精算、確認等は適正に行われているか。
- 2 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか。
- 3 市の補助金に係る会計経理は適正に行われているか。

なお、補助金交付事務について全市横断的な視点から問題を考察する過程で、その執行状況を確認する必要から、調査対象のうち一定数を抽出し、定期監査を補完する形で関係書類の調査を実施しており、こうした調査の中で見受けられた不適切な事例については「監査結果 第2 指摘事項」に掲載した。

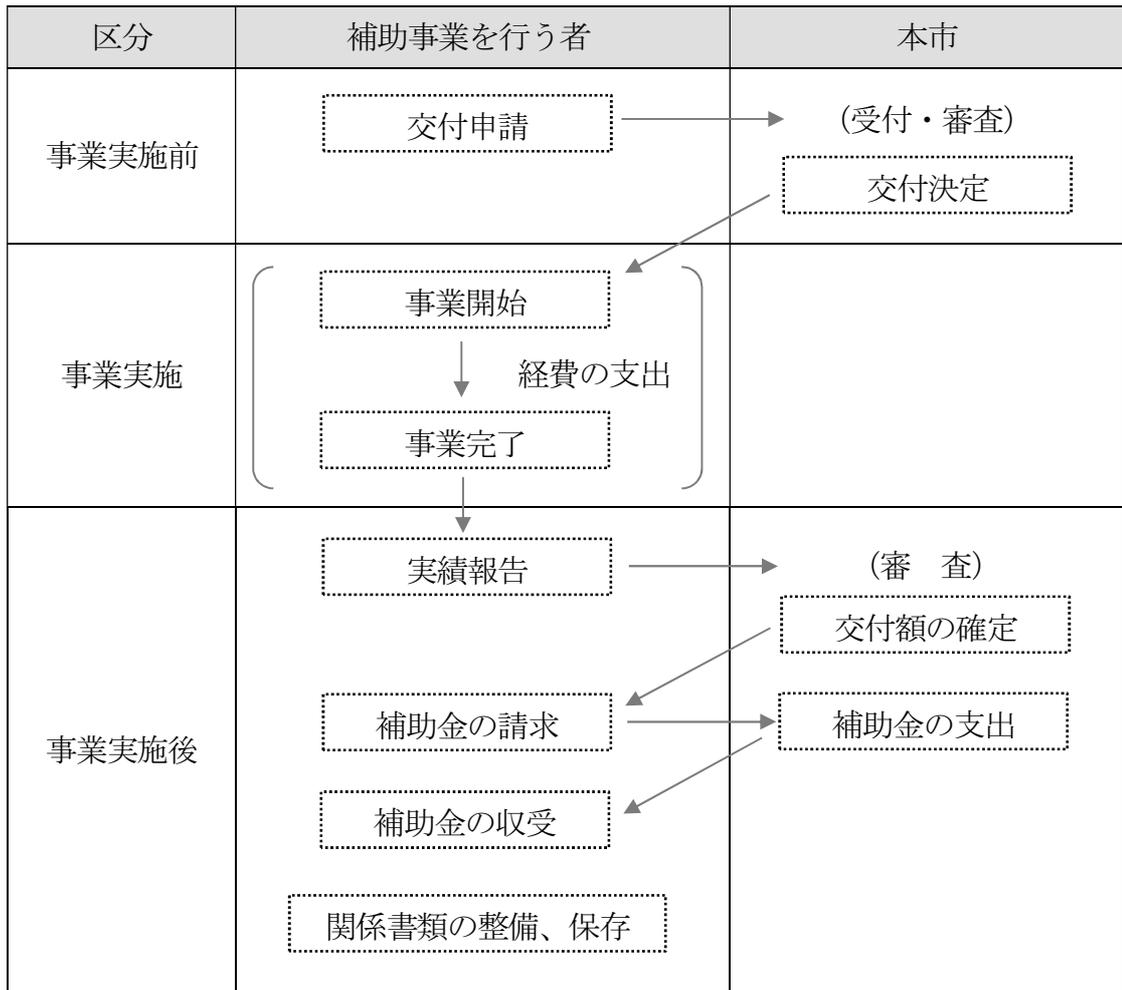
地方自治法（抜粋）

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

（注）文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(参考) 一般的な補助金交付手続き (通常払のケース)



監査の実施方法

1 基礎調査

本市の補助金の交付状況を把握するため、一般会計、各特別会計、各公営企業会計において平成29年度予算に計上された補助金 446件[※]を対象に、補助事業の内容、交付額、交付の開始年度等について調査を実施した（第12表を参照）。

※ 本市以外の者に対して交付するもので、調査票による調査時点において終了予定のないものを対象とした。

2 事項別調査

基礎調査やこれまでの定期監査の結果等から、次の調査項目について調査を実施した。

(1) 交付額を確定する際の審査において領収書等の支払証拠書類（以下「領収書等」という。）の確認を行っているか（446件を対象）。

(2) 特定の者に対する補助金[※]のうち、交付開始から10年以上経過又は経過年数不明のものについて、交付に際し、事業効果を測定するための成果指標の設定を行っているか（206件を対象）。

※ 交付要綱等で交付対象が指定されているものや、過去の交付実績から実質的に交付対象が限定されているもの。

(3) 交付対象が特定の者に限定されていない補助金のうち、予算の執行率が70パーセント未満のものについて、利用向上の取組みを行っているか(49件を対象)。

(4) 補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の仕入控除税額[※]への対応を執っているか（所管局室区を対象）。

※ 次頁の【解説】を参照

3 補助金関係書類の調査

補助金交付事務の執行状況を調査するため、交付額を確定する際の審査において領収書等の確認を行っていないとの回答のあった補助金を中心に、平成29年度及び平成30年度の補助金関係書類について調査を実施した(84件を対象)。なお、区役所において交付事務を行っているものについては、千種区、名東区を対象とした。

【解説】消費税等の仕入控除税額への対応について

(1) 消費税等の仕組みと仕入控除税額について

消費税等は、事業者が負担するものではなく、生産及び流通の各段階において事業者が販売する商品やサービスの価格に転嫁され、最終的に商品を購入し又はサービスの提供を受ける「消費者」が負担するものである。

したがって、生産及び流通の各段階において消費税等が重ねて課されることのないよう、事業者が確定申告をする際に、課税売上に係る消費税等の額から課税仕入に係る消費税等の額（以下「仕入控除税額」という。）を控除することで、消費税等の負担が累積しない仕組みとなっている（図を参照）。

なお、補助金の交付は、消費税法（昭和63年法律第108号）上、消費税等の課税対象とならない、いわゆる不課税取引に該当するとされている。

図 消費税等の負担と納付の流れ（「消費税のあらまし（国税庁パンフレット）」を基に作成）

	製造業者	卸売業者	小売業者	消費者
取引	売上 50,000 消費税等 ① 5,000	売上 70,000 消費税等 ② 7,000 仕入 50,000 消費税等 ① 5,000	売上 100,000 消費税等 ③ 10,000 仕入 70,000 消費税等 ② 7,000	支払総額 110,000 消費者が負担した消費税等 10,000 各事業者が個別に納付した消費税等A+B+Cの合計 10,000
消費税等	納付税額A ① 5,000	納付税額B ②-① 2,000	納付税額C ③-② 3,000	
	確定申告・納付	確定申告・納付	確定申告・納付	

※1 消費税等の額は外税である。

※2 小売業者の場合、実際に納付する消費税等の額は、消費者から受け取った消費税等の額10,000から、卸売業者に支払った消費税等の額7,000（仕入控除税額にあたる。）を控除した3,000となる。

(2) 補助金に係る消費税等の仕入控除税額について

特定の事業に要する経費や団体運営費への補助において、補助事業を行う者が業務委託や物品購入等の課税仕入により支払った消費税等の額を含めた額で補助対象経費として計上し、当該対象経費に対して補助金額を確定し、交付を行う事例が見受けられる。こうした場合に、補助事業を行った者の確定申告において補助金に係る消費税等の仕入控除税額が生じたときは、事業者が実際に納付する必要がない額に対しても補助金を交付していることとなる。

そのため、補助金の交付要綱等には、事業完了後に消費税等の確定申告によ

り補助金に係る消費税等の仕入控除税額が確定した場合には、補助事業を行った者に対して報告、返還を求める規定が設けられているものがある。

監 査 結 果

第 1 補助金交付事務の状況

1 補助金の交付状況

全体で 446件、交付総額は 206億 8,170万円、所管局区数は11局16区（所管課室公所数92）であり、所管局区別に示すと、第 1表のとおりであった。

なお、会計室、市長室、財政局、市会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、消防局、交通局及び病院局は、監査の対象となる補助金はなかった。

第 1表 所管局区別の交付状況

区分	補助金		交付額	
	件数	割合	千円	割合
防災危機管理局	1	0.2	200	0.0
総務局	2	0.4	60,982	0.3
市民経済局	78	17.5	2,211,181	10.7
観光文化交流局	21	4.7	864,644	4.2
環境局	12	2.7	131,138	0.6
健康福祉局	158	35.4	7,408,459	35.8
子ども青少年局	58	13.0	5,836,883	28.2
住宅都市局	32	7.2	3,238,977	15.7
緑政土木局	25	5.6	136,637	0.7
区役所（16区）	26	5.8	68,378	0.3
教育委員会事務局	28	6.3	722,705	3.5
上下水道局	5	1.1	1,520	0.0
合計	446	100	20,681,709	100

また、交付額別に示すと、第 2表のとおりであった。

第 2表 交付額別の交付状況

区分	補助金 件数		交付額	
		割合		割合
10億円以上	件 4	% 0.9	千円 5,218,160	% 25.2
5億円以上10億円未満	5	1.1	3,252,641	15.7
1億円以上 5億円未満	36	8.1	7,377,762	35.7
5,000万円以上 1億円未満	35	7.8	2,413,505	11.7
1,000万円以上 5,000万円未満	73	16.4	1,792,284	8.7
500万円以上 1,000万円未満	43	9.6	322,474	1.6
100万円以上 500万円未満	101	22.6	258,350	1.3
10万円以上 100万円未満	103	23.1	45,471	0.2
1円以上10万円未満	20	4.5	1,058	0.0
交付実績なし	26	5.8	-	-
合計	446	100	20,681,709	100

2 交付要綱等の制定状況

交付要綱等の制定状況は、第 3表のとおりであった。

第 3表 交付要綱等の制定状況

区分	補助金件数	割合
交付要綱等を制定している	445件	99.8%
交付要綱等を制定していない	1件	0.2%
合計	446件	100 %

交付要綱等を制定している補助金は 445件で、ほぼ制定されていた。

3 交付額を確定する際の審査状況

交付要綱等における領収書等の提出を求める旨の定めの有無について調査を行ったところ、第 4表のとおりであった。

なお、対象員数に基づいて交付額を算定する等、性質上領収書等の確認を要し

ない補助金50件については、集計から除外した。

第 4表 交付要綱等における領収書等の提出を求める旨の定めの有無

区分	補助金件数	割合
定めあり	128件	32.3%
定めなし	268件	67.7%
合計	396件	100 %

交付要綱等において、領収書等の提出を求める旨の定めを設けていた補助金は128件、定めを設けていない補助金は268件であり、定めを設けていない補助金が約3分の2を占めていた。

定めを設けていない補助金268件について、補助金の交付額を確定する際の審査にあたり、実績報告書等に記載された金額を裏付けるものとして、領収書等を確認しているか調査を行ったところ、第5表のとおりであった。

第 5表 交付要綱等により領収書等の提出を求める旨の定めを設けていない補助金における領収書等の確認状況

区分	補助金件数	割合
領収書等を確認している	89件	33.2%
領収書等を確認していない	179件	66.8%
合計	268件	100 %

交付額を確定する際、「領収書等を確認している」との回答のあった補助金は89件、「確認していない」との回答のあった補助金は179件で、確認していない補助金が約3分の2を占めていた。

「確認していない」との回答のあった補助金179件について、補助金の交付額の確定後に、補助金所管課室公所の実地検査等において領収書等の確認を行っているか調査を行ったところ、第6表のとおりであった。

第 6表 交付額の確定後の領収書等の確認状況

区分	補助金件数	割合
交付額の確定後に、補助金所管課室公所の実地検査等において領収書等を確認している	21件	11.7%
交付額の確定後においても領収書等を確認していない	158件	88.3%
合計	179件	100 %

実地検査等において、「領収書等を確認している」との回答のあった補助金は21件、「確認していない」との回答のあった補助金は158件であり、確認していない補助金が約9割を占めていた。

以上を総括すると、調査の対象とした396件中158件（約4割）が、交付額の確定後の実地検査等も含め、領収書等を確認していなかった。

4 交付対象別の交付状況

交付対象別の交付状況は、第7表のとおりであった。

第 7表 交付対象別の交付状況

区分	補助金件数	割合
特定の者に対する補助金	253件	56.7%
交付対象が特定の者に限定されていない補助金	193件	43.3%
合計	446件	100 %

交付対象は、特定の者に対する補助金が253件、交付対象が特定の者に限定されていない補助金が193件で、特定の者に対する補助金が多かった。

5 経過年数別の交付状況

交付開始からの経過年数別の交付状況は、第8表のとおりであった。

第 8表 経過年数別の交付状況

区分	補助金 件数		交付額		交付対象別 補助金件数	
	件	割合	千円	割合	A※	B※
5年未満	74	16.6	3,703,018	17.9	23	51
5年以上10年未満	57	12.8	2,766,268	13.4	24	33
10年以上15年未満	59	13.2	2,552,218	12.3	32	27
15年以上20年未満	22	4.9	2,334,110	11.3	16	6
20年以上25年未満	29	6.5	842,033	4.1	16	13
25年以上30年未満	31	7.0	549,861	2.7	22	9
30年以上35年未満	26	5.8	2,261,503	10.9	16	10
35年以上40年未満	25	5.6	809,982	3.9	17	8
40年以上45年未満	33	7.4	1,643,136	7.9	19	14
45年以上50年未満	17	3.8	1,772,075	8.6	9	8
50年以上	34	7.6	1,238,359	6.0	26	8
不明	39	8.7	209,141	1.0	33	6
合計	446	100	20,681,709	100	253	193

※ Aは特定の者に対する補助金、Bは交付対象が特定の者に限定されていない補助金である。

交付開始からの経過年数は、5年未満が74件で最も多く、次いで10年以上15年未満が59件、5年以上10年未満が57件の順であった。なお、経過年数が10年以上の補助金（経過年数不明のものを含む。）は315件となり、全体の7割以上を占めていた。

さらに、交付対象別に分類したところ、経過年数が10年未満の補助金については、交付対象が特定の者に限定されていない補助金の占める割合が高く、経過年数が10年以上の補助金（経過年数不明のものを含む。）については、特定の者に対する補助金の占める割合が高い傾向が見られた（第9表を参照）。

第 9表 経過年数10年で区分した交付対象別の交付状況

区分		交付対象別補助金件数		合計 (A+B)
		A※	B※	
経過年数別 補助金件数 (割合)	経過年数10年未満	47件 (35.9%)	84件 (64.1%)	131件 (100%)
	経過年数10年以上 又は経過年数不明	206件 (65.4%)	109件 (34.6%)	315件 (100%)
合計		253件	193件	446件

※ Aは特定の者に対する補助金、Bは交付対象が特定の者に限定されていない補助金である。

6 効果測定のための成果指標の設定状況

特定の者に対する補助金 253件のうち、交付開始から10年以上経過又は経過年数不明の補助金 206件を対象に、交付による効果を測定するための成果指標の設定状況について調査を行ったところ、第10表のとおりであった。

第10表 効果測定のための成果指標の設定状況

区分	補助金件数	割合
効果を測定するための成果指標がある	68件	33.0%
効果を測定するための成果指標がない	138件	67.0%
合計	206件	100 %

交付による効果を測定するための成果指標が「ある」との回答のあった補助金は68件、「ない」との回答のあった補助金は 138件で、成果指標を設けていない補助金が約 3分の 2を占めていた。

「ある」と回答のあった補助金68件のうち、成果指標として参加者や相談件数等の具体的な数値目標を定めている補助金は45件、補助事業を行った者が補助目的に沿った事業を実施していること自体を「効果」としている補助金は23件であった。「ない」と回答のあった補助金については、その主な理由として「補助金の交付目的からして設定することがなじまない」、「設定が困難である」との回答があった。

7 利用向上に向けた取組状況

交付対象が特定の者に限定されていない補助金のうち、平成27年度から平成29年度の3か年における執行率（予算額に対する交付額の割合）がいずれも70パーセント未満の補助金49件を対象に、利用向上に向けた取組状況について調査を行ったところ、「補助制度の広報活動」として、本市ウェブサイトや広報なごやへの掲載、リーフレットやチラシの配布、対象者への個別案内、説明会での周知等、「補助制度の改善」として、補助対象の拡充、補助額の増額等との回答があった。

また、執行率が低い理由について「調査対象期間に該当する対象者がいなかった」や「補助事業者の都合による辞退があった」との回答があった。

8 消費税等の仕入控除税額への対応状況

交付要綱等における消費税等の仕入控除税額に関する定めの有無について調査を行ったところ、第11表のとおりであった。

第11表 交付要綱等における仕入控除税額に関する定めの有無

区分	補助金件数	割合
定めあり	105件	23.5%
定めなし	341件	76.5%
合計	446件	100 %

交付要綱等において、仕入控除税額に関する定めを設けていた補助金は105件、定めを設けていない補助金は341件であり、定めを設けていない補助金が7割以上を占めていた。

仕入控除税額への対応状況を把握するため、各補助金所管局区に対して調査を行ったところ、「対応が必要な補助金について、国の規定を参考に交付要綱等に定めを設けている」との回答や「補助事業を行う者は消費税等の課税事業者に該当しないため特に対応する必要がない」との回答がある一方で、「補助金に係る消費税等の仕入控除税額についての認識がなく特に対応は行っていない」との回答もあった。

また、補助金に係る消費税等の仕入控除税額が生じたため、実際に交付額の一

部が本市に返還された事例の有無について調査したところ、返還がなされた補助金は1件あり、交付要綱に基づき、補助事業を行った3者へ交付した平成29年度分の補助金額6,569万円に対し、当該補助金に係る仕入控除税額相当額として、確定申告後に計486万円が本市に返還されていた。

第2 指摘事項

監査の結果、一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

(凡例)

番号 補助金の名称／交付事務担当課

(注) 番号は、第12表中の番号を示す。

1 交付申請、決定手続に関するもの

必要書類を徴取していなかったもの

127 公衆浴場高齢者ふれあい支援事業補助／健康福祉局高齢福祉課

交付要綱では、補助金の交付を申請しようとするときは、申請書に「申請者の営む主な事業を記載した書類」を添付して市長に提出しなければならないとされているが、同書類が添付されていないものがあった。

交付要綱に基づき、申請時の必要書類を確実に徴取されたい。

2 実績報告、額の確定手続に関するもの

(1) 提出期限後に提出されていたもの

313 保育のひろば事業補助／子ども青少年局保育企画室

364 農林畜水産関係事業補助（単独県費土地改良事業）／緑政土木局都市農業課

436 社会教育関係団体（スポーツ）補助／教育委員会事務局スポーツ振興課

交付要綱に定められた期限後に実績報告書が提出されているものがあった。

交付要綱に基づき、期限内に実績報告書を徴取されたい。

(2) 補助対象経費を明確にすべきもの

326 名古屋市青少年育成市民会議補助／子ども青少年局青少年家庭課

交付要綱では、補助対象経費は、①青少年をまもる運動街頭キャンペーン、②市の施策と呼応した事業、③その他広く市民の総意を結集し、青少年の健全育成を図るための事業、の実施に直接要する経費とされている。

実績報告書等を確認したところ、団体運営費が補助対象経費として計上されており、交付事務担当課によると、上記③に該当するものとして補助対象経費への計上を認めているとのことであった。

交付要綱上は団体運営費が補助対象経費であるかどうか不明確であることから、補助対象経費を明確にされたい。

436 社会教育関係団体（スポーツ）補助／教育委員会事務局スポーツ振興課

交付要綱では、補助金額は、交付先の団体の運営事務に係る経費の 2分の 1 以内の額とされている。ただし、特別の事由があると認められるときは、当該補助率を超えて補助することができることとされている。

実績報告書等を確認したところ、補助金額を交付先の団体の職員の人件費相当額としており、団体の運営事務に係る経費の 2分の 1 を超えていた。

交付事務担当課によると、本補助金は団体の職員の人件費相当額を補助することを目的としており、交付要綱のただし書きの規定に基づき毎年度人件費相当額を補助金額としているとのことであった。

交付要綱のただし書きの規定は特別の事由があると認められるときに適用すべきものであることから、交付要綱の規定において補助対象経費を明確にされたい。

(3) 補助金額の算定誤りがあったもの

以下の事例が見受けられたことから、交付額を確定する際の審査においては、補助金額が適正に算定されているかについて確認を十分に行われたい。

154 ふれあいセンター瀬古平成会館補助／健康福祉局介護保険課

交付要綱では、会館の運営経費の額から会館利用料として得た収入額を差し引いた額を交付することとされている。

実績報告書等を確認したところ、会館利用料に集計漏れがあったため、控除すべき収入額を過少に計上していた。

330 留守家庭児童育成会運営助成／名東区民生子ども課

助成金額算定の根拠となる児童数について、前月に全日欠席児童があったときは、その児童数を差し引いて算定すべきところ、児童出席簿の確認が不十分であったため、過大となっているものがあつた。

(4) 補助対象経費への計上誤りがあつたもの

以下の事例が見受けられたことから、交付額を確定する際の審査においては、補助対象経費が適正に計上されているかについて確認を十分に行われたい。

8 学区区政協力委員会運営補助／名東区地域力推進室

ア 事業活動外の飲食代や来賓への手土産代、支出対象となつた行為が明確でない謝金について、補助対象経費に計上されているものがあつた。

イ 同一の支払いであつた領収書と領収明細について、重複計上されているものがあつた。

11 安心・安全・快適まちづくり活動補助／名東区地域力推進室

前年度に支出されたものや支出対象となつた行為が明確でない謝金について、補助対象経費に計上されているものがあつた。

123 老人クラブ運営補助／名東区福祉課

ア 老人クラブに配布している手引きで補助対象として認められない経費として例示されていたもの（美術館や博物館の入場料、弁当代、花見に係る経費等）について、補助対象経費に計上されているものがあつた。

イ 老人クラブに配布している手引き等で示された上限額（茶菓代は1人200円まで等）を超えた経費について、補助対象経費に計上されているものがあつた。

128 民生委員児童委員協議会補助／千種区民生子ども課

前年度に支出されたものについて、補助対象経費に計上されているものがあ

った。

135 名古屋市民生委員児童委員連盟補助（会議の開催）／健康福祉局地域ケア推進課

事業実施報告書等を確認したところ、補助対象としている会議に要した経費として、補助対象とならない他の会議に要した経費が計上されていた。

211 作業所型地域活動支援事業補助／健康福祉局障害者支援課

交付要綱では、補助対象経費は当該事業に要する経費から、製品の生産活動に係る経費を控除したものとされており、実績報告書等において、事業所運営に係る経費と製品の生産活動に係る経費を区分して報告することを求めている。

しかし、事業所運営と製品の生産活動のいずれにも要すると考えられる光熱水費について、実績報告書等には、事業所運営に係る経費のみに計上しているものがあつた。

(5) 提出書類に記載漏れや誤りがあつたもの

以下の事例が見受けられたことから、交付額を確定する際の審査においては、実績報告書等の記載内容について確認を十分に行われたい。

123 老人クラブ運営補助／千種区福祉課、名東区福祉課

精算報告書に活動状況等を把握するために必要な、補助対象事業の実施時期、参加人数、具体的な経費の内訳の記載がないものがあつた。

268 愛知県食肉生活衛生同業組合衛生事業補助／健康福祉局食品衛生課

事業収支決算書の研修会の開催経費が予算額 8万円に対し決算額が53万円となっていたため、交付事務担当課において交付先の団体が保管している領収書等を確認したところ、別の支出項目に記載すべき補助対象経費の額が含まれていた。

321 障害者青年学級開設補助／子ども青少年局青少年家庭課

収支決算書の予算額と決算額が同額のもの等があったため、交付事務担当課において交付先の団体が保管している領収書等を確認したところ、収支決算書の支出金額と領収書等の金額が一致しないものがあった。

(6) 適切な領収書等を徴収していなかったもの

- | |
|--|
| 8 学区区政協力委員会運営補助／千種区地域力推進室、名東区地域力推進室 |
| 11 安心・安全・快適まちづくり活動補助／千種区地域力推進室、名東区地域力推進室 |
| 168 身体障害者・援護団体運営助成／千種区福祉課 |
| 325 地域子ども会運営助成／千種区民生子ども課、名東区民生子ども課 |
| 328 少年育成関係団体補助／子ども青少年局青少年家庭課 |

領収書等を確認したところ、内訳がわからないもの、領収年月日がないもの、宛名がないもの、実際に要した経費の支出に係る領収書等を添付させることなく、立替えた個人名義の領収書のみを徴収していたものなどがあった。

適切な領収書等を徴収されたい。

(7) 必要書類を徴収していなかったもの

- | |
|------------------------------------|
| 311 民間保育所職員就職あっせん事業補助／子ども青少年局保育企画室 |
| 312 保育園フェスタ事業補助／子ども青少年局保育企画室 |
| 313 保育のひろば事業補助／子ども青少年局保育企画室 |

交付要綱では、実績報告書には領収書等の写しを添付しなければならないとされているが、実績報告書に領収書等の写しが添付されていなかった。

交付要綱に基づき、実績報告時の必要書類を確実に徴収されたい。

(8) 必要な審査が実施されていないもの

- | |
|------------------------------------|
| 295 非行・養護児童指導援助団体補助／子ども青少年局西部児童相談所 |
|------------------------------------|

交付要綱では、補助事業が完了したときは実績報告書を提出することとされているが、交付先の団体から実績報告書の提出を受けておらず、必要な審査が実施されていない。

交付要綱に基づき、実績報告書の提出を求め、必要な審査を確実に行われたい。

3 支出手続に関するもの

(1) 事前交付の必要性が乏しいもの

交付方法として概算払及び前金払は支出の特例であるところ、以下の事例が見受けられたことから、概算払及び前金払の必要性について精査されたい。

283 児童福祉事業団体運営補助／子ども青少年局子ども福祉課

交付先の団体の運営状況を理由に年度当初に定額の前金払で補助金が交付されていたが、関係書類を確認したところ、交付先の団体では補助金額を上回る繰越金も発生しており、年度当初に補助金の交付が必要な状況は確認できなかった。

429 学校教育関係団体補助／教育委員会事務局学校保健課

年度途中で補助金の交付を受けないと交付先の団体の活動に支障をきたすことを理由に、概算払で補助金が交付されていたが、関係書類を確認したところ、交付先の団体では多額の繰越金が発生しており、年度途中で補助金の交付を受けないと団体の活動に支障をきたす状況は確認できなかった。

(2) 交付方法に誤りがあったもの

以下の事例が見受けられたことから、補助金の交付にあたっては、適正な方法により行われたい。

377 農林畜水産関係事業補助（経営所得安定対策推進事業）／緑政土木局都市農業課

交付決定の決裁において分割して概算払する旨、意思決定がなされていたものの、事業完了前にもかかわらず一部の支出が概算払ではなく通常払で行われていた。

414 学校教育関係団体補助／教育委員会事務局人権教育室

429 学校教育関係団体補助／教育委員会事務局学校保健課

交付要綱では、前期と後期に分けて交付するとされているが、前期と後期に分けることなく一括で補助金を交付していた。

4 その他

(1) 交付要綱が制定されていないもの

339 ふれあい喫茶運営助成／住宅都市局住宅管理課

平成27年度から予算措置されているが交付要綱は制定されておらず、また、一度も交付実績がない状況が続いていた。

補助制度の必要性を検討するとともに、必要と認められる場合にあっては、交付要綱を速やかに制定されたい。

(2) 交付先の団体において関係書類の保存が行われていなかったもの

268 愛知県食肉生活衛生同業組合衛生事業補助／健康福祉局食品衛生課

276 難病関係団体運営費補助／子ども青少年局子育て支援課

321 障害者青年学級開設補助／子ども青少年局青少年家庭課

実績報告書等の決算額が千円単位や百円単位の切りの良い額となっていた等したため、交付事務担当課において交付先の団体が保管している領収書等を確認しようとしたところ、名古屋市補助金等交付規則において5年間保存することとされている関係書類について紛失等、所在不明であるとして確認ができないものがあった。

交付先の団体に対して関係書類の保存年限を遵守するよう指導されたい。

第3 意見

1 補助金の交付額を確定する際の審査について

補助金の使途を確認するための領収書等を確認することなく、交付額を確定しているとの回答のあった補助金が数多く見受けられた。

そこで、領収書等を確認することなく交付額を確定しているとの回答のあった補助金を中心に調査したところ、実績報告書等の支出金額と交付先の団体が保管する領収書等の金額が一致しなかったものや、補助対象として認められない経費が補助対象経費として計上されていたもの等、不適切な事例が見受けられた。

領収書等を確認しない場合、実績報告書等の内容について、その他の関係書類との計数の突合等を行ったとしても、実際に補助事業に要した経費であったかどうかまでの使途の確認にまで至らず、形式的な審査にとどまっているのが実情であり、交付事務担当課において領収書等を確認するのは当然であると認識している。

各補助金を所管する局区においては、性質上確認を要しないものを除き、領収書等の確認を行っていない補助金についても、確認を行うよう審査方法の見直しを検討されたい。

2 概算払及び前金払による補助金の交付について

概算払及び前金払は、地方自治法施行令に定める支出の特例であり、「概算払及び前金払の方法による支出について（平成31年 3月29日付会計室審査課長名事務連絡）」にもあるように、公金に損害を与えるリスクがあることから、地方自治法施行令等で概算払や前金払することができる経費として定められている経費であっても、あくまで事業の性質上、又は債権者の財務状況等により、履行完了前に債権者に資金を交付することがやむを得ないと認められるものに限定して取扱うこととされている。

しかしながら、一部の交付先の団体で、概算払や前金払による補助金の交付を必要とする状況が確認されない事例が見受けられた。

現に概算払や前金払により、交付している補助金については、今一度、補助事業の性質や補助事業を行う者の財務状況等を踏まえ、その必要性を精査するとともに、必要と認められる場合でも年度当初に一括交付とするのではなく分割交付とするなど、リスクの低減を図られたい。

3 消費税等の仕入控除税額への対応について

仕入控除税額への対応状況について、各補助金所管局区に対して調査を行ったところ、「対応が必要な補助金について、国の規定を参考に交付要綱等に定めを設けている」との回答や「補助事業を行う者は消費税等の課税事業者該当しないため特に対応する必要がない」との回答がある一方で、「補助金に係る消費税等の仕入控除税額についての認識がなく特に対応は行っていない」との回答もあった。

補助対象経費に消費税等の額を計上しないものや、交付対象者が消費税等の課税事業者該当しないと判明している場合など、全ての補助金について消費税等の仕入控除税額への対応が必要ではないとはいえ、一部の補助金では、国の交付要綱に倣い、交付要綱に報告及び返還規定を設けている事例や、実際に補助事業を行った者から補助金の返還がなされた事例も見受けられた。

各補助金を所管する局区においては、交付対象者に消費税等の課税事業者が含まれる可能性のある補助金について、交付要綱に必要な規定を設けるなど消費税等に係る仕入控除税額への対応を執られたい。

4 補助金支出の効果に対する評価、検証について

補助金支出の効果を測定するための成果指標について、事項別調査の対象とした補助金のうち、約 3分の 2が「設けていない」との回答があり、設けていたとしても補助事業の実施自体を「効果」として挙げているものも一定数あった。

補助金は、反対給付を伴わない一方的な支出であり、いったん補助制度が創設されると、その効果や必要性、有効性等が十分に評価、検証されることなく漫然と交付され続けてしまうリスクがあると考えられることから、補助金支出の効果

について具体的かつ客観的な数値目標を目に見える形で設定し、その達成状況から必要性等の評価、検証ができるようにしておくことが望ましく、評価、検証結果を踏まえ適宜見直し、改善を図っていく必要がある。

補助金の交付を通じ、施策目的を実現するためには、事業効果を意識した執行管理は必要であることから、各交付先の団体に対し、具体的かつ客観的な成果指標を設定するよう交付決定の要件に加え、これを基に事業の執行状況の管理や効果測定を行わせ、実績報告の際の審査に付するなど、補助金支出の効果について、評価、検証するための仕組みを検討し導入されたい。

第12表 監査対象補助金一覧

(注 1) 所管局区課室公所名については、平成29年度時点の所管部署を掲載し、令和 2年度までに所管部署を移管（又は名称変更）したものは、カッコ書きにて移管先（又は変更後）の部署名を掲載している。

(注 2) 交付額については、平成29年度の決算額（ただし翌年度繰越があった場合は当該繰越に係る支出済額を加えた額）を掲載している。

(注 3) 調査Aは、「効果測定のための成果指標の設定状況」の調査対象とした補助金（206件）を示している。

(注 4) 調査Bは、「利用向上に向けた取組状況」の調査対象とした補助金（49件）を示している。

(注 5) 調査Cは、「補助金関係書類」の調査対象とした補助金（84件）を示している。

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
1	防災危機管理局 危機対策室	名古屋市及び陸前高 田市市民交流事業補 助	本市と陸前高田市との間で締結した協定の精神に則り、両市における市民交流の促進を図るため、交流事業を実施する団体に対して補助を行うもの	200			
2	総務局 総務課	海の日名古屋みなと 祭補助	名古屋港の振興発展に寄与することを目的として、海の日名古屋みなと祭にかかる経費に対して補助を行うもの	2,600	○		○
3	総務局 大学政策室	公立大学法人名古屋 市立大学施設整備費 等補助	公立大学法人名古屋市立大学が実施する施設の整備等のために行う事業に対して補助を行うもの	58,382	○		
4	市民経済局 企画経理課 (スポーツ市民局 地域振興課)	港まち・栄東まち活 性化事業補助(栄東 まち活性化事業)	栄東周辺地区のまちづくり活性化事業に要する経費に対して補助を行うもの	54,998			
5	市民経済局 企画経理課 (スポーツ市民局 地域振興課)	港まち・栄東まち活 性化事業補助(港ま ち活性化事業)	港周辺地区のまちづくり活性化事業に要する経費に対して補助を行うもの	53,881	○		
6	市民経済局 地域振興課 (スポーツ市民局 地域振興課)	老朽危険空家等除却 費補助	老朽危険空家等の除却費に対して補助を行うもの	6,069			
7	市民経済局 地域振興課 (スポーツ市民局 地域振興課)	名古屋都市美化連盟 補助	名古屋都市美化連盟の行う事業に対して補助を行うもの	154	○		
8	市民経済局 地域振興課 (スポーツ市民局 地域振興課)	学区区政協力委員会 運営補助	学区区政協力委員会が行う学区内における各種団体との連絡調整及び広報広聴活動その他の地域活動に要する経費について補助するもの	112,518	○		○
9	市民経済局 地域振興課 (スポーツ市民局 地域振興課)	準コミュニティセン ター管理運営補助	準コミュニティセンターの管理運営に要する経費について補助を行うもの	10,615	○		

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
10	市民経済局 地域振興課 (スポーツ市民局 地域振興課)	準コミュニティセン ター新築等補助	準コミュニティセンターの新築等に要す る経費について補助を行うもの	1,923			
11	市民経済局 地域安全推進課 (スポーツ市民局 地域安全推進課)	安心・安全・快適ま ちづくり活動補助	区安心・安全で快適なまちづくり協議会、 学区連絡協議会、その他の地域団体が行 う安心・安全・快適まちづくり活動に対 して補助を行うもの	161,700			○
12	市民経済局 地域安全推進課 (スポーツ市民局 地域安全推進課)	防犯灯補助	防犯灯の適正な維持管理を促進し、地域 の安全を確保することを目的として、防 犯灯を維持管理する団体に対し、防犯灯 の電気料金の補助を行うもの	46,503			
13	市民経済局 地域安全推進課 (スポーツ市民局 地域安全推進課)	名古屋市防犯協会連 合会補助	安心・安全なまちづくりに寄与する名古 屋市防犯協会連合会の事業に対して補助 を行うもの	1,220	○		
14	市民経済局 地域安全推進課 (スポーツ市民局 地域安全推進課)	街頭犯罪抑止環境整 備事業補助(防犯灯 LED化)	地域団体が行う地域における犯罪抑止に 有効なハード整備に対して補助を行うも の	15,605			
15	市民経済局 地域安全推進課 (スポーツ市民局 地域安全推進課)	街頭犯罪抑止環境整 備事業補助(防犯カ メラ設置)	同上	43,773			
16	市民経済局 地域安全推進課 (スポーツ市民局 地域安全推進課)	名古屋市交通・生活 安全市民会議補助	名古屋市交通・生活安全市民会議が行 う交通安全及び生活安全を推進するた めの事業に必要な経費に対して補助を 行うもの	105			
17	市民経済局 地域安全推進課 (スポーツ市民局 地域安全推進課)	自転車乗車用ヘルメ ット購入補助	高齢者及び小学生の自転車乗車用ヘル メット着用促進のため購入費用を補助 するもの	3,878			
18	市民経済局 地域安全推進課 (スポーツ市民局 人権施策推進室)	被害者サポートセン ターあいち活動補助	公益社団法人被害者サポートセンターあ いちが行う犯罪被害者等の支援活動に 要する経費に対して補助を行うもの	261	○		○
19	市民経済局 地域安全推進課 (スポーツ市民局 地域安全推進課)	地域防犯ステーション 設置補助	地域の防犯活動の拠点となる施設の設 置に要する経費に対して補助を行うもの	0		○	
20	市民経済局 人権施策推進室 (スポーツ市民局 人権施策推進室)	名古屋人権擁護委員 協議会補助	名古屋人権擁護委員協議会の行う人権 啓発事業等に対して補助を行うもの	250	○		○
21	市民経済局 人権施策推進室 (スポーツ市民局 人権施策推進室)	人権・同和施策推進 事業費補助	民間団体が行う、相談事業及び人権・ 同和問題に関して市民の理解を深める ための啓発等の事業に要する経費につ いて補助するもの	1,448	○		
22	市民経済局 産業労働課 (経済局労働企画 室)	伝統産業若手技術者 育成事業費補助	市内伝統産業を営む企業が若手技術者 を育成する事業の指導料を補助するも の	1,980			

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
23	市民経済局 産業労働課 (経済局労働企画 室)	伝統産業新商品開発 事業費補助	市内伝統産業団体が新商品開発事業に要 する経費に対して補助するもの	400			
24	市民経済局 産業労働課 (経済局労働企画 室)	名古屋伝統産業協会 事業補助	名古屋伝統産業協会が行う展示会等事業 や研修事業等に対して補助を行うもの	2,945	○		
25	市民経済局 産業労働課 (経済局労働企画 室)	伝統産業製品PR事 業補助	伝統産業製品のPRを目的とするイベン ト開催やPR冊子等作成、児童・生徒向 け体験教室等の事業に対して補助を行う もの	610			
26	市民経済局 産業労働課 (経済局労働企画 室)	名古屋市皮革産業組 合等共同事業費補助	名古屋市皮革産業組合等が行う見本市展 示会事業や後継者育成事業等に対して補 助を行うもの	587	○		
27	市民経済局 産業労働課 (経済局労働企画 室)	靴試作費補助	靴製造業者の靴試作事業に対して補助を 行うもの	800	○		
28	市民経済局 産業労働課 (経済局労働企画 室)	勤労福祉事業補助 (団体事業)	勤労福祉事業団体が行う福祉事業等に対 して補助を行うもの	1,331	○		
29	市民経済局 産業労働課 (経済局労働企画 室)	勤労福祉事業補助 (教育・文化事業)	勤労福祉事業団体が行う教育や文化、ス ポーツ等事業などに要する経費に対して 補助を行うもの	744	○		○
30	市民経済局 産業労働課 (経済局労働企画 室)	勤労福祉事業補助 (安全衛生事業)	勤労福祉事業団体が実施する労働災害防 止活動・労働安全衛生活動などに要する 経費に対して補助を行うもの	275	○		○
31	市民経済局 産業労働課 (経済局産業立地 交流室)	産業振興事業補助 (外資系企業誘致推 進事業)	外資系企業の名古屋進出を促進する事業 に対して補助を行うもの	4,753	○		
32	市民経済局 産業労働課 (経済局産業立地 交流室)	産業立地促進補助	市内において事業所を開設する企業に対 して、開設に要する経費の補助を行うも の	77,828			
33	市民経済局 産業労働課 (経済局産業立地 交流室)	市内企業再投資促進 補助	市内に長年立地する企業等が行う工場等 の新增設等の再投資に要する経費に対 して補助を行うもの	67,359			
34	市民経済局 産業労働課 (経済局中小企業 振興課)	小規模企業経営力強 化支援事業補助	小規模企業者の設備投資など経営力強化 の取組みを支援する事業に対して補助を 行うもの	16,015			
35	市民経済局 産業労働課 (経済局中小企業 振興課)	小規模企業経営力強 化設備投資補助	小規模企業者に対し、市内の事業所に新 たに取得する機械設備等に要する経費を 補助するもの	73,741			

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
36	市民経済局 地域商業課 (経済局地域商業課)	商店街魅力向上事業 補助	商店街団体が行う商店街を取りまく地域の魅力向上と地域コミュニティの活性化に寄与する事業に対し補助を行うもの	69,488			
37	市民経済局 地域商業課 (経済局地域商業課)	商店街共同施設維持 管理費補助(道路占 用料)	商店街団体が維持管理しているアーチ、アーケード等にかかる道路占用料の補助を行うもの	13,330			
38	市民経済局 地域商業課 (経済局地域商業課)	商店街共同施設維持 管理費補助(電灯料)	商店街団体が維持管理している街路灯の電灯料の補助を行うもの	35,490			
39	市民経済局 地域商業課 (経済局地域商業課)	商店街共同施設維持 管理費補助(補修・ 撤去)	商店街団体が維持管理している街路灯の補修・撤去に要する経費の補助を行うもの	1,477			
40	市民経済局 地域商業課 (経済局地域商業課)	な・ご・や商業フェ スタ補助	中小小売業者と大型店が実施する広域的な商業振興イベントに対し補助を行うもの	20,000	○		
41	市民経済局 地域商業課 (経済局地域商業課)	地域経済活性化促進 事業費補助	商業団体等で構成される実行委員会が実施するプレミアム付商品券の発行事業に対して補助を行うもの	56,089			
42	市民経済局 地域商業課 (経済局地域商業課)	商店街活性化推進指 導員設置費補助	商店街の指導的団体が商店街活性化推進指導員を設置する事業に対して補助を行うもの	24,093	○		
43	市民経済局 地域商業課 (経済局地域商業課)	名古屋市商店街振興 組合連合会事業費補 助	名古屋市商店街振興組合連合会が行う商店街の活性化推進のための事業に対して補助を行うもの	2,187	○		
44	市民経済局 地域商業課 (経済局地域商業課)	地域密着型小売市場 事業費補助	市内に主たる事業所を有し、地域の消費生活を支える小売市場の団体又は事業者が行う、地域密着型小売市場推進事業に対して補助を行うもの	910	○		
45	市民経済局 地域商業課 (経済局地域商業課)	名古屋市公設市場協 会補助	名古屋市公設市場協会の会議開催事業等に対して補助を行うもの	260	○		
46	市民経済局 次世代産業振興課 (経済局次世代産 業振興課)	産業振興事業補助 (先端技術研究開発 推進事業)	なごやサイエンスパーク「研究開発センター」の運営等に要する経費に対して補助を行うもの	55,895	○		
47	市民経済局 次世代産業振興課 (経済局次世代産 業振興課)	産業振興事業補助 (サイエンスパーク 連携・地域普及事 業)	なごやサイエンスパーク「サイエンス交流プラザ」の運営等に要する経費に対して補助を行うもの	23,240	○		
48	市民経済局 次世代産業振興課 (経済局次世代産 業振興課)	産業振興事業補助 (新産業育成事業)	新産業育成及び支援に係る事業に対して補助を行うもの	94,699	○		

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
49	市民経済局 次世代産業振興課 (経済局次世代産業振興課)	産業振興事業補助 (ものづくり人材技術・技能スキルアップ支援事業)	ものづくり人材の育成のために実施する研修や実習の開催に対して補助を行うもの	14,079			
50	市民経済局 次世代産業振興課 (経済局次世代産業振興課)	産業振興事業補助 (医療介護機器・ロボット開発普及促進事業)	医療介護に関する機器・ロボットの開発及び普及を促進するため、研究会の開催に対して補助を行うもの	14,084			
51	市民経済局 次世代産業振興課 (経済局次世代産業振興課)	産業振興事業補助 (ファッション産業の振興)	ファッション産業の振興にかかる事業に対して補助を行うもの	7,973	○		
52	市民経済局 次世代産業振興課 (経済局産業企画課)	産業振興事業補助 (デザインホールの運営)	デザインホールの運営にかかる事業に対して補助を行うもの	153,856	○		
53	市民経済局 次世代産業振興課 (経済局次世代産業振興課)	都市型産業研究施設開設補助(デザインラボ)	デザインラボ入居企業に対してテナント賃借料を補助するもの	1,691			
54	市民経済局 次世代産業振興課 (経済局次世代産業振興課)	テクノヒル名古屋研究開発施設等立地補助	テクノヒル名古屋における研究開発施設等の立地に要する経費について補助を行うもの	0		○	
55	市民経済局 次世代産業振興課 (経済局次世代産業振興課)	都市型産業研究施設開設補助(クリエイション・コア名古屋等)	クリエイション・コア名古屋、サイエンス交流プラザインキュベーター、名古屋医工連携インキュベーターの入居企業等に対してテナント賃借料を補助するもの	6,007			
56	市民経済局 次世代産業振興課 (経済局次世代産業振興課)	航空宇宙産業設備投資促進補助	航空宇宙産業に取り組む中小企業が行う市内に所在する事業所に機械設備等の設置等に要する経費を補助するもの	15,667			
57	市民経済局 中小企業振興センター (経済局中小企業振興課)	産業振興事業補助 (都市型工業団地運営事業)	都市型工業団地の運営に要する経費に対して補助を行うもの	9,486	○		
58	市民経済局 中小企業振興センター (経済局中小企業振興課)	産業振興事業補助 (創業等支援事業)	中小企業支援法に基づく新事業創出支援事業に対して補助を行うもの	122,928	○		
59	市民経済局 中小企業振興センター (経済局中小企業振興課)	産業振興事業補助 (中小企業事業継続計画策定支援事業)	中小企業を対象として、大規模災害発生時における事業継続計画策定のための専門家派遣に要する経費を補助するもの	133			
60	市民経済局 中小企業振興センター (経済局中小企業振興課)	中小企業団体活性化推進指導員設置費補助	中小企業団体の指導的団体に対して、中小企業団体の事業活性化と育成に寄与する指導員設置に要する経費を補助するもの	16,529			

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
61	市民経済局 中小企業振興センター (経済局中小企業 振興課)	スタートアップ企業 支援事業補助	中小企業者等に対し、創業時等に要する 経費を補助するもの	16,413			
62	市民経済局 中小企業振興センター (経済局中小企業 振興課)	中小企業人権施策推 進事業費補助	中小企業に対し、人権問題等の相談事業、 人権問題に関する理解を深めるための啓 発等を行う団体に対して補助を行うもの	5,522	○		
63	市民経済局 中小企業振興センター (経済局中小企業 振興課)	中小企業経営活性化 推進指導員設置費補 助	名古屋中小企業振興会に対して、中小企 業の経営活性化を推進するための指導員 設置に要する経費を補助するもの	3,909	○		
64	市民経済局 中小企業振興センター (経済局中小企業 振興課)	名古屋中小企業振興 会事業補助	名古屋中小企業振興会が行う中小企業の 経営の活性化を推進するための事業に要 する経費について補助するもの	711	○		
65	市民経済局 中小企業振興センター (経済局中小企業 振興課)	名古屋市中企業共 済会事業補助	公益財団法人名古屋市中企業共済会が 行う市内中小企業者に対する退職金共済 事業及び福利厚生事業に要する経費につ いて補助するもの	74,861	○		
66	市民経済局 中小企業振興セン ター (経済局中小企業 振興課)	商工業団体共同施設 設置費助成	商工業団体が行う共同施設を設置する事 業に対して助成を行うもの	378			
67	市民経済局 中小企業振興セン ター (経済局中小企業 振興課)	商工業団体共同振興 事業助成 (内部人材 育成事業 (教育・研 修事業))	商工業団体が行う教育・研修の事業に対 して助成を行うもの	652			
68	市民経済局 中小企業振興セン ター (経済局中小企業 振興課)	商工業団体共同振興 事業助成 (内部人材 育成事業 (職業訓練 事業))	商工業団体が行う職業訓練事業に対して 助成を行うもの	1,737			
69	市民経済局 中小企業振興セン ター (経済局中小企業 振興課)	商工業団体共同振興 事業助成 (見本市・ 展示会事業)	商工業団体が品質の改善及び向上等のた めに行う見本市・展示会に対して助成を 行うもの	4,910			
70	市民経済局 中小企業振興セン ター (経済局中小企業 振興課)	商工業団体共同振興 事業助成 (人材確保 PR事業)	名古屋商工協同組合協会が行う人材確保 PR事業に対して助成を行うもの	500	○		

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
71	市民経済局 中小企業振興センター (経済局中小企業 振興課)	小規模事業者経営改 善普及事業費等補助	商工会又は商工会議所が行う小規模事業 者の経営の改善発達を支援する事業に対 して補助を行うもの	15,326	○		
72	市民経済局 中小企業振興セン ター (経済局中小企業 振興課)	中小企業団体指導団 体事業補助	名古屋商工協同組合協会が行う中小企業 団体への指導事業に対して補助を行うも の	1,490	○		
73	市民経済局 中小企業振興セン ター (経済局中小企業 振興課)	都市型産業研究施設 開設補助 (nabi金山、 nabi白金)	nabi金山、nabi白金の入居企業に対し、 テナント賃借料を補助するもの	12,999			
74	市民経済局 中央卸売市場本場 管理課 (経済局中央卸売 市場本場管理課)	名古屋市中央卸売市 場本場交通整理事業 等補助	一般社団法人名古屋市中央卸売市場協会 が行う交通整理事業、警防対策事業、労 務対策事業に要する経費に対して補助を 行うもの	2,637	○		
75	市民経済局 中央卸売市場本場 業務課 (経済局中央卸売 市場本場業務課)	市場活性化事業補助	一般社団法人名古屋市中央卸売市場協会 が行う市場活性化事業に対して補助を行 うもの	3,000			
76	市民経済局 中央卸売市場北部 市場管理課 (経済局中央卸売 市場北部市場管理 課)	名古屋市中央卸売市 場北部市場交通整理 事業等補助	名古屋市中央卸売市場北部市場協会が行 う交通整理事業、防犯防火関係事業及び 環境対策事業に要する経費に対して補助 を行うもの	1,229	○		
77	市民経済局 中央卸売市場北部 市場業務課 (経済局中央卸売 市場北部市場業務 課)	市場活性化事業補助	名古屋市中央卸売市場北部市場協会が行 う市場活性化事業に対して補助を行うも の	3,000			
78	市民経済局 中央卸売市場南部 市場管理課 (経済局中央卸売 市場南部市場管理 課)	名古屋市中央卸売市 場南部市場卸売業者 特別集荷促進事業補 助	中央卸売市場南部市場の卸売業者に対し、 集荷を促進するため支出する経費を補助 するもの	286,683	○		
79	市民経済局 中央卸売市場南部 市場管理課 (経済局中央卸売 市場南部市場管理 課)	食肉安定集荷資金利 子補助	中央卸売市場南部市場の卸売業者に対し、 集荷・販売に必要な資金の借入利子を補 助するもの	33,255	○		

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
80	市民経済局 中央卸売市場南部 市場管理課 (経済局中央卸売 市場南部市場管理 課)	と畜解体事業補助	公益財団法人名古屋食肉公社が行うと畜 解体事業に対して補助を行うもの	99,508	○		
81	市民経済局 中央卸売市場南部 市場管理課 (経済局中央卸売 市場南部市場管理 課)	食肉低温流通事業補 助	公益財団法人名古屋食肉公社が行う食肉 低温流通事業に対して補助を行うもの	118,590			
82	観光文化交流局 ナゴヤ魅力向上室 (観光推進課)	公益財団法人名古屋 観光コンベンション ビューロー事業補助 (都市魅力の向上・ 発信活動)	公益財団法人名古屋観光コンベンション ビューローが実施する、都市魅力の向上・ 発信活動事業に対して補助を行うもの	9,442			
83	観光文化交流局 観光推進室 (観光推進課)	公益財団法人名古屋 観光コンベンション ビューロー事業補助 (観光客の宣伝誘致 活動)	公益財団法人名古屋観光コンベンション ビューローが実施する、観光客の宣伝誘 致活動事業に対して補助を行うもの	181,362	○		
84	観光文化交流局 観光推進室 (観光推進課)	公益財団法人名古屋 観光コンベンション ビューロー事業補助 (歴史観光の推進)	公益財団法人名古屋観光コンベンション ビューローが実施する、観光客の歴史観 光の推進事業に対して補助を行うもの	9,971			
85	観光文化交流局 観光推進室 (観光推進課)	公益財団法人名古屋 観光コンベンション ビューロー事業補助 (なごや観光ルート バスの運行)	公益財団法人名古屋観光コンベンション ビューローが実施する、なごや観光ルー トバスの運行事業に対して補助を行うも の	1,813			
86	観光文化交流局 観光推進室 (観光推進課)	公益財団法人名古屋 観光コンベンション ビューロー事業補助 (インバウンド誘致 の強化)	公益財団法人名古屋観光コンベンション ビューローが実施する、インバウンド誘 致の強化事業に対して補助を行うもの	10,471			
87	観光文化交流局 観光推進室 (観光推進課)	公益財団法人名古屋 観光コンベンション ビューロー事業補助 (外国人観光客の誘 致宣伝活動)	公益財団法人名古屋観光コンベンション ビューローが実施する、外国人観光客の 誘致宣伝活動事業に対して補助を行うも の	31,276	○		
88	観光文化交流局 国際交流課	名古屋国際センター 補助	公益財団法人名古屋国際センターが実施 する国際留学生会館の運営に対して補助 を行うもの	15,233	○		
89	観光文化交流局 国際交流課	国際交流活動助成	国際交流に携わる組織的、継続的な市民 レベルの国際交流団体が実施する国際交 流事業に対して補助を行うもの	1,008			
90	観光文化交流局 MICE推進室	公益財団法人名古屋 観光コンベンション ビューロー事業補助 (MICE開催)	公益財団法人名古屋観光コンベンション ビューローが行う、市内で開催されるM I C Eに対する開催経費の一部を助成す る事業に対して補助するもの	9,326			

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
91	観光文化交流局 MICE推進室	公益財団法人名古屋 観光コンベンション ビューロー事業補助 (大会・会議等コン ベンション誘致活 動)	公益財団法人名古屋観光コンベンション ビューローが行う、コンベンション誘致 活動に対して補助を行うもの	55,285	○		
92	観光文化交流局 MICE推進室	公益財団法人名古屋 観光コンベンション ビューロー事業補助 (国際会議場の運 営)	公益財団法人名古屋観光コンベンション ビューローが加盟する各種団体に対する 負担金について補助を行うもの	810			
93	観光文化交流局 文化振興室	公益財団法人名古屋 市文化振興事業団補 助	公益財団法人名古屋市文化振興事業団に 対して、市民文化の振興事業に要する事 業費、補助事業に従事する者の人件費及 び事務経費を補助するもの	212,390	○		
94	観光文化交流局 文化振興室	公益財団法人名古屋 市文化振興事業団補 助(市民芸術祭)	公益財団法人名古屋市文化振興事業団が 開催する市民芸術祭に対して補助を行う もの	7,690			
95	観光文化交流局 文化振興室	公益財団法人名古屋 フィルハーモニー交 響楽団補助	公益財団法人名古屋フィルハーモニー交 響楽団の事業費に対して補助を行うもの	271,682	○		
96	観光文化交流局 文化振興室	芸術文化団体活動助 成補助	芸術文化団体の日常活動の成果を発表す る公開事業に対して補助を行うもの	2,024			
97	観光文化交流局 文化振興室	文化関係自費出版助 成補助	文芸創造団体、文化研究団体が発行する 同人誌を含む出版物の印刷経費に対 して補助を行うもの	1,185			
98	観光文化交流局 歴史まちづくり推 進室	町並み保存事業補助	町並み保存地区内における修理修景等の 経費に対して補助を行うもの	18,165			
99	観光文化交流局 歴史まちづくり推 進室	伝統的建造物群保存 地区保存事業補助	重要伝統的建造物群保存地区内における 修理修景等の経費に対して補助を行うも の	12,267			
100	観光文化交流局 歴史まちづくり推 進室	景観重要建造物等保 存助成	歴史的建造物の保存活用のための改修工 事費について補助を行うもの	8,312			
101	観光文化交流局 歴史まちづくり推 進室	歴史的建造物の保存 及び活用推進事業補 助	歴史的建造物の保存及び活用推進事業を 行う景観整備機構に対して事業費の補助 を行うもの	4,927			
102	観光文化交流局 歴史まちづくり推 進室	認定地域建造物資産 保存活用助成	認定地域建造物資産における改修工事費 の助成を行うもの	0			
103	環境局 環境企画課 (低炭素都市推進 課)	住宅用太陽光発電・ 太陽熱利用設備設置 費補助	住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備を設 置した者に対して設置費を補助するもの	65,531			
104	環境局 環境企画課 (低炭素都市推進 課)	家庭用燃料電池シス テム設置費補助	家庭用燃料電池システムを設置した者に 対して設置費を補助するもの	14,790			
105	環境局 大気環境対策課	環境保全・省エネル ギー設備資金利子補 助	中小企業者に対して、環境保全・省エネ ルギー設備資金融資に基づく借入金に係 る利子補助を行うもの	3,026			

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
106	環境局 大気環境対策課	最新規制適合自動車 代替促進事業補助	貨物自動車等及び乗合自動車について最新規制適合自動車への代替を行った事業者に対して補助金を交付するもの	2,150		○	
107	環境局 大気環境対策課	航空機騒音対策事業 に係る空調機器機能 回復・再更新・再々 更新工事補助	航空機騒音対策（民防）工事で設置された空調機器の取替工事への補助を行うもの	0		○	
108	環境局 大気環境対策課	生活保護等世帯空気 調和機器稼働費補助	民防工事済住宅のうち生活保護世帯の空調機器の使用に係る電気料を補助するもの	0		○	
109	環境局 公害保健課	名古屋市医師会環境 保全事業補助	一般社団法人名古屋市医師会が行う公害健康被害者の救済に関して実施した広報、研修、指導、及び調査研究等に対して補助を行うもの	591	○		○
110	環境局 公害保健課	名古屋市薬剤師会環 境保全事業補助	一般社団法人名古屋市薬剤師会が行う環境の保全、環境保健にわたる知識の幅広い普及啓発に関する事業に対して補助を行うもの	168	○		○
111	環境局 減量推進室	地域フリーマーケッ ト開催助成	地域の団体等が主体的に行うフリーマーケットの開催に要する経費に対して補助を行うもの	20		○	
112	環境局 減量推進室	学区協議会方式集団 資源回収補助	集団資源回収の活性化を図るため古紙回収業者に対して経費を補助するもの	0	○		
113	環境局 資源化推進室	生ごみ資源化活動助 成	生ごみの減量及び資源化に取り組む団体に対し活動費を補助するもの	148		○	
114	環境局 作業課	学区保健環境委員会 活動助成	学区保健環境委員会が行う保健所業務、環境事業所業務その他の公衆衛生事業への援助及び協力、公衆衛生思想の普及徹底等の活動に要する経費の補助を行うもの	44,713	○		
115	健康福祉局 高齢福祉課	公益財団法人愛知県 シルバーサービス振 興会補助	公益財団法人愛知県シルバーサービス振興会が実施する、シルバーサービスに関する情報の提供及び収集、講演会、イベントの開催等の事業に対して補助を行うもの	500	○		
116	健康福祉局 高齢福祉課	名古屋市老人クラブ 連合会運営等補助 (名古屋市老人クラ ブ連合会運営)	公益社団法人名古屋市老人クラブ連合会の運営に対して補助を行うもの	6,393	○		
117	健康福祉局 高齢福祉課	名古屋市老人クラブ 連合会運営等補助 (老人クラブ活動推 進員設置事業)	公益社団法人名古屋市老人クラブ連合会が実施する、老人クラブ活動推進員の設置事業に対して補助を行うもの	7,938	○		
118	健康福祉局 高齢福祉課	名古屋市老人クラブ 連合会運営等補助 (各区老人クラブ活 動推進員設置事業)	公益社団法人名古屋市老人クラブ連合会が実施する、区老人クラブ活動推進員の設置事業に対して補助を行うもの	58,352	○		
119	健康福祉局 高齢福祉課	名古屋市老人クラブ 連合会運営等補助 (老人クラブ結成補 助事業)	公益社団法人名古屋市老人クラブ連合会が実施する、老人クラブ結成補助事業に対して補助を行うもの	80	○		

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
120	健康福祉局 高齢福祉課	名古屋市老人クラブ 連合会運営等補助 (市老人クラブ友愛 活動事業)	公益社団法人名古屋市老人クラブ連合会 が実施する、老人クラブ友愛活動事業に 対して補助を行うもの	10,644	○		
121	健康福祉局 高齢福祉課	名古屋市老人クラブ 連合会運営等補助 (老人クラブ健康づ くり事業)	公益社団法人名古屋市老人クラブ連合会 が実施する、老人クラブ健康づくり事業 に対して補助を行うもの	6,175	○		
122	健康福祉局 高齢福祉課	名古屋市老人クラブ 連合会運営等補助 (各区老人クラブ活 動振興事業)	公益社団法人名古屋市老人クラブ連合会 が実施する、区老人クラブ活動振興事業 に対して補助を行うもの	8,792	○		
123	健康福祉局 高齢福祉課	老人クラブ運営補助	単位老人クラブが実施する、社会奉仕活 動、生きがいを高める活動及び健康づく りを進める活動に対して補助を行うもの	55,387			○
124	健康福祉局 高齢福祉課	全国健康福祉祭名古屋 市運営委員会補助	全国健康福祉祭名古屋市運営委員会が 実施する、全国健康福祉祭への派遣選手 の選考、派遣等の事業に対して補助を行 うもの	13,000	○		○
125	健康福祉局 高齢福祉課	全国健康福祉祭派遣 選手選考会補助	スポーツ競技団体等が全国健康福祉祭ス ポーツ交流大会及び文化交流大会に名古 屋市の選手として派遣するために開催す る選考会に対して補助を行うもの	1,230			
126	健康福祉局 高齢福祉課	高年者能力活用事業 補助	公益社団法人名古屋市シルバー人材セン ターが実施する、臨時的かつ短期的な就 業等を希望する高齢者に対する就業機 会の開拓及び提供、高齢者に対する就 業に必要な知識及び技能の付与を目的 とした講習、高齢者の就業に関する調 査研究等の事業に対して補助を行うもの	160,927	○		
127	健康福祉局 高齢福祉課	公衆浴場高齢者ふれ あい支援事業補助	公衆浴場経営者が実施するふれあい支 援事業(高齢者ふれあい入浴事業、健 康相談及び健康教室)に対して補助を 行うもの	17,709	○		○
128	健康福祉局 地域ケア推進課	民生委員児童委員協 議会補助	各学区の民生委員児童委員協議会に 対して、定例会の開催、研修会の実施、 民生委員・児童委員大会への参加、地 域福祉活動、事務連絡等に要する費用 の補助を行うもの	44,723	○		○
129	健康福祉局 地域ケア推進課	名古屋市民生委員児 童委員連盟補助(一 般負担金)	名古屋市民生委員児童委員連盟が 実施する、民生委員・児童委員又は 民生委員児童委員協議会等の活動を 支援若しくは統括するために要する 経費について補助を行うもの	324	○		○
130	健康福祉局 地域ケア推進課	名古屋市民生委員児 童委員連盟補助(ひ とり暮らし老人援 護活動)	名古屋市民生委員児童委員連盟が 実施するひとり暮らし老人援護活動 に要する経費について補助を行うもの	162	○		○
131	健康福祉局 地域ケア推進課	名古屋市民生委員児 童委員連盟補助(社 会調査活動)	名古屋市民生委員児童委員連盟が 実施する社会調査活動に要する経費 について補助を行うもの	268	○		○

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
132	健康福祉局 地域ケア推進課	名古屋市民生委員児童委員連盟補助（児童福祉推進活動）	名古屋市民生委員児童委員連盟が実施する児童福祉推進活動に要する経費について補助を行うもの	243	○		○
133	健康福祉局 地域ケア推進課	名古屋市民生委員児童委員連盟補助（研修活動）	名古屋市民生委員児童委員連盟が実施する研修活動に要する経費について補助を行うもの	972	○		○
134	健康福祉局 地域ケア推進課	名古屋市民生委員児童委員連盟補助（民生名古屋発行）	名古屋市民生委員児童委員連盟が実施する民生名古屋の発行に要する経費について補助を行うもの	891	○		○
135	健康福祉局 地域ケア推進課	名古屋市民生委員児童委員連盟補助（会議の開催）	名古屋市民生委員児童委員連盟が名古屋市中で開催する東海北陸ブロック県・指定都市民生委員児童委員関係事業会議の開催に要する経費について補助を行うもの	400			○
136	健康福祉局 地域ケア推進課	名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進事業費等補助（一般補助）	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が実施する各種事業を総括するために要する経費について補助を行うもの	1,939	○		
137	健康福祉局 地域ケア推進課	名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進事業費等補助（活動振興）	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が実施する活動振興事業に要する経費について補助を行うもの	6,077	○		
138	健康福祉局 地域ケア推進課	名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進事業費等補助（職員研修）	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が実施する職員研修に要する経費について補助を行うもの	490	○		
139	健康福祉局 地域ケア推進課	名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進事業費等補助（緊急小口償還指導）	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が実施する緊急小口償還指導事業に要する経費について補助を行うもの	270	○		
140	健康福祉局 地域ケア推進課	名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進事業費等補助（民間施設経営者研修会）	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が実施する民間施設経営者研修会に要する経費について補助を行うもの	1,296	○		
141	健康福祉局 地域ケア推進課	名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進事業費等補助（児童福祉事業）	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が実施する児童福祉事業に要する経費について補助を行うもの	84	○		
142	健康福祉局 地域ケア推進課	名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進事業費等補助（地域福祉支援事業）	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が実施する地域福祉支援事業に要する経費について補助を行うもの	8,820	○		
143	健康福祉局 地域ケア推進課	名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進事業費等補助（総合社会福祉会館事業）	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が実施する総合社会福祉会館事業に要する経費について補助を行うもの	2,643	○		
144	健康福祉局 地域ケア推進課	名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進事業費等補助（地域福祉推進事業）	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が実施する地域福祉推進事業に要する経費について補助を行うもの	816,482	○		
145	健康福祉局 地域ケア推進課	名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進事業費等補助（仮事務所設置補助）	各区社会福祉協議会に対し、仮事務所の設置補助を行うもの	2,333	○		

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
146	健康福祉局 地域ケア推進課	名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進事業費等補助(在宅サービスセンター管理費)	各区社会福祉協議会に対し、在宅サービスセンターの管理費の補助を行うもの	84,732	○		○
147	健康福祉局 地域ケア推進課	名古屋市在宅サービスセンター整備補助	各区社会福祉協議会に対し、在宅サービスセンターの整備償還補助を行うもの	72,804	○		
148	健康福祉局 地域ケア推進課	成年後見制度利用支援事業補助(後見等の業務にかかる報酬)(障害者福祉関係)	成年後見人、保佐人又は補助人が行う後見、保佐又は補助の業務及び成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人が行う業務に要する経費について、低所得者への補助を行うもの	20,687			
149	健康福祉局 地域ケア推進課	成年後見制度利用支援事業補助(後見等の業務にかかる報酬)(老人福祉関係)	同上	29,460			
150	健康福祉局 地域ケア推進課	市民後見人活動支援助成(障害者福祉関係)	名古屋市成年後見あんしんセンター運営事業を受託する法人に対して、当該法人が生活保護受給者等の後見等業務を行う市民後見人に対して交通費として支弁する費用の補助を行うもの	0		○	
151	健康福祉局 地域ケア推進課	市民後見人活動支援助成(老人福祉関係)	同上	102			
152	健康福祉局 地域ケア推進課	障害者・高齢者権利擁護センター事業運営補助	社会福祉法人名古屋社会福祉協議会が運営する名古屋市障害者・高齢者権利擁護センターが実施する、障害者・認知症高齢者権利擁護事業に対して補助を行うもの	255,351	○		○
153	健康福祉局 地域ケア推進課	認知症介護指導者養成研修派遣旅費等補助	認知症介護研究・研修大府センターが実施する認知症介護指導者養成研修事業について、介護保険施設・事業所等に従事する介護職員の派遣にかかる旅費又は宿泊費を補助するもの	32		○	
154	健康福祉局 介護保険課	ふれあいセンター瀬古平成会館補助	社会福祉法人名古屋ライトハウスが設置運営するふれあいセンター瀬古平成会館の運営にかかる費用に対して補助を行うもの	1,847	○		○
155	健康福祉局 介護保険課	民間社会福祉施設産休・病休代替職員雇上補助(養護老人ホーム等)	民間社会福祉施設における職員の出産又は傷病による休業に係る産休代替職員又は病休代替職員の雇上経費に対して補助を行うもの	399			
156	健康福祉局 介護保険課	施設等開設準備経費補助	高齢者福祉施設の開設準備又は既存施設の増床の準備に要する経費について補助を行うもの	100,602			
157	健康福祉局 介護保険課	福祉人材育成支援助成事業助成(介護保険課所管分)	介護事業所等が実施する従業者の資格取得を支援する事業に対し、試験又は研修を受けるために必要な経費を補助するもの	33,379			
158	健康福祉局 介護保険課	医療対応型特別養護老人ホーム運営費補助	医療対応型特別養護老人ホームに対して人件費の補助を行うもの	10,500			

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
159	健康福祉局 介護保険課	介護老人福祉施設整備費補助	入所定員30人以上の特別養護老人ホームの整備（創設・増築）に要する費用について補助を行うもの	1,198,800			
160	健康福祉局 介護保険課	特別養護老人ホーム多床室改修補助	既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修に要する経費について補助を行うもの	86,800			
161	健康福祉局 介護保険課	認知症高齢者グループホーム等消防設備整備費補助	認知症高齢者グループホーム等に対し、消防設備の整備に要する経費の補助を行うもの	44,730		○	
162	健康福祉局 介護保険課	小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助	小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備に要する費用について、その運営法人に対して補助を行うもの	32,000			
163	健康福祉局 介護保険課	医療対応型特別養護老人ホーム研修設備備品等補助	医療対応型特別養護老人ホームの実施する喀痰吸引等研修に要する準備経費（備品購入費）について補助を行うもの	1,500			
164	健康福祉局 介護保険課	名古屋市介護保険住宅改修支援事業費補助	介護保険法に定められた住宅改修費の申請を行う場合等に必要となる、住宅改修が必要と認められる理由が記載された住宅改修理由書の作成費を事業者に支給するもの	170		○	
165	健康福祉局 介護保険課	認知症高齢者グループホーム居住費助成	低所得者を対象として、認知症対応型共同生活介護における家賃及び光熱水費の助成を行うもの	1,360			
166	健康福祉局 障害企画課	戦没者追悼式並びに遺族大会開催事業補助	名古屋市戦没者遺族連合会が実施する、戦没者追悼式並びに遺族大会開催事業に対して補助を行うもの	648	○		○
167	健康福祉局 障害企画課	援護団体運営助成	名古屋市戦没者遺族連合会の運営に必要な経費について補助を行うもの	1,135	○		
168	健康福祉局 障害企画課	身体障害者・援護団体運営助成	各区の戦没者遺族会連合会に対し、団体の運営に必要な経費の補助を行うもの	1,040	○		○
169	健康福祉局 障害企画課	身体障害者・援護団体運営助成	各区の戦没者遺族会連合会に対し、団体が実施する事業に必要な経費の補助を行うもの	2,937	○		○
170	健康福祉局 障害企画課	中国残留邦人等にかかる日本語教室運営費等補助	中国残留邦人等の日本語習得に寄与する日本語教室を運営するボランティア団体等に対し、運営費等の補助を行うもの	0		○	
171	健康福祉局 障害企画課	民間鉄道駅舎バリアフリー化設備設置補助	民間鉄道事業者等に対して、駅舎等のバリアフリー化にかかる経費の補助を行うもの	73,937			
172	健康福祉局 障害企画課 (健康増進課)	名古屋市精神障害者家族会連合会補助	精神保健の普及啓発及び精神障害者の社会復帰の促進と福祉施策の向上を目的とする特定非営利活動法人名古屋市精神障害者家族会連合会の団体運営に要する経費について補助を行うもの	300	○		○
173	健康福祉局 障害企画課	児童福祉事業団体運営補助（障害企画課所管分）	障害児の福祉増進及び障害児福祉施策の向上を目的とした団体運営に対して補助を行うもの	1,267	○		○
174	健康福祉局 障害企画課	ユニバーサルデザインタクシー導入補助	タクシー事業者等に対して、ユニバーサルデザインタクシーの導入にかかる経費の補助を行うもの	21,400			
175	健康福祉局 障害企画課	障害児郊外指導事業補助	障害者団体等が実施する障害児郊外指導事業に対して補助を行うもの	775	○		○

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
176	健康福祉局 障害企画課	障害者住宅改造補助	障害者に対し、専門家による訪問相談及び住宅改造にかかる費用を補助するもの	129,909			
177	健康福祉局 障害企画課	身体障害者社会参加促進事業補助(福祉バス運行事業)	社会福祉法人名古屋身体障害者福祉連合会が実施する福祉バス運行事業に対して補助を行うもの	15,809	○		
178	健康福祉局 障害企画課	身体障害者自動車改造補助	身体障害者に対し、就労等に必要とする自動車の改造に要する経費の補助を行うもの	6,589			
179	健康福祉局 障害企画課	身体障害者自動車運転免許取得補助	身体障害者に対し、自動車運転免許の取得に要した経費の補助を行うもの	2,500			
180	健康福祉局 障害企画課	身体障害者社会参加促進事業補助(盲女性・盲青年等社会参加促進事業)	社会福祉法人名古屋身体障害者福祉連合会が実施する、盲女性及び盲青年等を対象とした社会参加促進事業に対して補助を行うもの	779	○		
181	健康福祉局 障害企画課	視覚障害者援護促進事業補助	特定非営利活動法人愛知視覚障害者援護促進協議会が実施する、視覚障害者援護促進事業に対して補助を行うもの	195	○		
182	健康福祉局 障害企画課	重度身体障害者リフトカー運行事業補助	社会福祉法人A J U自立の家が身体障害者等の移動支援のため実施するリフトカー運行事業に対して補助を行うもの	51,326	○		
183	健康福祉局 障害企画課	視覚障害者社会参加促進事業補助(点字図書給付事業)	社会福祉法人名古屋ライトハウスが実施する点字図書給付事業に対して補助を行うもの	260	○		
184	健康福祉局 障害企画課	ふれあい教室事業補助	社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会が、知的障害者を対象に地域生活に必要な社会参加と充実した余暇活動を援助することを目的に実施する、ふれあい教室事業に要する経費について補助を行うもの	4,469	○		
185	健康福祉局 障害企画課	重度障害者タクシー料金助成(身体障害者)	重度障害者に対する福祉措置としてタクシー料金の助成を行うもの	427,616			
186	健康福祉局 障害企画課	重度障害者タクシー料金助成(知的障害者)	同上	7,187			
187	健康福祉局 障害企画課	重度障害者タクシー料金助成(精神障害者)	同上	3,469			
188	健康福祉局 障害企画課	障害者自立支援配食サービス事業利用費助成(身体障害者)	障害者自立支援配食サービス事業の利用者負担の軽減を行うもの	7,833			
189	健康福祉局 障害企画課	障害者自立支援配食サービス事業利用費助成(知的障害者)	同上	3,224			
190	健康福祉局 障害企画課	障害者自立支援配食サービス事業利用費助成(精神障害者)	同上	8,628			
191	健康福祉局 障害企画課	点字図書館等運営費補助(盲人情報文化センター運営)	点字図書館を設置、運営する社会福祉法人に対して、施設の運営に必要な人件費・物件費及び運営費の補助を行うもの	61,510	○		
192	健康福祉局 障害企画課	点字図書館等運営費補助(盲人情報文化センター事業)	点字図書館を設置、運営する社会福祉法人が実施する視覚障害者の社会参加促進事業に要する経費の補助を行うもの	4,020	○		

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
193	健康福祉局 障害企画課	点字図書館等運営費 補助（聴覚言語障害 者情報文化センター 運営）	聴覚障害者情報提供施設を設置、運営する社会福祉法人に対して、施設の運営に必要な人件費・物件費及び運営費の補助を行うもの	44,945	○		
194	健康福祉局 障害企画課	点字図書館等運営費 補助（聴覚言語障害 者情報文化センター 事業）	聴覚障害者情報提供施設を設置、運営する社会福祉法人が実施する身体障害者の社会参加促進事業に要する経費の補助を行うもの	6,322	○		
195	健康福祉局 障害企画課	身体障害者補助犬飼 育費補助	身体障害者補助犬の飼育費について補助を行うもの	867	○		○
196	健康福祉局 障害企画課	盲導犬総合訓練セン ター運営費補助	社会福祉法人中部盲導犬協会に対して、盲導犬総合訓練センターの運営に要する経費の補助を行うもの	1,404	○		○
197	健康福祉局 障害企画課	肢体障害者自立促進 事業補助	肢体障害者自立促進車いすセンターが実施する、肢体障害者自立促進事業に要する経費について補助を行うもの	3,648	○		○
198	健康福祉局 障害企画課	名古屋シティハンディ マラソン開催補助	名古屋市「障害者と市民のつどい」実行委員会が実施する名古屋シティハンディマラソンの開催に係る経費について補助を行うもの	4,295	○		
199	健康福祉局 障害企画課	身体障害者団体運営 補助	社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会が実施する、団体運営事業、本部会館運営事業、障害別団体運営事業に対して補助を行うもの	778	○		○
200	健康福祉局 障害企画課	身体障害者・援護団 体運営助成	各区の身体障害者福祉協会に対し、団体の運営に必要な経費の補助を行うもの	592	○		
201	健康福祉局 障害企画課	身体障害者社会参加 促進事業補助（地域 活動事業）	社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会が実施する地域活動事業に対して補助を行うもの	216	○		
202	健康福祉局 障害企画課	身体障害者社会参加 促進事業補助（福祉 大会開催事業）	社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会が実施する名古屋市身体障害者福祉大会開催事業に対して補助を行うもの	454	○		○
203	健康福祉局 障害企画課 （健康増進課）	インターネット相談 事業補助	社会福祉法人愛知いのちの電話協会が実施するインターネット相談事業に要する経費について補助を行うもの	300			○
204	健康福祉局 障害企画課	援護団体運営助成	名古屋市原爆被爆者の会に対し、団体の運営に必要な経費の補助を行うもの	330	○		
205	健康福祉局 障害企画課 （健康増進課）	精神障害者医療対策 推進費補助	一般社団法人愛知県精神科病院協会が行う精神障害者医療対策推進事業に対して補助を行うもの	7,603	○		
206	健康福祉局 障害企画課	障害者自立支援配食 サービス事業利用費 助成（難病患者）	障害者自立支援配食サービス事業の利用者負担の軽減を行うもの	94			
207	健康福祉局 障害企画課	身体障害者社会参加 促進事業補助（マイ クロバス運行事業）	社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会が実施するマイクロバス運行事業に対して補助を行うもの	7,883	○		○
208	健康福祉局 障害者支援課	愛知県セルフセンタ ー運営費補助	授産事業の振興および障害者の就労確保と拡大を図る事業を実施する一般社団法人愛知県セルフセンターに対し、運営費の補助を行うもの	360	○		

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
209	健康福祉局 障害者支援課	名古屋市知的障害者 福祉施設連絡協議会 補助	知的障害者福祉施設等の発展を図り、知的障害児及び知的障害者の福祉の向上を図る事業を実施する名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会の運営に対し補助を行うもの	88	○		
210	健康福祉局 障害者支援課	強度行動障害者受入 補助	強度行動障害者の要件を満たす利用者を受け入れる生活介護事業所に対して、従業員の加配を行う等、補助対象利用者に対して適切な支援を実施するために必要な経費の補助を行うもの	40,240			
211	健康福祉局 障害者支援課	作業所型地域活動支 援事業補助	作業所型地域活動支援事業の登録事業者に対して、事業に要する経費の補助を行うもの	259,376			○
212	健康福祉局 障害者支援課	身体障害者福祉ホー ム運営費補助	身体障害者を対象とした福祉ホームを設置、運営する社会福祉法人に対して、福祉ホーム運営に係る費用の補助を行うもの	137,980	○		○
213	健康福祉局 障害者支援課	知的障害者福祉ホー ム運営費補助	知的障害者を対象とした福祉ホームを設置、運営する社会福祉法人に対して、福祉ホーム運営に係る費用の補助を行うもの	5,485	○		○
214	健康福祉局 障害者支援課	重症心身障害者受入 補助（入所施設）	重症心身障害者の施設入所支援を提供する事業者に対して、重症心身障害者を円滑に受け入れ、適切な支援を行うために必要な経費の補助を行うもの	101,800			
215	健康福祉局 障害者支援課	重症心身障害児（者） 短期入所事業補助	重症心身障害児（者）の短期入所を提供する事業者に対して、重症心身障害児（者）を円滑に受け入れ、適切な支援を行うために必要な経費の補助を行うもの	9,470			
216	健康福祉局 障害者支援課	重症心身障害者等受 入補助（通所事業所）	生活介護を提供する事業者又は地域活動支援事業を実施する事業者に対して、重症心身障害者を円滑に受け入れ、適切な支援を行うために必要な経費の補助を行うもの	519,377			
217	健康福祉局 障害者支援課	共同生活援助事業運 営費補助	共同生活援助事業を行う住居を設置、運営する法人に対して運営費の補助を行うもの	296,128			
218	健康福祉局 障害者支援課	共同生活援助事業設 置費補助	共同生活援助事業を行う住居を新規に設置し、かつ運営する法人に対して設置費の補助を行うもの	28,455		○	
219	健康福祉局 障害者支援課	障害者共同生活援助 事業	共同生活援助事業を実施する法人に対して、事業に要する経費の補助を行うもの	87,195			
220	健康福祉局 障害者支援課	共同生活援助事業改 修費補助	共同生活援助事業の事業所を運営する法人に対して、共同生活援助を行うための住居を新規に設置する際に、必要な改修費用を補助するもの	0		○	
221	健康福祉局 障害者支援課	障害者（施設入所者） 地域生活移行訓練事 業補助	障害者支援施設を運営する社会福祉法人に対して、障害者（施設入所者）地域生活移行訓練事業に要する経費の補助を行うもの	0		○	

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
222	健康福祉局 障害者支援課	障害者福祉施設運営 費補助	独立行政法人福祉医療機構等から資金の貸付を受けて整備を行った障害者福祉施設に対して、その償還金の補助を行うもの	96,711			
223	健康福祉局 障害者支援課	障害児・者相談支援 事業補助	障害児相談支援事業を実施する事業所を運営する法人に対し、相談支援事業に要する経費の補助を行うもの	466,814			
224	健康福祉局 障害者支援課	障害者施設通所施設 付添交通費助成	障害児(者)施設に通所する障害児(者)の付添に対して、付添にかかる交通費を補助するもの	547		○	
225	健康福祉局 障害者支援課	障害者就労定着支援 事業補助	一般企業等に就職している障害者を対象に就労定着のための支援事業を行った事業所に対して、その事業に要する経費の補助を行うもの	23,238			
226	健康福祉局 障害者支援課	重症心身障害児小規 模通所援護事業補助	重症心身障害児等及びその保護者が中心となって行う重症心身障害児小規模通所援護事業に要する経費について補助を行うもの	9,543			○
227	健康福祉局 障害者支援課	福祉人材育成支援事 業助成(障害者支援 課所管分)	介護事業所等が実施する従業者の資格取得を支援する事業に対し、試験又は研修を受けるために必要な経費を補助するもの	7,049			
228	健康福祉局 障害者支援課	障害者雇用支援セン ター運営費補助	障害者雇用支援センターが実施する、障害者の就労支援、生活支援事業等に対して補助を行うもの	18,399	○		○
229	健康福祉局 障害者支援課	障害者就労支援セン ター運営費補助	障害者就労支援センターが実施する、障害者の就労支援、生活支援事業等に対して補助を行うもの	36,930			○
230	健康福祉局 障害者支援課	障害児(者)地域グ ループ訓練事業補助	障害児(者)の就労等の日中活動の場を設けることをめざす保護者等のグループが主体となって行う活動に対して補助を行うもの	48		○	
231	健康福祉局 障害者支援課	障害福祉サービス事 業所等施設整備費補 助	障害者グループホーム等に対し、消防設備整備に要する工事費等の補助を行うもの	44,294		○	
232	健康福祉局 保護課	要保護世帯向け不動 産担保型生活資金貸 付事業補助	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が実施する、要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業について補助を行うもの	13,710	○		
233	健康福祉局 保険年金課	名古屋市食品国民健 康保険組合保健事業 実施補助	名古屋市食品国民健康保険組合が実施する保健事業のうち特定健康診査等の実施に要する経費について補助を行うもの	3,000	○		○
234	健康福祉局 保険年金課	名古屋市国民健康保 険関係事業助成	一般社団法人名古屋市歯科医師会及び一般社団法人名古屋市薬剤師会が実施する、被保険者指導事業及び会員に対する指導研修事業に対して補助を行うもの	1,309	○		
235	健康福祉局 医療福祉課	歯科保健医療センタ ー障害者歯科診療事 業補助	一般社団法人名古屋市歯科医師会に対して、障害者歯科診療及び障害者の歯科疾患予防に資する事業に係る名古屋歯科保健医療センターの運営経費の補助を行うもの	129,488	○		

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
236	健康福祉局 医療福祉課	福祉医療事業に関する医療関係団体補助 (医療福祉課所管分)	医療関係団体が市民等に対して実施する、本市福祉医療費助成制度についての周知及び広報等の事業に対して補助を行うもの	3,853	○		○
237	健康福祉局 保健医療課	公益財団法人愛知県アイバンク協会運営費補助	公益財団法人愛知県アイバンク協会が行う角膜移植促進事業・眼衛生事業及び、協会の管理運営に要する経費について補助を行うもの	440	○		
238	健康福祉局 保健医療課	公益社団法人愛知県看護協会運営費補助	看護職員の再教育及び復職支援を行う公益社団法人愛知県看護協会に対して補助を行うもの	1,255	○		○
239	健康福祉局 保健医療課 (健康増進課)	名古屋市歯科医師会歯と口の1日健康センター事業補助	一般社団法人名古屋市歯科医師会が実施する、歯と口の1日健康センター事業に対して補助を行うもの	100	○		
240	健康福祉局 保健医療課	名古屋市保健環境委員会補助	名古屋市保健環境委員会が行う保健環境委員への研修活動に要する費用について補助を行うもの	312	○		
241	健康福祉局 保健医療課	救急医療体制運営費補助	一般社団法人名古屋医師会に対して、休日や夜間における急病診療対策事業に要する運営経費の補助を行うもの	638,541	○		
242	健康福祉局 保健医療課	名古屋市休日等急病診療所整備費補助	一般社団法人名古屋市医師会が設置・運営する休日等急病診療所の整備事業費の補助を行うもの	82,416			
243	健康福祉局 保健医療課	名古屋歯科保健医療センター休日急病歯科診療事業補助	一般社団法人名古屋市歯科医師会が実施する休日急病歯科診療事業に対して補助を行うもの	12,199	○		
244	健康福祉局 保健医療課	救命救急センター運営費補助	救命救急センターの運営事業に対して補助を行うもの	36,800	○		
245	健康福祉局 保健医療課	公益財団法人愛知腎臓財団運営費補助	公益財団法人愛知腎臓財団が実施する腎臓移植推進事業に対して補助を行うもの	6,748	○		○
246	健康福祉局 保健医療課	一般社団法人名古屋市医師会看護学生充足対策事業補助	一般社団法人名古屋市医師会が実施する看護学生充足対策事業に対して補助を行うもの	486	○		
247	健康福祉局 保健医療課	看護師等養成施設実習体制補助	看護師等養成施設に対して、実習体制確保にかかる経費の補助を行うもの	581	○		
248	健康福祉局 保健医療課	看護師等養成施設運営費補助	看護師等養成施設に対して運営費の補助を行うもの	11,481	○		
249	健康福祉局 保健医療課	周産期母子医療センター運営費補助	総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの運営事業に対して補助を行うもの	15,000	○		
250	健康福祉局 保健医療課 (感染症対策室)	結核健康診断費補助	学校等の長が就学生に対して行った結核健康診断に要した費用の補助を行うもの	28,596			
251	健康福祉局 健康増進課 (保健医療課)	陽子線治療資金利子補給	陽子線治療に係る費用に充てるため金融機関から融資を受けた借入金の利子補給を行うもの	170		○	
252	健康福祉局 健康増進課	難病関係団体運営費補助	鶴友会の運営に係る経費について補助を行うもの	45	○		
253	健康福祉局 健康増進課	難病関係団体運営費補助	特定非営利活動法人愛知県難病団体連合会の運営に係る経費について補助を行うもの	405	○		

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
254	健康福祉局 健康増進課	難病関係団体運営費 補助	公益社団法人愛知県医師会が行う難病相談事業に係る経費について補助を行うもの	7,415	○		○
255	健康福祉局 健康増進課	難病関係団体運営費 補助	愛知県特定疾患研究協議会の運営に係る経費について補助を行うもの	706	○		○
256	健康福祉局 環境薬務課	公衆浴場助成	経営困難等により転業又は廃業傾向にある浴場の確保を図るため、公衆浴場に対して補助を行うもの	35,623	○		
257	健康福祉局 環境薬務課	名古屋市薬剤師会く すりの相談啓発事業 補助	一般社団法人名古屋薬剤師会が市民に対して行う医薬品等に関する相談、講習会及び啓発事業並びにこれらの事業を円滑に推進するために必要な会議、会員に対する講習会及び研修会等に要する経費について補助を行うもの	519	○		
258	健康福祉局 環境薬務課	地域献血グループ結 成及び運営事務費補 助（運営事務費）	地域献血グループの献血事業に要する経費について補助を行うもの	392			
259	健康福祉局 環境薬務課	地域献血グループ結 成及び運営事務費補 助（献血組織結成）	地域献血グループの結成に要する経費について補助を行うもの	0		○	
260	健康福祉局 環境薬務課	蟹江町舟入斎苑運営 費助成	名古屋市域内に設置されている蟹江町舟入斎苑において名古屋市民が蟹江町民と同一の料金で斎苑の使用を許可されること等を考慮し、運営費の助成を行うもの	32	○		
261	健康福祉局 環境薬務課	骨髄バンクドナー等 助成	公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を行ったドナー及びドナーが勤務する事業所に対して助成を行うもの	2,100			
262	健康福祉局 環境薬務課	名古屋市薬剤師会災 害対策事業補助	一般社団法人名古屋薬剤師会が実施する、市立中学校に設置される救護所で使用されることを目的として医薬品の備蓄を行う薬局を、中学校区単位とするために必要な災害対策事業に対して補助を行うもの	2,633			
263	健康福祉局 環境薬務課	昆虫等駆除費及び消 毒費補助（スズメバ チ類駆除費）	生活保護世帯等に対し、スズメバチ類の駆除に要した費用の補助を行うもの	0		○	
264	健康福祉局 環境薬務課	昆虫等駆除費及び消 毒費補助（消毒費）	生活保護世帯等に対し、昆虫等の駆除を行う場合等に際して必要な建物消毒、物品消毒等に要した費用の補助を行うもの	0		○	
265	健康福祉局 環境薬務課	昆虫等駆除費及び消 毒費補助（昆虫等駆 除費）	生活保護世帯等に対し、昆虫等の駆除に要した費用の補助を行うもの	0		○	
266	健康福祉局 環境薬務課	南陽学区安心安全な まちづくりモデル的 事業補助	南陽学区連絡協議会の防犯カメラ設置事業に対して補助を行うもの	11,743			
267	健康福祉局 食品衛生課	食品関係業者自主 管理推進事業補助	公益社団法人名古屋食品衛生協会が実施する食品関係業者自主管理推進事業に対して補助を行うもの	4,306	○		○
268	健康福祉局 食品衛生課	愛知県食肉生活衛生 同業組合衛生事業補 助	愛知県食肉生活衛生同業組合が実施する、食肉衛生事業の向上に寄与する講習会や啓発等の事業に対して補助を行うもの	1,608	○		○

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
269	健康福祉局 食品衛生課	動物愛護管理事業助成	公益社団法人名古屋市獣医師会が実施する、動物愛護管理事業の増幅に寄与する広報、啓発等の事業に対して補助を行うもの	3,600	○		
270	健康福祉局 食品衛生課	猫避妊去勢手術補助	猫の所有者に対して、猫の避妊、去勢手術に要する費用の補助を行うもの	6,486			
271	健康福祉局 食品衛生課	なごやかキャット手術補助	特定の飼主のいない猫に手術を行い、一代限りとした上で適切にエサやトイレの世話をを行う地域住民等に対して、手術に要する費用の補助を行うもの	25,260			
272	健康福祉局 食品衛生課	犬及び猫のマイクロチップ装着補助	犬又は猫の所有者に対してマイクロチップ装着に要する費用の補助を行うもの	249		○	
273	子ども青少年局 子育て支援課	地域子育て支援ネットワーク事業補助	子育て支援に関わる機関、団体及び個人が連携して子育て家庭を支援するために活動に要する経費について補助を行うもの	3,123			
274	子ども青少年局 子育て支援課	児童遊園地補助	児童遊園地の新設、廃止及び既設遊園地の遊具等の整備工事に要する費用について補助を行うもの	2,871		○	
275	子ども青少年局 子育て支援課	難病関係団体運営費補助	全国心臓病の子供を守る会愛知県支部の運営に係る経費について補助を行うもの	45	○		○
276	子ども青少年局 子育て支援課	難病関係団体運営費補助	愛知注射による筋短縮症の会の運営に係る経費について補助を行うもの	35	○		○
277	子ども青少年局 子育て支援課	福祉医療事業に関する医療関係団体補助(子育て支援課所管分)	医療関係団体が市民等に対して実施する、本市福祉医療費助成制度についての周知及び広報等の事業に対して補助を行うもの	242	○		
278	子ども青少年局 子ども福祉課	名古屋市障害児(者)民間療育相談事業補助	障害者団体等に対し、療育相談事業に要する経費の補助を行うもの	3,617	○		
279	子ども青少年局 子ども福祉課	心身障害児短期里親助成	障害児を短期間預り養育する里親に対して助成を行うもの	0		○	
280	子ども青少年局 子ども福祉課	いこいの家事業運営費補助	在宅の障害児とその保護者に早期療育や相互交流の場の提供等を行ういこいの家を運営する事業者に対して、施設運営に要する経費の補助を行うもの	9,111	○		○
281	子ども青少年局 子ども福祉課	名古屋市児童養護連絡協議会運営費補助	名古屋市児童養護連絡協議会に対して、運営費の補助を行うもの	62	○		
282	子ども青少年局 子ども福祉課	障害者施設通所付添交通費助成	障害児(者)施設に通所する障害児(者)の付添に対して、付添にかかる交通費を補助するもの	1,124			
283	子ども青少年局 子ども福祉課	児童福祉事業団体運営補助(子ども福祉課所管分)	障害児の福祉増進及び障害児福祉施策の向上を目的とした団体運営に対して補助を行うもの	32	○		○
284	子ども青少年局 子ども福祉課	地域子ども相談室運営費補助	地域子ども相談室を設置・運営する法人に対して、地域子ども相談室の運営費の補助を行うもの	10,146	○		○
285	子ども青少年局 子ども福祉課	民間社会福祉施設産休・病休代替職員雇上補助(児童養護施設等)	民間社会福祉施設における職員の産休又は傷病による休業に係る産休代替職員又は病休代替職員の雇上経費に対して補助を行うもの	480			

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
286	子ども青少年局 子ども福祉課	民間社会福祉施設産 休・病休代替職員雇 上補助（福祉型障害 児入所施設等）	民間社会福祉施設における職員の出産又 は傷病による休業に係る産休代替職員又 は病休代替職員の雇上経費に対して補助 を行うもの	2,673			
287	子ども青少年局 子ども福祉課	民間一時保護施設補 助	DV被害者の一時保護を図るための活動 を行う民間団体の一時保護施設に対し、 民間シェルターとして設置されている建 物及び運営事務所の賃借料の補助を行う もの	980	○		
288	子ども青少年局 子ども福祉課	児童養護施設等退所 児童就労支援事業運 営費補助	児童養護施設等退所児童就労支援事業を 市内児童入所施設に附置し、かつ運営す る法人に対して、事業の運営に要する経 費の補助を行うもの	8,623			○
289	子ども青少年局 子ども福祉課	軽度・中等度難聴児 補聴器購入助成	身体障害者手帳の交付の対象とならない 軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の 購入に当たり必要な費用を補助するもの	2,612			
290	子ども青少年局 子ども福祉課	発達障害者支援体制 普及事業補助	一般社団法人名古屋市医師会が実施する 発達障害者支援体制普及事業に対して補 助を行うもの	381			
291	子ども青少年局 子ども福祉課	民間児童養護施設の 整備補助	民間児童養護施設の整備に要する経費に ついて補助を行うもの	310,696			
292	子ども青少年局 中央児童相談所	名古屋市四ツ葉の会 補助	名古屋市四ツ葉の会が実施する、職親精 神の高揚のための研修、児童の生活なら びに職業指導、会員相互の親睦並びに児 童の福利厚生、職親制度の研究並びに調 査等の事業に対して補助を行うもの	124	○		
293	子ども青少年局 西部児童相談所	名古屋市親和会補助	名古屋市親和会が実施する、会員間の親 睦と交流、児童の養育に関する研修、各 地の里親会との交流、里親制度の普及活 動等の事業に対して補助を行うもの	87	○		○
294	子ども青少年局 西部児童相談所	名古屋市親和会里親 賠償責任保険及びフ ァミリーホーム賠償 責任保険補助	名古屋市親和会が加入する、里親賠償責 任保険及びファミリーホーム賠償責任保 険の保険料について補助を行うもの	428			
295	子ども青少年局 西部児童相談所	非行・養護児童指導 援助団体補助	非行・養護児童の指導援助活動を目的と する団体である愛知BBS会に対して、 友だち活動及び通信活動、児童青少年問 題の認識と協力のための啓蒙・広報活動、 関係法令及び関係施設の学習と研究等に 要する経費の補助を行うもの	48	○		○
296	子ども青少年局 西部児童相談所	ひきこもり・不登校 児童指導援助団体補 助	ひきこもり・不登校児童の指導援助活動 を目的とする団体である名古屋あそびっ こクラブ「陽だまり」に対して、ひきこ もり・不登校児童の指導援助活動とし ての野外活動等、あそびっこ相互の親睦を 図るための事業、あそびっこ通信の発行 等についての補助を行うもの	52	○		
297	子ども青少年局 保育企画室	民間社会福祉施設産 休・病休代替職員雇 上補助（民間保育所 等）	民間社会福祉施設における職員の出産又 は傷病による休業に係る産休代替職員又 は病休代替職員の雇上経費に対して補助 を行うもの	67,360			

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
298	子ども青少年局 保育企画室	賃貸方式による民間 保育所（本園）の設 置補助（既存園賃借 料等）	賃貸方式による民間保育所（本園）につ いて、保育所の賃借料及び共益費等の補 助を行うもの	448,273			
299	子ども青少年局 保育企画室	賃貸方式による民間 保育所（本園）の設 置補助	賃貸方式による民間保育所（本園）の設 置に要する建物改修費等について補助を 行うもの	747,292			
300	子ども青少年局 保育企画室	賃貸方式による民間 保育所（分園）の設 置補助（既存園賃借 料等）	賃貸方式による民間保育所（分園）につ いて、保育所の賃借料及び共益費等の補 助を行うもの	37,495			
301	子ども青少年局 保育企画室	賃貸方式による民間 保育所（分園）の設 置補助	賃貸方式による民間保育所（分園）の設 置に要する建物改修費等について補助を 行うもの	51,298			
302	子ども青少年局 保育企画室	小規模保育事業開設 準備経費補助	小規模保育事業の開設準備に係る経費に ついて補助を行うもの	331,540			
303	子ども青少年局 保育企画室	一時保育事業補助	一時保育事業実施保育所に対して、事業 にかかる人件費及び事業費の補助を行う もの	199,785			
304	子ども青少年局 保育企画室	一時保育事業補助 (小規模型)	小規模保育事業所で実施される一時保育 事業に対して、人件費及び事業費の補助 を行うもの	7,496			
305	子ども青少年局 保育企画室	一時預かり事業補助 (幼稚園型)	幼稚園等で実施される一時預かり事業に 対して、人件費及び事業費の補助を行う もの	57,448			
306	子ども青少年局 保育企画室	24時間緊急一時保育 事業補助	突発的な保護者の病気・就労等で緊急に 保育を必要とする需要に対応するために 実施する24時間緊急一時保育事業につ いて補助を行うもの	41,855			
307	子ども青少年局 保育企画室	地域子育て支援セン ター事業補助	地域子育て支援センターの指定を受けた 民間保育所等に対し、地域子育て支援セ ンター事業の実施に必要な経費の補助を 行うもの	142,800			
308	子ども青少年局 保育企画室	認定こども園等幼児 教育振興事業費補助	教育内容の充実及び安全管理等を目的と して認定子ども園等が実施する、設備及 び備品の購入並びに修繕、教材教具及び 園児の教材用として消費される消耗品類 並びに災害用備蓄物資の購入、教員研修、 預かり保育に必要な教育研究費等の事業 に対して補助を行うもの	12,423			
309	子ども青少年局 保育企画室	私立幼稚園における 預かり保育拡充モデ ル事業補助	私立幼稚園が、保育所等利用基準に準じ た保育を必要とする園児を対象に、教育 時間終了後の夕刻や夏休み等に、従来か ら実施している預かり保育を拡充して受 け入れた場合に、事業の実施に要する経 費を補助するもの	32,878			
310	子ども青少年局 保育企画室	名古屋民間保育園連 盟運営補助	民間保育所の運営改善、保育の調査研究 等に取り組む公益社団法人名古屋民間保 育園連盟の運営費について補助を行うも の	308	○		
311	子ども青少年局 保育企画室	民間保育所職員就職 あっせん事業補助	公益社団法人名古屋民間保育園連盟が実 施する民間保育所職員就職あっせん事業 に対して補助を行うもの	2,548	○		○

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
312	子ども青少年局 保育企画室	保育園フェスタ事業 補助	公益社団法人名古屋民間保育園連盟が実施する保育園フェスタ事業に対して補助を行うもの	1,134	○		○
313	子ども青少年局 保育企画室	保育のひろば事業補助	公益社団法人名古屋民間保育園連盟が実施する保育のひろば事業に対して補助を行うもの	714	○		○
314	子ども青少年局 保育企画室	保育補助者雇上支援 事業補助	公益社団法人名古屋民間保育園連盟が本市の事業として実施する、保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付事業について、事業に要する経費の補助を行うもの	296,655			
315	子ども青少年局 保育企画室	保育所等保育士資格 取得支援事業補助	保育所等が雇用している幼稚園教諭免許状を有する者又はその他の保育従事者が、保育士資格を取得するために要した養成施設の受講料及び保育士資格取得に伴い代替として雇い上げた保育士、幼稚園教諭又は保育従事者に係る雇上費の補助を行うもの	29			
316	子ども青少年局 保育企画室	民間保育所の整備に 係る市有地既存建物 解体撤去工事費補助	民間保育所の整備に係る市有地の既存建物の解体及び撤去工事に要する経費について補助を行うもの	9,914			
317	子ども青少年局 保育企画室	民間保育所等整備費 補助	社会福祉法人等に対して、民間保育所等の整備に係る工事費等の補助を行うもの	1,425,584			
318	子ども青少年局 保育企画室	保育士確保支援事業 費補助（民間保育所 等業務効率化（ICT） 推進事業）	民間保育所等において、保育士の職場環境を整備・改善するため、業務効率化を推進するシステム等（ICT）を導入する経費について補助を行うもの	14,224			
319	子ども青少年局 保育企画室	民間保育所等におけ る事故防止推進事業 費補助	保育所等において、乳児の睡眠中の事故防止に活用できる備品等を購入するための費用を補助するもの	18,203			
320	子ども青少年局 子ども未来企画室	名古屋市子ども食堂 推進事業費補助	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が実施する子ども食堂推進事業に要する経費について補助を行うもの	1,500			○
321	子ども青少年局 青少年家庭課	障害者青年学級開設 補助	障害者青年とボランティアで構成する障害者青年学級を開設する市内の団体・サークルに対して活動費の補助を行うもの	2,586			○
322	子ども青少年局 青少年家庭課	名古屋市子ども会連 合会補助	名古屋市子ども会連合会における子ども会活動を健全に促進するための経費に対して補助を行うもの	380	○		
323	子ども青少年局 青少年家庭課	区子ども会育成者組 織運営助成	区子ども会育成者組織が実施する、スポーツ・文化・レクリエーション活動に係る事業、地域の祭典・季節行事に係る事業、社会奉仕活動に係る事業、指導者及びボランティアの育成・研修に係る事業、リーダー養成事業等に対して補助を行うもの	14,258	○		
324	子ども青少年局 青少年家庭課	学区子ども会育成者 組織運営助成	学区子ども会育成者組織が実施する、スポーツ・文化・レクリエーション活動に係る事業、地域の祭典・季節行事に係る事業、社会奉仕活動に係る事業、指導者及びボランティアの育成・研修に係る事業等に対して補助を行うもの	3,536	○		○

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
325	子ども青少年局 青少年家庭課	地域子ども会運営助成	子ども会の適切な活動を促進するため子ども会の運営に対して補助を行うもの	42,002			○
326	子ども青少年局 青少年家庭課	名古屋市青少年育成 市民会議補助	名古屋市青少年育成市民会議が実施する、市の施策と呼応した事業や青少年をまもる運動街頭キャンペーン等の事業に対して補助を行うもの	815	○		○
327	子ども青少年局 青少年家庭課	名古屋市保護区保護 司会連絡協議会補助	名古屋市保護区保護司会連絡協議会に対して、更生保護事業を推進する目的の達成のために必要な経費の補助を行うもの	454	○		
328	子ども青少年局 青少年家庭課	少年育成関係団体補 助	少年育成関係団体が実施する、少年の社会参加活動に関する事業、少年相互の交流及び少年と他の世代との交流に関する事業、少年の自立支援に関する事業等に対して補助を行うもの	485	○		○
329	子ども青少年局 青少年家庭課	子ども会ボランティ アサークル活動補助	市内の児童館にボランティア登録し、活動の本拠を児童館におき、子ども会活動を促進することを目的とする子ども会ボランティアサークルに対して活動費の補助を行うもの	546			
330	子ども青少年局 放課後事業推進室	留守家庭児童育成会 運営助成	地域において留守家庭児童の健全育成事業を行う留守家庭児童育成会の運営に対して補助を行うもの	1,465,460			○
331	住宅都市局 都市計画課	名古屋都市センター 事業費補助	公益財団法人名古屋まちづくり公社が名古屋都市センター事業として行うまちづくりに関する調査研究、情報収集・提供、人材育成・交流及びまちづくりの活動に係る事業費に対して補助を行うもの	143,470			
332	住宅都市局 街路計画課	地下街防災推進事業 補助	地下街防災推進計画の策定、地下街における公共的空間の防災性向上に資する施設の整備、避難施設・防災施設の整備等を行った者に対して補助を行うもの	102,776			○
333	住宅都市局 建築指導課	特定通路かど地拡幅 整備支援事業助成	特定通路かど地を拡幅する場合の舗装整備費等について助成を行うもの	0		○	
334	住宅都市局 監察課 (建築安全推進 課)	既存建築物吹付けア スベスト対策事業補 助(分析調査)	建築物のアスベストの分析調査に要する経費について補助を行うもの	2,231		○	
335	住宅都市局 監察課 (建築安全推進 課)	既存建築物吹付けア スベスト対策事業補 助(除去等)	建築物のアスベスト除去等工事に要する経費について補助を行うもの	1,200		○	
336	住宅都市局 住宅企画課	高齢者向け優良賃貸 住宅供給促進事業費 補助(家賃減額補 助)	事業者が入居者の居住の安定を図るため高齢者向け優良賃貸住宅の家賃を減額する場合において、その減額に要する費用について補助を行うもの	188,883			
337	住宅都市局 住宅企画課	高齢者向け優良賃貸 住宅供給促進事業費 補助(建設費補助)	高齢者向け優良賃貸住宅の整備に要する費用に対して助成を行うもの	40,775			
338	住宅都市局 住宅管理課	市営住宅等集会所運 営助成	名古屋市営住宅及び名古屋市定住促進住宅の集会所に対して、集会所運営物品及び災害時救助用品の購入費を助成するもの	2,452		○	

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
339	住宅都市局 住宅管理課	ふれあい喫茶運営助 成	自治会の自主的な活動として市営住宅集 会所等により実施される茶話会等につい て、開設や運営上必要な経費を助成する もの	0		○	
340	住宅都市局 まちづくり企画課	地域まちづくり活動 助成	地域まちづくり活動団体に対して、地域 まちづくりの推進に必要な活動に要する 費用の助成を行うもの	1,800			
341	住宅都市局 まちづくり企画課	地域まちづくりコン サルタント活用助成	地域まちづくり活動団体に対して、まち づくり構想等の策定及びその実践のため にコンサルタントに委託する費用の助成 を行うもの	1,000			
342	住宅都市局 耐震化支援室	民間木造住宅耐震改 修工事補助	民間木造住宅の耐震改修工事に要する経 費について補助を行うもの	103,957		○	
343	住宅都市局 耐震化支援室	耐震シェルター等設 置補助	旧基準木造住宅への耐震シェルター等の 設置工事に要する経費の補助を行うもの	3,885			
344	住宅都市局 耐震化支援室	民間非木造住宅耐震 改修促進事業補助 (診断)	民間非木造住宅の耐震診断に要する経費 について補助を行うもの	26,203		○	
345	住宅都市局 耐震化支援室	民間非木造住宅耐震 改修促進事業補助 (設計・工事・工事 監理)	民間非木造住宅の耐震改修等に要する経 費について補助を行うもの	23,285		○	
346	住宅都市局 耐震化支援室	ブロック塀等撤去費 補助	ブロック塀等の撤去に要する費用につい て補助を行うもの	3,592			
347	住宅都市局 耐震化支援室	多数の者が利用する 建築物耐震診断補助	多数の者が利用する建築物の耐震診断に 要する経費について補助を行うもの	5,986		○	
348	住宅都市局 耐震化支援室	要緊急安全確認大規 模建築物耐震改修事 業補助	要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修 に要する経費について補助を行うもの	39,883		○	
349	住宅都市局 耐震化支援室	要安全確認計画記載 建築物(防災拠点建 築物)耐震診断補助	要安全確認計画記載建築物(防災拠点建 築物)の耐震診断に要する経費について 補助を行うもの	0			
350	住宅都市局 耐震化支援室	要安全確認計画記載 建築物(沿道建築物・ 防災拠点建築物)耐 震改修助成	要安全確認計画記載建築物(沿道建築物・ 防災拠点建築物)の耐震改修に要する経 費について補助を行うもの	134,145			
351	住宅都市局 耐震化支援室	地域ぐるみ耐震化促 進支援事業補助	地域における地震対策の取組みに対して 補助を行うもの	1,042			
352	住宅都市局 市街地整備課	老朽木造住宅除却助 成	木造住宅密集地域における木造住宅の除 却に要する費用に対して助成を行うもの	5,013		○	
353	住宅都市局 市街地整備課	生活こみち整備促進 事業助成	木造住宅密集市街地において狭あい道路 と後退通路を合わせた土地を生活こみち として整備するために要する費用につい て補助を行うもの	333		○	
354	住宅都市局 市街地整備課	土地区画整理事業助 成(建築物等移転費)	土地区画整理組合に対して、都市計画決 定された公共施設の整備に伴う建築物等 の移転又は除却による損失補償費の補助 を行うもの	269,298			
355	住宅都市局 市街地整備課	土地区画整理事業助 成(公共下水道整備 費)	土地区画整理組合に対して、公共下水道 の根幹施設の整備に要する費用及び枝線 管きよの整備に要する費用の補助を行う もの	83,670			

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
356	住宅都市局 市街地整備課	茶屋新田土地区画整理事業助成（道路工事費）	名古屋市茶屋新田土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業について、区画道路の舗装工事費に対する補助を行うもの	55,051			
357	住宅都市局 市街地整備課	茶屋新田土地区画整理事業助成（水路築造費）	名古屋市茶屋新田土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業について、公共施設として新設する水路（雨水排水施設）の工事費に対する補助を行うもの	123,528			
358	住宅都市局 市街地整備課 （防災危機管理局 危機管理企画室）	感震ブレーカー設置助成	木造住宅密集地域について、地震時の出火防止対策として有効とされる感震ブレーカーの設置費用の助成を行うもの	1,947			
359	住宅都市局 市街地整備課	土地区画整理組合補助	土地区画整理組合に対して、道路築造工事や建物等移転に要する経費の補助を行うもの	530,948		○	
360	住宅都市局 市街地整備課	組合土地区画整理事業推進補助	公益財団法人名古屋まちづくり公社が行う特定土地区画整理組合への助言等業務に要する経費について補助を行うもの	34,065	○		
361	住宅都市局 都心まちづくり課	市街地再開発事業補助	市街地再開発事業の実施に要する調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費の補助を行うもの	180,240			
362	住宅都市局 都心まちづくり課	優良建築物等整備事業補助	優良建築物等整備事業の実施に要する調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費の補助を行うもの	1,128,316			
363	緑政土木局 道路利活用課	土地区画整理組合に対する道路台帳調製費補助	土地区画整理組合に対して道路台帳調整に要する経費を補助するもの	4,438			
364	緑政土木局 都市農業課	農林畜水産関係事業補助（単独県費土地改良事業）	国及び愛知県から補助を受けて行う土地改良事業の事業費に対して補助を行うもの	8,943			○
365	緑政土木局 都市農業課	農林畜水産関係事業補助（農道舗装）	農道の舗装費への補助を行うもの	1,030			
366	緑政土木局 都市農業課	農林畜水産関係事業補助（農道維持補修）	農道の維持補修費への補助を行うもの	1,427			
367	緑政土木局 都市農業課	農林畜水産関係事業補助（農業用排水機管理事業）	排水機維持管理費への補助を行うもの	5,512			○
368	緑政土木局 都市農業課	農林畜水産関係事業補助（農業用揚水機管理事業）	揚水機維持管理費（基本電力料金）への補助を行うもの	780			○
369	緑政土木局 都市農業課	農林畜水産関係事業補助（福田悪水土地改良区賦課金補助事業）	福田悪水土地改良区の市内組合員が地域排水対策として同改良区へ納付すべき賦課金について補助を行うもの	963	○		
370	緑政土木局 都市農業課	農業近代化資金利子補助	農業者または農業者の組織する団体に対し、融資機関が貸付けた農業近代化資金に係る利子補助を行うもの	38		○	
371	緑政土木局 都市農業課	農林畜水産関係事業補助（野菜生産価格安定対策事業）	国、県の実施する事業に係る加入者負担金への補助を行うもの	22			
372	緑政土木局 都市農業課	農林畜水産関係事業補助（野菜栽培保証事業）	事業に加入する農家への安値補填と農協への事務費の補助を行うもの	450		○	

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
373	緑政土木局 都市農業課	農林畜水産関係事業 補助（ブランド農産 物育成事業）	農業協同組合等が行うブランド農産物育 成事業に要する経費への補助を行うもの	540			
374	緑政土木局 都市農業課	農林畜水産関係事業 補助（朝市青空市推 進事業）	朝市・青空市を開催する名古屋市都市農 業振興協議会の運営に要する経費への補 助を行うもの	200	○		
375	緑政土木局 都市農業課	多面的機能支払交付 金	農業・農村の有する多面的機能の維持・ 発揮を図るため、国の要綱・要領に基づ いて、農地維持活動や資源向上活動等に 要する経費に対して補助を行うもの	10,770			
376	緑政土木局 都市農業課	農林畜水産関係事業 補助（優良農地保全 利用対策事業）	優良農地を保全利用するために、農協や 営農集団が導入する農業用施設、高性能 農業用機械、施設園芸高度化用施設・機 器、共同防除用薬剤、共同出荷推進用資 材、共同直接販売促進用施設・資材、環 境保全型農業推進・資材、その他に対し 補助を行うもの	15,545			
377	緑政土木局 都市農業課	農林畜水産関係事業 補助（経営所得安定 対策推進事業）	名古屋市地域農業再生協議会が行う経営 所得安定対策等の推進事業に要する経費 に対して補助を行うもの	1,712			○
378	緑政土木局 都市農業課	農地集積推進事業補 助（経営転換協力 金）	農地中間管理事業を推進するため、農地 中間管理機構に農地の貸し付けを行った 者で一定の要件を満たす者への補助を行 うもの	80,738		○	
379	緑政土木局 都市農業課	農林畜水産関係事業 補助（農業次世代人 材投資事業）	就農前の研修及び就農直後の経営確立に 要する経費を補助するもの	0		○	
380	緑政土木局 農業センター （都市農業課）	農林畜水産関係事業 補助（ふれあい農園 等設置事業）	農園設置者が農園を設置及び運営するた めに要する経費について補助を行うもの	409	○		
381	緑政土木局 農業センター	農林畜水産関係事業 補助（畜鶏舎悪臭防 止対策事業）	畜産農家の組織する団体が行う畜鶏舎悪 臭防止対策事業に使用する消臭剤の購入 経費に対して補助を行うもの	309	○		
382	緑政土木局 農業センター （都市農業課）	農林畜水産関係事業 補助（農家開設型市 民農園開設促進事 業）	農家開設型市民農園の開設者が行う貸し 農園の整備に要する経費についての補助 を行うもの	0		○	
383	緑政土木局 農業センター	農林畜水産関係事業 補助（鶏ニューカッ スル病予防事業）	名古屋市畜産連合会に対し、ニューカッ スル病予防液を共同購入する経費につい て補助を行うもの	0	○		
384	緑政土木局 農業センター	農林畜水産関係事業 補助（鶏卵生産者経 営安定対策事業加入 促進事業）	鶏卵生産者経営安定対策事業に要する積 立金を納付する生産者に対し補助を行う もの	0		○	
385	緑政土木局 緑地維持課 （緑地利活用課）	学校花いっぱい運動 補助	名古屋都市美化連盟が実施する学校花い っぱい運動の事業（フラワー・ブラボー・ コンクール）に対して補助を行うもの	234	○		○
386	緑政土木局 東山総合公園 管理課 （スポーツ市民局 スポーツ施設室）	東山公園テニスセン ター関係事業補助	東山公園テニスセンターで開催される「ジ ャパンオープンジュニア選手権大会」に 要する経費に対して補助を行うもの	2,298	○		○

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
387	緑政土木局 東山総合公園 管理課	名古屋市平和公園会 補助	名古屋市平和公園会が実施する園内整備 事業に対して補助を行うもの	270	○		○
388	千種区 地域力推進室	千種区民まつり事業 補助	千種区民まつりの開催に対して補助を行 うもの	3,500	○		
389	千種区 民生子ども課	千種区地域子育て支 援活動応援事業補助	地域における子育て家庭への支援を促進 するため、「子育てサロン」活動への補 助を行うもの	102			○
390	東区 地域力推進室	東区区民まつり事業 補助	東区区民まつりの開催に対して補助を行 うもの	1,929	○		
391	北区 地域力推進室	北区区民まつり事業 補助	北区区民まつりの開催に対して補助を行 うもの	3,969	○		
392	西区 地域力推進室	西区区民まつり事業 補助	西区区民まつりの開催に対して補助を行 うもの	5,400	○		
393	中村区 地域力推進室	中村区区民まつり事 業補助	中村区区民まつりの開催に対して補助を 行うもの	6,024	○		
394	中村区 民生子ども課	中村区子育てわいわ いひろば事業補助	子育て支援の高いノウハウを持つ市民グ ループと区内の学区子育てサロン運営ボ ランティアが行政と協働で学区子育てサ ロンの質的向上を図るために行う活動に 要する経費について補助を行うもの	82			
395	中区 地域力推進室	中区地域の絆づくり 支援事業補助	地域団体等が行う、人と人のつながりや 絆を深めるための活動について、事業費 の助成を行うもの	2,834			
396	昭和区 地域力推進室	昭和区協働まちづく り事業補助	区政運営方針に基づき、区民と区役所が 協働で地域の特性を活かした魅力あるま ちづくりを進める事業に要する経費を補 助するもの	180			
397	昭和区 地域力推進室	昭和区区民まつり事 業補助	昭和区区民まつりの開催に対して補助を 行うもの	3,197	○		
398	昭和区 民生子ども課	昭和区子育てサロン 事業補助	子育て支援団体が行う、主に乳幼児をも つ親とその子どもの交流を図る場の提供 事業の経費について補助を行うもの	263			
399	瑞穂区 地域力推進室	瑞穂区民まつり事業 補助	瑞穂区区民まつりの開催に対して補助を 行うもの	4,657	○		
400	熱田区 地域力推進室	熱田区区民まつり事 業補助	熱田区区民まつりの開催に対して補助を 行うもの	4,599	○		
401	中川区 地域力推進室	中川区区民まつり事 業補助	中川区区民まつりの開催に対して補助を 行うもの	4,387	○		
402	港区 地域力推進室	みなとフェスタ事業 補助	みなとフェスタの開催に対して補助を行 うもの	203			
403	港区 地域力推進室	港区区民まつり事業 補助	港区区民まつりの開催に対して補助を行 うもの	4,993	○		
404	港区南陽支所 区民生活課	南陽地域ふれあいま つり事業補助	南陽地域ふれあいまつりの開催に対 して補助を行うもの	350			
405	南区 地域力推進室	南区区民まつり事業 補助	南区区民まつりの開催に対して補助を行 うもの	3,999	○		
406	守山区 地域力推進室	守山区区民まつり事 業補助	守山区区民まつりの開催に対して補助を 行うもの	4,498	○		
407	緑区 地域力推進室	緑区区民まつり事業 補助	緑区区民まつりの開催に対して補助を行 うもの	5,319	○		
408	名東区 地域力推進室	名東の日・区民まつ り事業補助	名東の日・区民まつりに対して補助を行 うもの	4,799	○		

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
409	名東区 民生子ども課	子育てサロンサークル講師派遣事業補助	各学区の主任児童員が主催・共催するサロンサークルに対して講師料等講座開催費用の補助を行うもの	380			○
410	天白区 地域力推進室	天白区区民まつり事業補助	天白区区民まつりの開催に対して補助を行うもの	558	○		
411	天白区 民生子ども課	天白おやこ子育て広場事業補助	子育て支援の一環として実施する天白おやこ子育て広場事業に要する経費を補助するもの	400	○		
412	天白区 福祉課	天白区障害者地域自立支援活動補助	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき設置された自立支援連絡協議会に対して、障害者地域自立支援活動に要する経費を補助するもの	636			
413	天白区 民生子ども課	天白区地域団体による子ども支援事業補助	ひとり親家庭など、様々な要因で十分な学習ができていない児童に学習の場だけでなく、居場所を提供する、地域団体による子ども支援事業に要する経費を補助するもの	1,111			
414	教育委員会事務局 人権教育室	学校教育関係団体補助	愛知県人権教育研究会に対して、研究調査事業、大会又は行事等の開催その他必要経費の補助を行うもの	255	○		○
415	教育委員会事務局 学事課	私立高等学校授業料補助	愛知県の授業料軽減事業に該当しない市民生徒に対して授業料の補助を行うもの	57,642			
416	教育委員会事務局 学事課	私立高等学校国際化推進特別補助	帰国子女及び外国人留学生を受け入れている県内の私立高等学校が実施する教員研修事業に要する経費について補助を行うもの	172			
417	教育委員会事務局 学事課	私立幼稚園幼児教育振興事業費補助	市内私立幼稚園設置者に対して、備品教材費及び教員研修にかかる経費等の補助を行うもの	207,934			
418	教育委員会事務局 学事課	私立幼稚園預かり保育授業料軽減補助	市内私立幼稚園設置者に対して、幼児の保護者から徴収する預かり保育の授業料を減免するために必要な経費の補助を行うもの	41,547			
419	教育委員会事務局 学事課	私立幼稚園親と子の育ちの場支援事業費補助	公益社団法人名古屋私立幼稚園協会が実施する研修・研究事業及び市内私立幼稚園設置者への地域子育て支援事業費補助等に要する経費に対して補助を行うもの	61,119	○		
420	教育委員会事務局 学事課	私立高等学校施設設備費補助	市内私立高校設置者に対して、教育用の施設又は設備の充実を目的として行う事業について補助を行うもの	53,851			
421	教育委員会事務局 学事課	私立幼稚園協会研修事業補助	公益社団法人名古屋私立幼稚園協会が実施する新規採用教員研修事業に要する経費に対して補助を行うもの	992			
422	教育委員会事務局 学事課	外国人学校設備備品等整備費補助	市内に外国人学校を設置する外国人学校法人に対し、教育用の設備並びに備品及びそれに係る消耗品類等、教育用図書等として消費される消耗品類に要する経費の補助を行うもの	9,693	○		
423	教育委員会事務局 学事課	外国人学校教員研修費補助	市内に外国人学校を設置する外国人学校法人が外国人学校の教員に行う研修事業に対して補助を行うもの	1,094	○		

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
424	教育委員会事務局 指導室	野外教育事業推進補助	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会が実施する、野外教育に関する事業に要する経費に対して補助を行うもの	35,765			
425	教育委員会事務局 指導室	小中学生科学教室開催事業費補助	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会が行う、小中学生科学教室の開催に要する経費に対して補助を行うもの	1,778	○		
426	教育委員会事務局 指導室	学校教育関係団体が行う事業に対する補助	名古屋市幼児教育研究協議会に対し、研究調査、大会又は行事、奨励、啓発事業に要する経費の補助を行うもの	295	○		○
427	教育委員会事務局 指導室	市立高等学校海外研修旅行費用補助	市立高校が教育課程に位置づけられる教育活動として主催する海外研修旅行について、費用を補助するもの	3,440			
428	教育委員会事務局 指導室	市立高等学校海外留学補助	国際交流等に意欲があり海外留学を行う者に対して、留学に要する経費を補助するもの	400			
429	教育委員会事務局 学校保健課	学校教育関係団体補助	名古屋市学校保健会が行う研究調査、大会又は行事、奨励、啓発事業に要する経費に対して補助を行うもの	827	○		○
430	教育委員会事務局 学校保健課	教育スポーツ振興事業推進補助	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会が実施する学校給食事業等に要する経費に対して補助を行うもの	76,602	○		
431	教育委員会事務局 生涯学習課	社会教育関係団体補助（機関紙「女性なごや」発行）	名古屋市地域女性団体連絡協議会の機関紙「女性なごや」発行业業に対して補助を行うもの	1,026	○		
432	教育委員会事務局 生涯学習課	社会教育関係団体補助（ファミリーサービスクラブ事業）	名古屋市地域女性団体連絡協議会の会員同士が助け合い社会教育活動を続けられるよう行われるファミリーサービス事業に対して補助を行うもの	616	○		
433	教育委員会事務局 生涯学習課	社会教育関係団体補助（PTA機関紙発行）	全PTA会員に配布する機関紙「PTA名古屋」発行に対して補助を行うもの	864	○		○
434	教育委員会事務局 生涯学習課	社会教育関係団体補助（女性団体社会体育促進事業）	名古屋市地域女性団体連絡協議会の会員相互のコミュニケーションを図り、女性の体力向上を目指すために開催される体育祭に対して補助を行うもの	0	○		
435	教育委員会事務局 スポーツ振興課 （生涯学習課）	全国大会等参加費補助	全国大会等に参加する生徒の保護者の負担軽減及び部活動の振興のため、大会参加に係る交通費及び宿泊費の補助を行うもの	27,371			
436	教育委員会事務局 スポーツ振興課 （スポーツ市民局 スポーツ振興室）	社会教育関係団体（スポーツ）補助	名古屋市レクリエーション協会の運営に要する経費について補助を行うもの	3,252	○		○
437	教育委員会事務局 スポーツ振興課 （スポーツ市民局 スポーツ振興室）	名古屋市スポーツ推進委員連絡協議会運営補助	名古屋市スポーツ推進委員連絡協議会の職務に関する連絡調整、生涯スポーツに関する調査研究、協議等に要する経費に対して補助を行うもの	209			
438	教育委員会事務局 スポーツ振興課 （スポーツ市民局 スポーツ振興室）	教育スポーツ振興事業推進補助	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会が実施するスポーツ・レクリエーション及び教育の振興に関する事業の推進を図るための経費に対して補助を行うもの	106,073	○		

番号	所管局区 課室公所名	補助金の名称	事業の内容	交付額 (千円)	調査 A	調査 B	調査 C
439	教育委員会事務局 スポーツ振興課 (スポーツ市民局 スポーツ振興室)	区スポーツ推進委員 連絡協議会等運営補助	各区のスポーツ推進委員連絡協議会等が 実施する、名古屋市スポーツ推進委員の 職務に関する連絡調整、生涯スポーツに 関する調査研究、協議その他スポーツの 推進のための地域活動等に要する経費に ついて補助を行うもの	7,194			○
440	教育委員会事務局 スポーツ振興課 (スポーツ市民局 スポーツ振興室)	教育スポーツ振興事 業推進補助(愛知県 体育協会加盟団体負 担金)	公益財団法人愛知県体育協会の加盟団体 としての負担金について、公益財団法人 名古屋市教育スポーツ協会の運営経費の 一部として補助を行うもの	4,000	○		
441	教育委員会事務局 文化財保護室	文化財保存修理費等 補助	指定文化財の保存修理等に対して補助を 行うもの	18,688			
442	上下水道局 料金課	下水道水洗便所補助	くみ取便所を下水道水洗便所に改造し、 かつ、排水設備を設置する工事に対して 補助を行うもの	330		○	
443	上下水道局 料金課	浄化槽廃止工事補助	浄化槽を廃止し、かつ、排水設備を設置 する工事に対して補助を行うもの	1,190			
444	上下水道局 料金課	生活扶助者等に対す る下水道水洗便所補 助	生活扶助者等がくみ取便所を下水道水洗 便所に改造し、かつ、排水設備を設置す る工事に対して補助を行うもの	0		○	
445	上下水道局 料金課	私道における共同排 水設備工事補助	私道において、くみ取便所を水洗便所に 改造し、又は浄化槽を廃止し、かつ、排 水設備を共同設置する工事に対して補助 を行うもの	0		○	
446	上下水道局 料金課	宅地内排水ポンプ設 備設置工事補助	自然流下により下水を公共下水道に排除 することが困難な地区において、排水ポ ンプ設備を設置する工事に対して補助を 行うもの	0		○	

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 名古屋ガイドウェイバス株式会社
(事務所所在地：守山区竜泉寺二丁目 301番地)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年 8月 1日から
令和2年 4月15日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

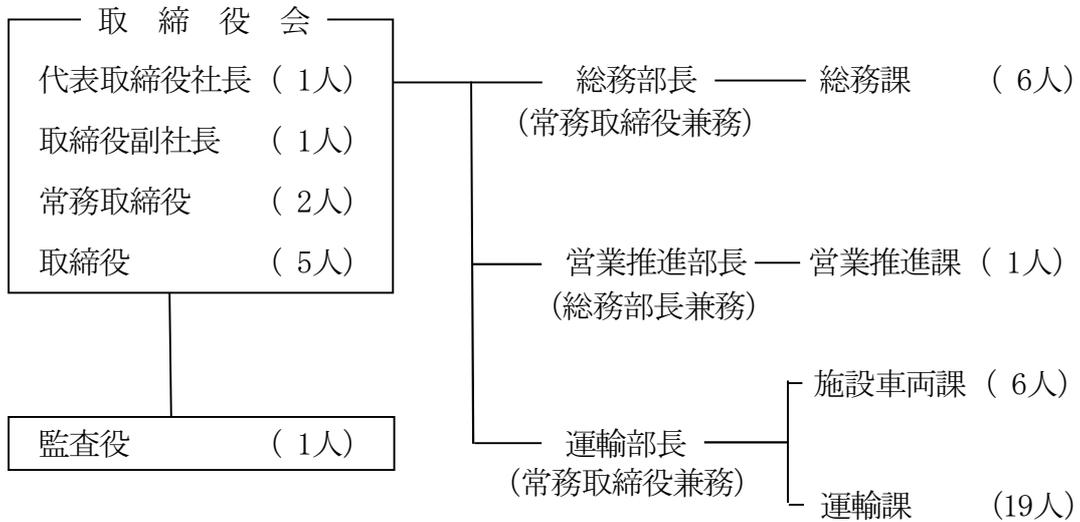
住宅都市局所管の出資団体である名古屋ガイドウェイバス株式会社（以下「ガイドウェイバス」という。）は、軌道法（大正10年法律第76号）による運輸事業等を営むことを目的として、平成6年4月に設立された。

ガイドウェイバスの資本金は30億円であり、そのうち本市の出資額は19億円である。

主な事業内容は、軌道法による運輸事業である。

これらの事業を運営するため、代表取締役社長をはじめ取締役9人、監査役1人が置かれ、従業員数は32人（嘱託員8人を含む。）となっている。ガイドウェイバスの機構及び従業員配置状況は次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。



1 事業状況

軌道法による運輸事業

大曽根から小幡緑地の高架区間 6.5キロメートルを運行している。運行実績の推移は、第 1表のとおりである。

第 1表 運行実績の推移

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1日当たり運行本数			
平日	310本	318本	318本
土・休日	216本	216本	216本
1日当たり乗車人員数	11,640人	12,144人	12,247人

2 決算状況

第24期及び第25期の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、第2表及び第3表のとおりである。

第2表 比較損益計算書

第24期 平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日

第25期 平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日

科 目	第24期	第25期	比 較 増△減	前 期 対 比
	千円	千円	千円	%
営業収益	704,613	729,303	24,690	103.5
旅客運輸収入	605,573	606,163	590	100.1
運輸雑収	99,039	123,140	24,100	124.3
営業費	699,589	726,379	26,790	103.8
運送営業費	564,037	570,580	6,542	101.2
販売費及び一般管理費	86,742	85,430	△1,311	98.5
諸税	22,953	24,200	1,247	105.4
減価償却費	25,856	46,168	20,312	178.6
営業利益	5,023	2,923	△2,100	58.2
営業外収益				
その他の収益	12,400	12,599	199	101.6
営業外費用				
その他の費用	218	761	543	349.2
経常利益	17,206	14,762	△2,444	85.8
特別損失				
固定資産除去損	-	109	109	皆増
税引前当期純利益	17,206	14,652	△2,554	85.2
法人税、住民税及び事業税	956	956	-	100
当期純利益	16,249	13,695	△2,554	84.3

第3表 比較貸借対照表

第24期 平成30年 3月31日現在

第25期 平成31年 3月31日現在

科 目	第24期	第25期	比 較 増△減	前 期 対 比
	千円	千円	千円	%
資産の部				
流動資産	763,460	688,918	△74,541	90.2
現金及び預金	670,189	588,022	△82,167	87.7
未収運賃	61,804	63,697	1,893	103.1
未収金	15,331	34,008	18,677	221.8
未収消費税等	12,939	-	△12,939	皆減
貯蔵品	1,433	1,443	9	100.7
前払費用	1,761	1,746	△15	99.1
固定資産	660,118	628,223	△31,894	95.2
軌道事業固定資産	655,221	624,980	△30,241	95.4
投資その他の資産	4,896	3,243	△1,652	66.2
差入保証金	1,318	1,318	-	100
長期前払費用	3,577	1,925	△1,652	53.8
資産合計	1,423,578	1,317,142	△106,435	92.5
負債の部				
流動負債	316,495	982,831	666,335	310.5
1年以内返済予定				
長期借入金	-	787,046	787,046	皆増
運賃精算未払金	11,789	11,865	75	100.6
未払金	247,562	106,718	△140,844	43.1
未払費用	13,564	13,434	△130	99.0
未払法人税等	8,063	8,893	829	110.3
未払消費税等	-	18,916	18,916	皆増
預り金	2,099	2,273	173	108.3
前受運賃	32,414	32,525	111	100.3
前受収益	1,000	1,159	158	115.8
固定負債	1,800,028	1,013,560	△786,467	56.3
長期借入金	1,787,046	1,000,000	△787,046	56.0
退職給付引当金	7,233	8,479	1,245	117.2
預り保証金	4,050	4,050	-	100
長期未払金	1,699	1,031	△667	60.7
負債合計	2,116,524	1,996,392	△120,131	94.3
純資産の部				
株主資本	△692,945	△679,249	13,695	98.0
資本金	3,000,000	3,000,000	-	100
利益剰余金	△3,692,945	△3,679,249	13,695	99.6
その他利益剰余金	△3,692,945	△3,679,249	13,695	99.6
繰越利益剰余金	△3,692,945	△3,679,249	13,695	99.6
純資産合計	△692,945	△679,249	13,695	98.0
負債・純資産合計	1,423,578	1,317,142	△106,435	92.5

第2 団体に対する監査

1 概要

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、出納その他の事務が適正に行われているか、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

2 指摘事項

(1) 競争性のある契約の検討について

契約事務取扱要領によると、契約方法は競争入札契約又は随意契約と定められており、随意契約が可能な場合は、予定価格が 250万円を超えないときのほか、性質又は目的が競争入札による方法に適しない契約や緊急の必要により競争入札に付することができないときなど例外的に定められている。

契約事務について調査したところ、「ドーム前矢田上り線連絡通路天井補修工事」及び「ドーム前矢田下り線 3階連絡通路天井補修工事」の契約において、予定価格がそれぞれ 250万円を超えないとの理由で随意契約としていたが、同種の業務について同一業者と別個に随意契約をしたものであり、それぞれの履行期間が重なっていたことから、これらを一括して契約することが可能であったと思われる。

透明性や経済性の観点から、別個になされていた契約を一つの契約にまとめるなど、競争性のある契約を検討されたい。

(2) 労使協定に基づく時間外労働の限度時間の超過について

ガイドウェイバスは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条に基づき、労働者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）との間で、時間外及び休日労働に関する協定（以下「労使協定」という。）を締結しており、労使協定において、時間外労働は、1年を通じ 360時間以内とし、1月45時間、1日 5時間を限度としており、この限度時間により難い特別な事情が生じた場

合には、時間外及び休日労働を行わせる職員及び時間について、過半数代表者との間での覚書で別の定めをすることができるとされている。

時間外労働の実績について調査したところ、労使協定で定める 1月45時間の限度時間を超過していた職員が存在したが、限度時間を超過することとなった時間外労働について、過半数代表者との間で覚書が締結されていなかった。

労使協定の内容を遵守するとともに、時間外労働の縮減に取り組まれない。

3 意見

志段味地区をはじめ沿線地域の人口増加や、利便性向上に向けた平成27年 4月、平成29年 4月のダイヤ改正による増便及びウォーキングイベントの実施などにより、乗車人員、乗車料収入ともに平成22年度以降毎年増加し、平成30年度の経常利益は 1,476万円、当期純利益は 1,369万円と、5年連続黒字を確保することができた。

今後も志段味地区の人口増加を受け、利用者が増加する見込みではあるものの、特殊な車両のため調達が困難であり、需要に応じた柔軟な増便が難しい状況にある。また、大量輸送が可能な鉄道に比べ、乗車定員が少なく、現行の輸送方式のもとでは、構造的に大幅な利益増を見込むことが困難である。加えて、開業から18年が経過し、経年劣化が進む施設・設備の維持管理・更新に的確に対応していかなければならず、こうした対応に多額の費用を要することが見込まれる。

今後とも地域の公共交通としての役割を果たしていくため、本市や沿線の施設、企業、大学等と連携し、沿線の活性化に取り組み、バス利用の促進を図るとともに、安心・安全な輸送の確保を前提としつつ、施設・設備の更新に合わせ、ICT・IoT技術の活用による輸送方法の見直しを進める等、収益性の高い事業運営に努められたい。

第3 住宅都市局に対する監査

ガイドウェイバスに対する出資団体監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、住宅都市局所管の財務に関する事務のうち、ガイドウェイバスに対する事務の執行について調査したが、指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 名古屋臨海高速鉄道株式会社
(事務所所在地：港区十一屋一丁目46番地)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年 8月 1日から
令和2年 4月15日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

住宅都市局所管の出資団体である名古屋臨海高速鉄道株式会社（以下「臨海高速」という。）は、ひと・もの・情報の交流・交易拠点である名古屋港と名古屋都心を結び、さらに本市西南部の基幹的公共交通サービスの充実と沿線の均衡あるまちづくりに資する路線として、貨物専用線であった西名古屋港線の旅客線化と延伸を図り、鉄道網の強化充実による効率的で質の高い交通体系を構築することを目的として、平成9年12月に設立された。

臨海高速の資本金は1億円であり、そのうち本市の出資額は7,693万円である。

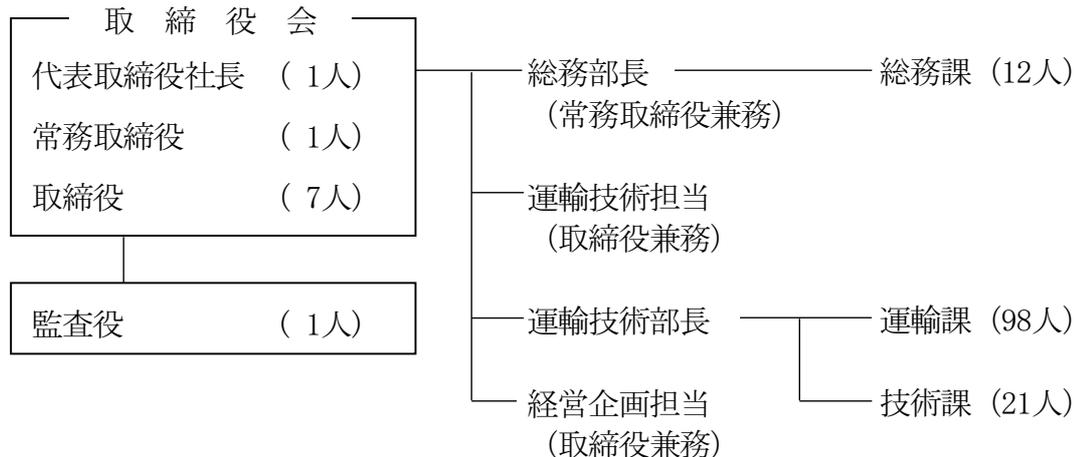
事業内容は、①鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく第一種鉄道事業、②鉄道事業法に基づく鉄道施設の貸付け等である。

これらの事業を運営するため、代表取締役社長をはじめ取締役9人、監査役1人が置かれ、従業員数は132人（嘱託員13人を含む。）となっている。機構及び従業員配置状況は、次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成31年 3月31日現在)



1 事業状況

(1) 第一種鉄道事業（あおなみ線の運行）

名古屋から金城ふ頭間15.2キロメートルをあおなみ線として運行している。
運行実績の推移は、第1表のとおりである。

第1表 運行実績の推移

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1日当たり運行本数（往復）			
平日	161本	161本	161本
土・休日	145本	145本	145本
1日当たり乗車人員数	36,160人	43,090人	44,158人

(注) 1日当たりの運行本数（往復）は、通常運行の本数を掲げており、臨時列車の運行本数は含まれていない。なお、平成28年度は年間88本、平成29年度は年間1,491本、平成30年度は年間801本の臨時列車の運行があった。

(2) 鉄道施設の貸付け

臨海高速の鉄道施設（線路）の一部を日本貨物鉄道株式会社等に貸し付け、使用料を徴収している。

なお、日本貨物鉄道株式会社は、臨海高速の鉄道施設（線路）を使用し、名古屋駅から名古屋貨物ターミナル（中島駅に隣接）間5.1キロメートルにおいて貨物線を開業している。

2 決算状況

第21期及び第22期の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、第2表及び第3表のとおりである。

第2表 比較損益計算書

第21期 平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日
第22期 平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日

科 目		第21期	第22期	比 較 増△減	前 期 対 比
		千円	千円	千円	%
経常損益の部	営業収益	2,967,879	2,974,135	6,256	100.2
	旅客運輸収入	2,854,681	2,861,509	6,828	100.2
	鉄道線路使用料収入	40,019	38,122	△1,896	95.3
	運輸雑収	73,178	74,504	1,325	101.8
	営業費	2,327,274	2,298,472	△28,801	98.8
	運送費	1,676,587	1,654,742	△21,844	98.7
	一般管理費	202,547	215,145	12,598	106.2
	諸税	162,182	153,881	△8,301	94.9
	減価償却費	285,958	274,703	△11,254	96.1
	営業利益	640,604	675,663	35,058	105.5
	営業外損益の部				
	営業外収益	2,793	8,861	6,067	317.2
	受取利息	219	147	△71	67.3
	その他	2,574	8,714	6,139	338.5
営業外費用	4,844	4,242	△602	87.6	
支払利息	4,814	4,237	△577	88.0	
その他	29	4	△24	16.4	
経常利益	638,553	680,282	41,729	106.5	
税引前当期純利益	638,553	680,282	41,729	106.5	
法人税、住民税及び事業税	4,469	4,469	-	100	
法人税等調整額	△33,730	△302,929	△269,198	898.1	
当期純利益	667,815	978,743	310,927	146.6	

第 3表 比較貸借対照表

第21期 平成30年 3月31日現在
 第22期 平成31年 3月31日現在

資 産 の 部				
科 目	第21期	第22期	比 較 増△減	前 期 対 比
	千円	千円	千円	%
流動資産	2,788,633	2,607,194	△181,439	93.5
現金及び預金	2,448,183	2,206,842	△241,341	90.1
未収運賃	124,148	139,241	15,092	112.2
未収金	14,227	66,102	51,874	464.6
未収収益	81	53	△28	65.2
貯蔵品	182,548	179,168	△3,379	98.2
前払費用	6,619	15,177	8,558	229.3
繰延税金資産	12,223	-	△12,223	皆減
その他流動資産	600	609	9	101.5
固定資産	2,877,215	4,045,791	1,168,576	140.6
鉄道事業固定資産	2,817,655	3,626,659	809,003	128.7
有形固定資産	2,365,149	3,201,273	836,124	135.4
無形固定資産	450,616	419,368	△31,247	93.1
建設仮勘定	1,890	6,017	4,127	318.4
投資その他の資産	59,559	419,132	359,572	703.7
長期前払費用	7,839	52,259	44,419	666.6
繰延税金資産	51,720	366,873	315,152	709.3
資産合計	5,665,849	6,652,986	987,137	117.4

負 債 の 部				
科 目	第21期	第22期	比 較 増△減	前 期 対 比
	千円	千円	千円	%
流動負債	628,209	611,590	△16,619	97.4
1年以内に返済する				
長期借入金	73,200	73,200	-	100
未払金	284,339	327,961	43,622	115.3
未払費用	23,727	18,402	△5,324	77.6
未払消費税	70,165	-	△70,165	皆減
未払法人税等	4,469	4,469	-	100
預り金	34,277	35,864	1,586	104.6
前受運賃	99,663	109,601	9,938	110.0
前受金	1,523	1,562	39	102.6
賞与引当金	30,858	33,880	3,021	109.8
仮受金	5,984	6,647	662	111.1
固定負債	645,947	670,961	25,013	103.9
長期借入金	498,700	425,500	△73,200	85.3
退職給付引当金	57,177	69,753	12,575	122.0
役員退職慰労引当金	-	697	697	皆増
特別修繕引当金	90,070	175,010	84,940	194.3
負債合計	1,274,157	1,282,551	8,394	100.7
純 資 産 の 部				
科目	第21期	第22期	比 較 増△減	前 期 対 比
株主資本	4,391,691	5,370,434	978,743	122.3
資本金	100,000	100,000	-	100
資本剰余金	32,539,900	32,539,900	-	100
資本準備金	32,539,900	32,539,900	-	100
利益剰余金	△28,248,208	△27,269,465	978,743	96.5
その他利益剰余金	△28,248,208	△27,269,465	978,743	96.5
繰越利益剰余金	△28,248,208	△27,269,465	978,743	96.5
純資産合計	4,391,691	5,370,434	978,743	122.3
負債及び純資産合計	5,665,849	6,652,986	987,137	117.4

第2 団体に対する監査

1 概要

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、出納その他の事務が適正に行われているか、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、この点に留意されたい。

2 指摘事項

少額備品の管理について

臨海高速では、名古屋臨海高速鉄道株式会社物品管理規程（以下「管理規程」という。）において取得価格が 2万円以上20万円未満の物品は少額備品に区分されており、少額備品を取得したときは、備品管理台帳に登録し、数量及び保管場所等を適切に管理することとされている。

また、管理規程では、少額備品の廃棄処分を行ったときは、速やかにその旨を備品管理台帳に明記しなければならないとされている。

備品管理台帳と現物との照合をしたところ、ノートパソコンについては現物がなく、臨海高速によると、既に廃棄し、現在はリース契約により調達したものを使用しているとのことであったが、備品管理台帳には廃棄処分を行った旨の明記がなかった。

少額備品の管理については、平成25年 2月21日に結果を公表した臨海高速の出資団体監査においても同様の指摘がなされているところである。管理規程に基づき適正に管理されたい。

3 意見

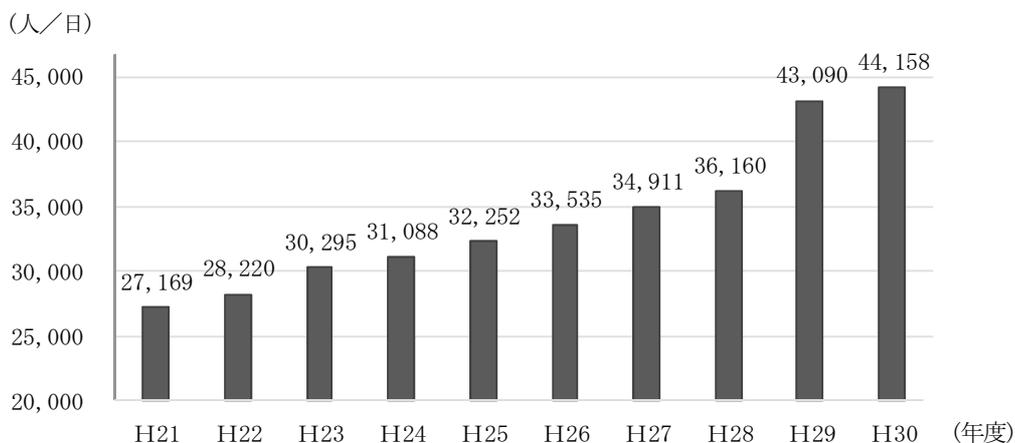
あおなみ線は、令和元年10月に運行開始から15年を迎え、この間、平成23年 3月のリニア・鉄道館の開業、平成29年 4月のレゴランド・ジャパンの開業等の沿線施設の開発や、沿線施設や他事業者と連携したイベントの開催等により、着実に乗車人員を伸ばしており（図を参照）、臨海高速にあっては、平成22年 7月の

事業再生手続きを経て、平成23年度以降、毎期経常利益で黒字を計上し続けてきた。

その一方、鉄道事業の運営には巨額な施設・設備を要し、今後も安全かつ安定した輸送を確保し続けていくためには、経年劣化する施設・設備について適切な維持管理を行うとともに、今後周期的に発生する更新需要に的確に対応していくことが求められる。

更新資金を確保していくためには、さらなる財務基盤の強化が必要であり、臨海高速においては、名古屋市国際展示場の第1展示館の移転整備や、第20回アジア競技大会のメイン選手村（移転予定の名古屋競馬場の跡地に整備予定）の後利用等、今後の沿線開発の動向を注視しつつ、沿線住民や沿線企業に対するPR、沿線施設や他事業者と連携したイベントを通じて、あおなみ線の利用促進に努め、さらなる収益の確保を図られたい。

図 1日当たり乗車人員の推移



第3 住宅都市局に対する監査

臨海高速に対する出資団体監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、住宅都市局所管の財務に関する事務のうち、臨海高速に対する事務の執行について調査したが、指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 株式会社名古屋交通開発機構
(事務所所在地：千種区覚王山通 7丁目11番地)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年 8月 1日から
令和2年 5月 8日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

交通局所管の出資団体である株式会社名古屋交通開発機構（以下「開発機構」という。）は、本市交通事業の経営改善に資する事業及び交通事業に関連する事業の経営を行い、交通事業の健全な運営に寄与することを目的として、平成元年7月に設立された。その後、開発機構は、平成19年4月に社団法人名古屋市交通局協力会（昭和24年10月設立、平成19年3月末解散）から事業を引き継ぎ、平成22年4月に名古屋地下鉄振興株式会社（昭和32年6月設立）及び株式会社交通エンジニアリング（昭和52年10月設立）と合併し、現在に至っている。

開発機構の資本金は1億円であり、全額本市の出資である。

事業内容は、①ICカードシステム事業、②サービスセンター運営事業、③販売・サービス事業、④広告管理事業、⑤ビル管理事業、⑥地下街管理事業、⑦施設保守事業である。

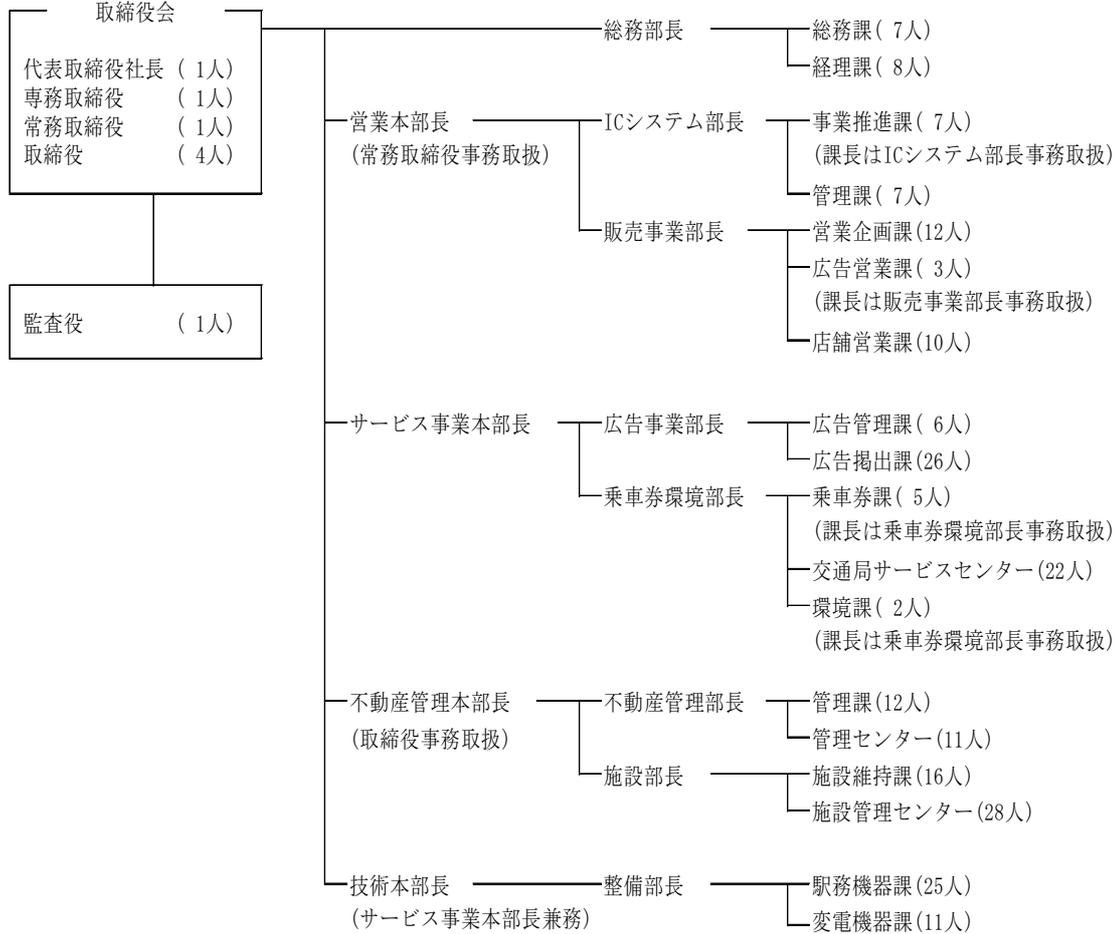
これらの事業を運営するため、代表取締役社長をはじめ取締役7人、監査役1人が置かれ、従業員数は227人（嘱託員49人を含む。）となっている。機構及び従業員配置状況は、次図のとおりである。

また、平成30年度において、本市は開発機構に対して、地下街防災推進事業補助金として3,765万円を支出している。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成31年 3月31日現在)



1 事業状況

(1) ICカードシステム事業

交通系ICカード「マナカ」の運営会社として、市バス・地下鉄などの利用情報等を管理するセンターシステムの運営やマナカの発行業務等を実施した。

(2) サービスセンター運営事業

地下鉄駅構内の交通局サービスセンターにおける定期券等の発売及び交通局関係の案内業務、交通局お忘れ物取扱所の運營業務、乗車券販売業務等を実施した。

(3) 販売・サービス事業

地下鉄駅構内のコインロッカー、公衆電話、飲料自動販売機及び銀行ATM等の管理、直営店舗の運営並びに交通局契約広告取扱者として地下鉄駅の壁面広告等の販売業務を実施した。

(4) 広告管理事業

市営交通事業等における広告の管理業務等を実施した。

(5) ビル管理事業

開発機構が所有する賃貸物件の管理運営業務を行うとともに、本市が資産の有効活用の観点から建設したターミナルビル等の物件について、賃貸を受け管理運営業務を実施した。

(6) 地下街管理事業

開発機構所有の名駅地下街（メイチカ）や栄地下街（森の地下街）などの店舗賃貸・管理運営業務を実施した。

(7) 施設保守事業

市バス車両の清掃業務や地下鉄駅務機器の点検整備業務等を実施した。

2 決算状況

第29期及び第30期の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、第1表及び第2表のとおりである。

第1表 比較損益計算書

第29期 平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日
 第30期 平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日

科 目		第29期	第30期	比較増△減	前期対比	
		千円	千円	千円	%	
経常損益の部	営業収益	5,494,847	5,541,416	46,568	100.8	
	ICカードシステム収入	561,992	609,345	47,353	108.4	
	サービスセンター運営収入	242,764	240,439	△2,324	99.0	
	販売・サービス収入	1,483,247	1,456,069	△27,178	98.2	
	広告管理収入	270,415	270,038	△377	99.9	
	ビル管理収入	1,126,587	1,131,166	4,578	100.4	
	地下街管理収入	1,293,195	1,319,820	26,625	102.1	
	施設保守収入	516,644	514,536	△2,107	99.6	
	営業費用	5,230,262	5,295,925	65,663	101.3	
	ICカードシステム事業費	583,992	655,954	71,962	112.3	
	サービスセンター運営事業費	224,167	210,924	△13,242	94.1	
	販売・サービス事業費	1,353,555	1,329,186	△24,369	98.2	
	広告管理事業費	237,763	235,388	△2,375	99.0	
	ビル管理事業費	1,064,057	1,075,745	11,687	101.1	
	地下街管理事業費	1,127,293	1,140,035	12,741	101.1	
	施設保守事業費	384,796	394,451	9,655	102.5	
	販売費及び一般管理費	254,635	254,239	△395	99.8	
	営業利益	264,585	245,491	△19,094	92.8	
	営業外損益の部	営業外収益	80,960	59,987	△20,973	74.1
		受取利息及び配当金	55,272	56,935	1,663	103.0
有価証券売却益		-	528	528	皆増	
その他営業外収益		25,688	2,523	△23,164	9.8	
営業外費用		328	84	△244	25.8	
支払利息		11	4	△7	36.8	
その他営業外費用	317	80	△237	25.4		
経常利益	345,217	305,394	△39,823	88.5		
特別損益の部	特別利益	87,589	75,300	△12,289	86.0	
	固定資産売却益	184	-	△184	皆減	
	その他特別利益	87,405	75,300	△12,105	86.2	
	特別損失	130,255	107,017	△23,237	82.2	
	固定資産除却損	19,324	584	△18,740	3.0	
その他特別損失	110,931	106,433	△4,497	95.9		
税引前当期純利益	302,552	273,676	△28,875	90.5		
法人税、住民税及び事業税	92,032	111,767	19,735	121.4		
当期純利益	210,519	161,908	△48,611	76.9		

第 2表 比較貸借対照表

第29期 平成30年 3月31日現在
 第30期 平成31年 3月31日現在

資 産 の 部				
科 目	第 29 期	第 30 期	比較増△減	前期対比
	千円	千円	千円	%
流動資産	4,386,430	4,541,094	154,664	103.5
現金預金	1,939,389	1,931,987	△7,402	99.6
営業未収金	2,194,393	2,307,751	113,358	105.2
未収金	2,914	75,416	72,501	2,587.3
有価証券	29,982	30,000	18	100.1
商品	20,586	16,011	△4,574	77.8
貯蔵品	189,561	173,435	△16,126	91.5
前払費用	11,063	11,028	△34	99.7
立替金	5,218	3,747	△1,471	71.8
貸倒引当金	△6,680	△8,285	△1,605	124.0
固定資産	9,853,617	10,960,044	1,106,426	111.2
有形固定資産	2,016,665	2,081,206	64,540	103.2
建物	920,619	918,465	△2,153	99.8
建物附属設備	1,000,405	1,088,287	87,881	108.8
構築物	3,210	2,662	△548	82.9
機械及び装置	454	396	△57	87.3
車両運搬具	49	0	△49	0.0
工具器具備品	25,049	17,018	△8,031	67.9
土地	53,191	53,191	-	100
建設仮勘定	11,561	-	△11,561	皆減
一括償却資産	2,124	1,184	△939	55.8
無形固定資産	640,473	586,157	△54,315	91.5
区分地上権	400,325	400,325	-	100
ソフトウェア	219,281	168,474	△50,807	76.8
その他の無形固定資産	20,866	17,357	△3,508	83.2
投資その他資産	7,196,478	8,292,680	1,096,201	115.2
投資有価証券	6,721,721	7,786,499	1,064,778	115.8
出資金	10,000	10,000	-	100
長期前払費用	30,963	23,362	△7,601	75.5
保証金	431,455	471,000	39,544	109.2
その他資産	2,338	1,818	△520	77.7
資産合計	14,240,048	15,501,138	1,261,090	108.9

負 債 の 部				
科 目	第 29 期	第 30 期	比較増△減	前期対比
	千円	千円	千円	%
流動負債	6,323,500	7,334,619	1,011,119	116.0
営業未払金	2,078,940	1,994,058	△84,881	95.9
未払金	-	688,021	688,021	皆増
未払費用	48,385	50,276	1,891	103.9
未払法人税等	600	65,800	65,200	10,961.3
前受金	163,972	160,969	△3,003	98.2
預り金	3,956,133	4,292,447	336,313	108.5
賞与引当金	75,467	83,045	7,578	110.0
固定負債	4,276,046	4,374,110	98,063	102.3
退職給付引当金	347,485	373,873	26,388	107.6
預り保証金	3,928,561	4,000,236	71,674	101.8
負債合計	10,599,547	11,708,729	1,109,182	110.5
純 資 産 の 部				
科 目	第 29 期	第 30 期	比較増△減	前期対比
株主資本	3,640,501	3,792,409	151,908	104.2
資本金	100,000	100,000	-	100
利益剰余金	3,540,501	3,692,409	151,908	104.3
利益準備金	25,000	25,000	-	100
その他利益剰余金	3,515,501	3,667,409	151,908	104.3
施設整備積立金	1,730,000	1,840,000	110,000	106.4
繰越利益剰余金	1,785,501	1,827,409	41,908	102.3
純資産合計	3,640,501	3,792,409	151,908	104.2
負債及び純資産合計	14,240,048	15,501,138	1,261,090	108.9

第 2 団体に対する監査

1 概要

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、出納その他の事務が適正に行われているか、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

2 指摘事項

(1) 乗車券払戻用の保管現金の不足について

開発機構の御器所事務所では、乗車券払戻しのための現金を保有しており、この現金を支払用金庫と小銭用金庫の2つの手提げ金庫に分けて保管していた。

実地調査当日において、現金の保有状況を調査したところ、このうち小銭用金庫の保管現金については、管理台帳上は24,350円が保管されているはずのところ23,350円しかなく、1,000円不足していた。

開発機構に確認したところ、保管現金については、毎日担当者が残高確認を行い、担当者とは別の者が再度確認することとなっており、支払用金庫にあっては毎日残高確認を行っていたものの、小銭用金庫にあってはほとんど受払いがないため、毎日残高確認は行っていなかったとのことであった。不足していた1,000円については雑損失として費用計上したものの、その原因については、実地調査当日に確認するとともに、その後、改めて事実確認を求めたが、特定には至らなかった。

今後同様の誤りが生じないように、現金の受払い、残高確認を確実に実施するとともに、現金の保管方法について見直しを図られたい。

(2) 労働基準法に基づく協定で定める時間外労働の限度時間の超過について

開発機構では、労働組合等との間で、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条に基づく時間外労働・休日労働に関する協定を締結し、同協定において、原則となる時間外労働の限度時間とともに、この限度時間を超えて時間外労働を行わせるやむを得ない場合があるとして、いわゆる特別条項による時間外労働の限度時間を設けている。

時間外労働の実績について調査したところ、特別条項による限度時間を超えて時間外労働を行わせていた事例が散見された。

労使協定の内容を遵守するとともに、時間外労働の縮減に取り組まれない。

(3) 情報保護について

開発機構では、ICカード乗車券及び電子マネー等で取り扱う情報の保護及び管理のため、情報保護方針に関する内規（以下「保護方針」という。）、情

報保護対策に関する内規（以下「保護対策」という。）及び緊急時対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）を定め、保護方針等に基づき、マナカシステムの運用管理を行っている。

開発機構における情報保護の状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 保護方針では、保護すべき情報資産（マナカシステムを構成するハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、これらの管理に係る台帳及び出力帳票並びに電子情報の記録媒体等をいう。以下同じ。）を明確にしたうえで、分類し、リスクの程度を評価するものとされ、これらの事項を情報資産管理台帳に登載しているが、保護すべき情報資産であるにもかかわらず、敬老福祉マナカ管理システムに係る一切の事項が登載されていなかった。

イ 保護対策では、センターサーバー等に接続された端末を操作する従業員等にIDを割り当て、作業可能な範囲を限定し、権限のない従業員等や従業員等以外の者がアクセスできないよう、厳重に管理するものとされ、ID等の管理のためID管理台帳を設けているが、敬老福祉マナカ管理システムの端末の一部のID及びサーバーOSのIDについて、ID管理台帳で管理されていなかった。

ウ 保護対策では、センターサーバー等に接続された端末の操作履歴を記録し保管するとともに、個人情報に係る取扱いの操作履歴については、定期的に検査及び分析を行わなければならないとされているが、個人情報を含む敬老福祉マナカ管理システムについて、操作履歴が記録、保管されておらず定期的な検査及び分析が実施されていなかった。

エ 保護方針では、障害等が発生した場合にはマニュアルに基づいて対応することとされており、管理者であるICシステム部長は、障害等の発生原因の究明や再発防止策等の検討を行い、収集した情報等一式を取りまとめて保管することとなっているが、敬老福祉マナカ管理システムにおける障害等への対応について、各担当者が個別対応した結果を共有フォルダに保管するのみで一元的な管理がなされていなかった。

保護方針等に基づき、適切に情報保護に取り組まれない。

3 意見

開発機構では、平成29年度から3箇年を計画期間とする第3次経営戦略計画において、事業規模の維持拡大や財政基盤の強化等を経営戦略方針として掲げ、営業利益等を具体的な目標として設定し、事業運営に取り組んでいる。

ここ3年間の営業利益を見たところ、黒字は確保できているものの、金額自体は年々減少しており、平成29年度、30年度ともに、経営戦略計画に掲げた目標値を下回っている。また、販売費及び一般管理費を含まない部門別の収支を見てみると、平成30年3月から開始したクレジットカード事業に係る経費の増加等によりICカードシステム事業の収支差額は年々減少し、平成29年度、30年度は赤字となっており、維持補修費の増加等によりビル管理事業の収支差額も年々減少している（第3表を参照）。

第3表 営業利益の目標値並びに実績値及び部門別内訳

(単位：千円、税抜)

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
営業利益	目標値		306,000	293,000
	実績値 (①－②)	412,000	264,585	245,491
【営業利益（実績値）の部門別内訳】				
①事業収支計		697,960	519,221	499,730
内 訳	(1) ICカードシステム事業収支	103,691	△22,000	△46,608
	(2) サービスセンター運営事業収支	41,108	18,597	29,515
	(3) 販売・サービス事業収支	146,962	129,691	126,882
	(4) 広告管理事業収支	39,805	32,651	34,649
	(5) ビル管理事業収支	71,885	62,530	55,421
	(6) 地下街管理事業収支	180,439	165,902	179,785
	(7) 施設保守事業収支	114,067	131,848	120,085
②販売費及び一般管理費		285,960	254,635	254,239

(注) 目標値は第3次経営戦略計画において設定されたもの

こうした中、今後、所有する地下街の大規模改修などに多額の資金が必要となり、開発機構では、その財源となる資金を確保することを経営上重要な課題と掲げていることから、特に収支差額の状況が減少傾向にある部門については改善策を講じるなど、各事業部門について収益性を高め、開発機構全体としての営業利益の増加に努められたい。

第3 交通局に対する監査

1 概要

開発機構に対する出資団体監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、交通局所管の財務に関する事務のうち、開発機構に対する事務の執行について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

2 指摘事項

開発機構に保管させている駅務機器の部品の管理について

固定資産・物品の实地調査を実施していたところ、駅務機器の部品が保管されていた。交通局に確認したところ、当該部品は本市が駅務機器を更新した際などに発生したものであり、本市に帰属する物品であるが、開発機構に委託している駅務機器の点検整備業務において再利用に供するため、開発機構に保管させているとのことであった。しかし、本市に帰属する物品であるにもかかわらず、物品の受払い等の手続きはとられておらず、保管させている部品について正確に把握していない状況であった。

対象となる部品を正確に把握したうえで、開発機構に当該部品を保管させる根拠を明確にするための必要な手続きをとられたい。 (営業課)

監 査 種 別 財政援助団体監査

監 査 対 象 日本赤十字社愛知県支部
(事務所所在地：東区白壁一丁目50番地)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和 元年 8月 1日から
令和 2年 3月 24日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

健康福祉局所管の財政援助団体である日本赤十字社愛知県支部（以下「日赤」という。）は、明治10年に設立された日本赤十字社の名古屋委員部として明治20年12月に発足し、明治22年2月に名古屋支部、明治36年10月に愛知支部、さらに昭和28年2月に愛知県支部とそれぞれ改称し今日に至っている。

本市は日赤に対して、救命救急センター運営費補助金及び周産期母子医療センター運営費補助金を交付しており、補助金の交付対象施設は、救命救急センター運営費補助金については名古屋第二赤十字病院（以下「第二日赤」という。）、周産期母子医療センター運営費補助金については名古屋第一赤十字病院（以下「第一日赤」という。）及び第二日赤である。

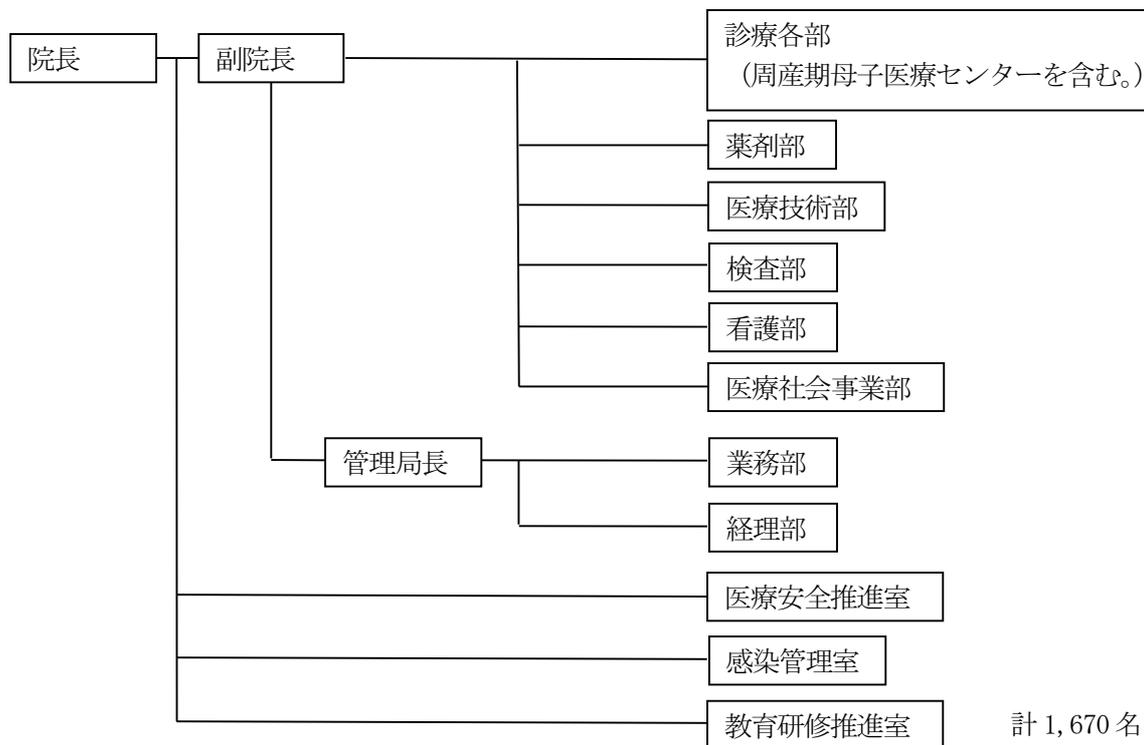
第一日赤及び第二日赤の機構及び職員数は次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

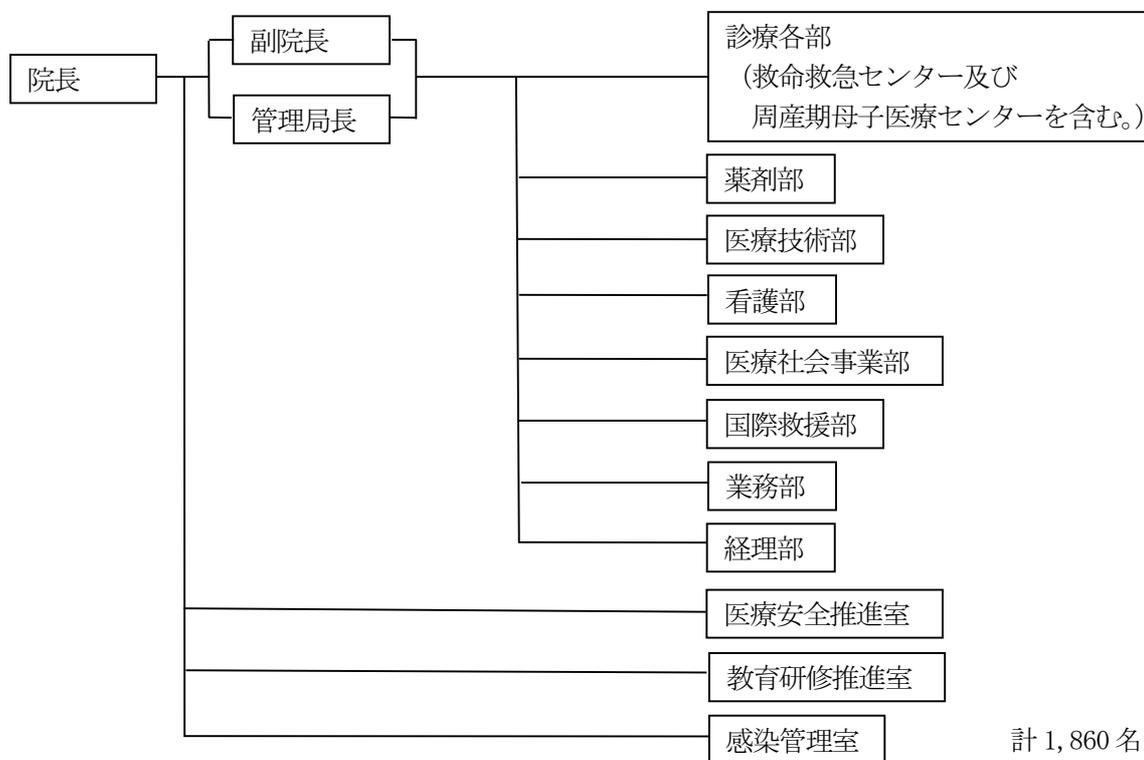
機構図

(平成31年 3月31日現在)

第一日赤



第二日赤



第一日赤及び第二日赤の外来・入院患者数及び許可病床数の推移、平成30年度における救命救急センター患者数（第二日赤）、周産期母子医療センター患者数は第1表、第2表及び第3表のとおりである。また、第一日赤及び第二日赤の平成30年度における収入及び支出の決算額は、第4表のとおりである。

第1表 外来・入院患者数及び許可病床数の推移 (単位：人、床)

区分			平成28年度	平成29年度	平成30年度
第一日赤	外来	患者数	404,379	399,482	402,895
	入院	患者数	280,341	282,144	283,537
		許可病床数	852	852	852
第二日赤	外来	患者数	445,179	433,907	437,684
	入院	患者数	267,172	270,550	265,509
		許可病床数	812	812	812

(注) 患者数は延人数を示している。

第2表 救命救急センター患者数（第二日赤） (単位：人)

区分	内科	外科	脳神経外科	整形外科	小児科	産婦人科	その他	合計
外来	14,826	752	2,617	3,692	4,914	1,086	6,754	34,641
入院	3,406	151	551	101	181	54	188	4,632

(注) 入院は実人数、外来は延人数を示している。

第 3表 周産期母子医療センター患者数 (単位：人)

区分	新生児	新生児	母体胎児	母体胎児
	集中治療室	後方病室	集中治療室	後方病室
第一日赤 患者数	255	633	392	1,649
第二日赤 患者数	448	424	276	261

(注) 患者数は実人数を示しているが、同一人が異なる病床を利用した場合は、それぞれ 1人として計上している。

第 4表 収支決算額 (単位：千円)

区分	収入決算額	支出決算額	収支差額
第一日赤	31,689,201	31,583,126	106,075
第二日赤	33,911,751	33,873,774	37,977

第 2 補助金の交付

平成30年度において、本市は日赤に対し、第 5表のとおり補助金 2,840万円を支出している。各補助金の概要については以下のとおりである。

第 5表 補助金一覧 (単位：千円)

補助金名	補助金額
救命救急センター運営費補助金	18,400
周産期母子医療センター運営費補助金	10,000
計	28,400

1 救命救急センター運営費補助金

(1) 目的

救命救急センターの安定的な運営を図ることにより、市民の生命と健康を守ることを目的とする。

(2) 補助対象事業、経費及び補助金額 (単位：千円)

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
救命救急センター運営事業 (第二日赤)	救命救急センターの運営 に係る経費	18,400

2 周産期母子医療センター運営費補助金

(1) 目的

周産期母子医療センターの安定的な運営を図ることにより、市民の生命と健康を守ることを目的とする。

(2) 補助対象事業、経費及び補助金額 (単位：千円)

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
周産期母子医療センター運営 事業 (第一日赤)	周産期母子医療センター の運営に係る経費	5,000
周産期母子医療センター運営 事業 (第二日赤)		5,000

第3 団体に対する監査

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているかなどについて、主として平成30年度 (平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日) の事務について調査したが、指摘すべき事項はなかった。

第4 健康福祉局に対する監査

日赤に対する財政援助団体監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、健康福祉局所管の財務に関する事務のうち、日赤に対する事務の執行について調査したが、指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 財政援助団体監査

監 査 対 象 名古屋掖済会病院
(事務所所在地：中川区松年町 4丁目66番地)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和 元年 8月 1日から
令和 2年 3月 24日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

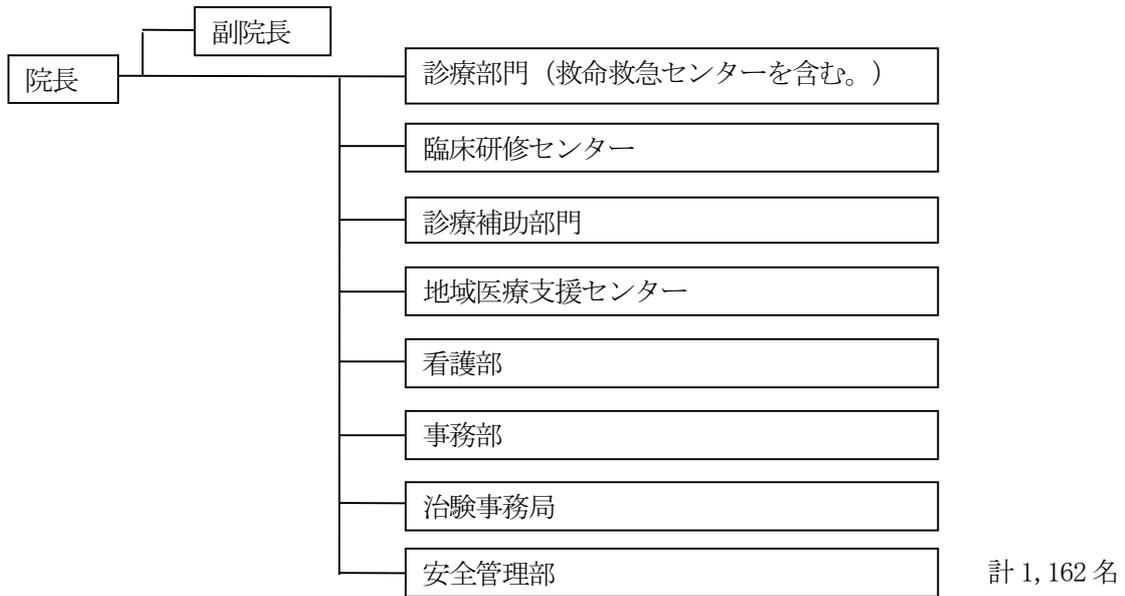
健康福祉局所管の財政援助団体である名古屋掖済会病院（以下「掖済会病院」という。）は、社団法人日本海員掖済会（平成25年 4月 1日に一般社団法人に移行）の名古屋病院として昭和23年に開設し、昭和26年に名古屋掖済会病院と改称し今日に至っている。

掖済会病院の機構及び職員数は、次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成31年 3月31日現在)



掖済会病院の外来・入院患者数及び許可病床数の推移、平成30年度における救命救急センター患者数は第 1表及び第 2表のとおりである。また、平成30年度における収入及び支出の決算額は、第 3表のとおりである。

第 1表 外来・入院患者数及び許可病床数の推移 (単位：人、床)

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
外来	患者数	332,919	335,409	332,707
	患者数	166,864	173,957	174,065
入院	許可病床数	602	602	602

(注) 患者数は延人数を示している。

第2表 救命救急センター患者数

(単位：人)

区分	内科	外科	脳神経 外科	整形 外科	小児科	産婦人 科	その他	合計
外来	9,446	470	2,507	5,697	8,221	593	8,643	35,577
入院	3,936	511	435	801	833	94	528	7,138

(注) 入院は実人数、外来は延人数を示している。

第3表 収支決算額

(単位：千円)

収入決算額	支出決算額	収支差額
19,476,470	19,476,865	△394

第2 補助金の交付

平成30年度において、本市は掖済会病院に対し、救命救急センター運営費補助金 1,840万円を支出している。補助金の概要については以下のとおりである。

1 目的

救命救急センターの安定的な運営を図ることにより、市民の生命と健康を守ることを目的とする。

2 補助対象事業、経費及び補助金額

(単位：千円)

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
救命救急センター運営事業	救命救急センターの運営に係る経費	18,400

第3 団体に対する監査

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているかなどについて、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査したが、指摘すべき事項はなかった。

第4 健康福祉局に対する監査

掖済会病院に対する財政援助団体監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、健康福祉局所管の財務に関する事務のうち、掖済会病院に対する事務の執行について調査したが、指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 公の施設の指定管理者監査

監 査 対 象 社会福祉法人むつみ福祉会
(事務所所在地：中区古渡町 9番18号)

上記団体の事業に係る所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年10月 4日から
令和2年 3月25日まで

監 査 結 果

(社会福祉法人むつみ福祉会分)

第1 指定管理業務の概要

1 公の施設の概要

本市では、名古屋市重症心身障害児者施設条例に基づき公の施設である名古屋市重症心身障害児者施設（以下「重症心身障害児者施設」という。）を設置している。重症心身障害児者施設の所管は健康福祉局であり、その概要は第1表のとおりである。

第1表 公の施設の概要

名 称	名古屋市重症心身障害児者施設
所 在 地	北区平手町 1丁目 1番地の 5
種 別	医療型障害児入所施設（障害児入所支援） 障害福祉サービス事業所（療養介護・短期入所）
開設年月	平成27年 4月
主な施設	居室、浴室、診察室、機能訓練室、スヌーズレンルーム、 家族宿泊室、多目的室、交流ホール

2 業務の範囲

本市は、地方自治法第 244条の 2第 3項、第 5項及び第 6項の規定に基づき、社会福祉法人むつみ福社会（以下「むつみ福社会」という。）を、平成27年 4月 1日より重症心身障害児者施設の指定管理者に指定している（現在の指定期間は平成27年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで）。

指定管理者の主な業務の範囲は、①障害児及び障害者の入所支援等に関する事、②施設の使用料等の徴収に関する事、③施設の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事などであり、むつみ福社会は重症心身障害児者施設の管理運営のため、第 2表のとおり職員を配置している。

第 2表 職員配置（平成31年 3月31日現在）

施設長（医師） 1名、医師 9名、看護師55名、理学療法士・作業療法士 5名、薬剤師 4名、栄養士 1名、技師・業務技師 5名、サービス管理責任者 2名、生活支援員32名、事務員11名	合計 125名
--	---------

3 事業状況

重症心身障害児者施設における利用状況は第 3表のとおりである。

第 3表 施設の利用状況

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	人	人	人
施設入所者数（定員80名）	51	58	64
18歳未満	7	8	10
18歳以上	44	50	54
短期入所者数（定員10名）			
年間延べ利用者数	1,577	2,254	2,523

(注)施設入所者数は各年度 3月末現在

4 収支状況

平成30年度において、本市はむつみ福祉会に対し、指定管理料10億 6,531万円を支出している。健康福祉局に報告された施設の管理に係る収支状況は、第4表のとおりである。

第4表 重症心身障害児者施設の管理に係る収支状況

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	千円	千円	千円
指定管理料	1,065,319	事業費	1,069,375
その他収入	4,056	(人件費を含む。)	
収入合計	1,069,375	支出合計	1,069,375

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。

第2 監査結果の概要

重症心身障害児者施設の指定管理者であるむつみ福祉会について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の監査を実施した。

今回の監査は、公の施設に係る事業運営が協定に沿って適正に執行されているか、公の施設の管理に係る会計経理が適正に行われているかなどについて、主として平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(健康福祉局関係分)

第1 監査結果の概要

公の施設の指定管理者監査に併せて、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、健康福祉局所管の財務に関する事務のうち、むつみ福祉会に対する事務の執行について監査を実施した。

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 公の施設の指定管理者監査

監 査 対 象 共立・名古屋共立共同事業体

(事務所所在地：東京都渋谷区代々木五丁目40番13号)

上記団体の事業に係る所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年 9月27日から
令和2年 4月15日まで

監 査 結 果

(共立・名古屋共立共同事業体分)

第1 指定管理業務の概要

1 公の施設の概要

本市では、名古屋市民会館条例及び名古屋市音楽プラザ条例に基づき公の施設である名古屋市民会館（以下「市民会館」という。）及び名古屋市音楽プラザ（以下「音楽プラザ」という。）を設置している。市民会館及び音楽プラザの所管は観光文化交流局であり、その概要は第1-1表及び第1-2表のとおりである。

第1-1表 公の施設（市民会館）の概要

名 称	名古屋市民会館
所 在 地	中区金山一丁目 5番 1号
開設年月	昭和47年10月
主な施設	大ホール、中ホール、第一リハーサル室、第二リハーサル室、楽屋、第一会議室、第二会議室、特別会議室

第 1-2表 公の施設（音楽プラザ）の概要

名 称	名古屋市音楽プラザ
所 在 地	中区金山一丁目 4番10号
開設年月	平成 8年12月
主な施設	合奏場、大リハーサル室、中リハーサル室、第 1控室、 第 2控室、音楽サロン

2 業務の範囲

本市は、地方自治法第 244条の 2第 3項、第 5項及び第 6項の規定に基づき、共立・名古屋共立共同事業体（以下「共立・名古屋共立」という。）を、平成28年 4月 1日から市民会館及び音楽プラザの指定管理者に指定している（現在の指定期間は平成28年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで）。

指定管理者の主な業務の範囲は、①一般の利用に供すること、②施設等の使用の許可に関する事、③維持管理及び修繕に関する事などであり、共立・名古屋共立は市民会館及び音楽プラザの管理運営のため、第 2表のとおり職員を配置している。

第 2表 職員配置（平成31年 3月31日現在）

館長 1名、副館長 1名、管理業務員 18名、劇場業務員 1名、 舞台機構業務員 7名、音響機構業務員 4名、照明機構業務員 5名、 劇場利用業務員 2名	合計39名
---	-------

3 事業状況

市民会館及び音楽プラザにおける利用率の状況は第 3-1表及び第 3-2表のとおりである。

第 3-1表 利用率（市民会館）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
フォレストホール	92.2%	97.5%	99.4%
ビレッジホール	96.4%	97.8%	99.0%
第1リハーサル室	93.5%	92.6%	94.0%
第2リハーサル室	88.9%	93.8%	91.1%
第1会議室	85.2%	90.8%	91.8%
第2会議室	97.2%	97.5%	97.1%
特別会議室	75.5%	75.8%	67.2%

第 3-2表 利用率（音楽プラザ）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
合奏場	100%	100%	100%
大リハーサル室	99.4%	100%	100%
中リハーサル室	100%	100%	100%
第1控室	81.9%	83.3%	88.4%
第2控室	89.9%	91.3%	93.0%
音楽サロン	20.8%	22.4%	23.1%

4 収支状況

平成30年度において、本市は共立・名古屋共立に対し、指定管理料 2億 1,834万円を支出している。観光文化交流局に報告された施設の管理に係る収支状況は、第4表のとおりである。

第4表 市民会館及び音楽プラザの管理に係る収支状況

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	千円	千円	千円
指定管理料	218,344	事業費	560,700
その他収入	350,220	(人件費を含む。)	
収入合計	568,564	支出合計	560,700

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。

第2 監査結果の概要

市民会館及び音楽プラザの指定管理者である共立・名古屋共立について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の監査を実施した。

今回の監査は、公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に執行されているか、公の施設の管理に係る会計経理が適正に行われているかなどについて、主として平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、この点に留意されたい。

第3 指摘事項

利用料金の減免事務について

名古屋市民会館条例により、市民会館の施設等の使用の許可を受けた者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならないとされているが、指定管理者は、名古屋市民会館条例施行細則（以下「規則」という。）で定める事由があるときは、利用料金を減免することができるとしている。

規則によれば、利用料金の減免は、申請に基づいて行うものとされている。主な減免事由及び減免することができる額は、「身体障害者手帳等の交付を受けている者が乗車している自動車を駐車場に駐車させる場合であって、当該手帳等を係員に提示したとき 駐車場の利用料金の全額」、「指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額」などと定められている。

市民会館における利用料金の減免事務を調査したところ、指定管理者は市民会館の施設等の使用の許可を受けた者（主催者）に対し、市民会館大ホールの場合 5台分、中ホールの場合 4台分、音楽プラザ合奏場等の場合 1台分、無料で市民会館平面駐車場を利用できる駐車許可証を発行しているが、指定管理者から市長に対する減免申請は行われておらず、市長の承認を得ることなく駐車場の利用料金の減免を行っていた。

共立・名古屋共立共同事業体においては、名古屋市民会館条例等に従い、適正な減免事務を行われたい。

なお、監査期間中に指定管理者から減免申請が行われ、市長による承認が得られた。

(観光文化交流局関係分)

第1 監査結果の概要

公の施設の指定管理者監査に併せて、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、観光文化交流局所管の財務に関する事務のうち、共立・名古屋共立に対する事務の執行について監査を実施した。

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 公の施設の指定管理者監査

監 査 対 象 株式会社コングレ

(事務所所在地：大阪府中央区淡路町三丁目 6番13号)

上記団体の事業に係る所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年 9月27日から
令和2年 4月15日まで

監 査 結 果

(株式会社コングレ分)

第1 指定管理業務の概要

1 公の施設の概要

本市では、名古屋市国際展示場条例に基づき公の施設である名古屋市国際展示場（以下「国際展示場」という。）を設置している。国際展示場の所管は観光文化交流局であり、その概要は第1表のとおりである。

第1表 公の施設の概要

名 称	名古屋市国際展示場
所 在 地	港区金城ふ頭二丁目 2番地
開設年月	昭和48年11月
主な施設	第1展示館、第2展示館、第3展示館、イベントホール、 会議ホール、会議室 7室

2 業務の範囲

本市は、地方自治法第 244条の 2第 3項、第 5項及び第 6項の規定に基づき、株式会社コングレを、平成30年 4月 1日から国際展示場の指定管理者に指定している（現在の指定期間は平成30年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで）。

指定管理者の主な業務の範囲は、①一般の利用に供すること、②施設の使用の許可に関する事、③施設の使用料の徴収に関する事、④維持管理及び修繕に関する事などであり、株式会社コングレは国際展示場の管理運営のため、第 2表のとおり職員を配置している。

第 2表 職員配置（平成31年 3月31日現在）

館長 1名、事務所長 1名、運営課長 1名、オペレーションリーダー 1名、 オペレーション担当 3名、営業誘致担当 1名、施設管理リーダー 1名、 施設管理担当 1名、総務経理担当 4名	合計14名
---	-------

3 事業状況

国際展示場における利用率の状況は第 3表のとおりである。

第 3表 利用率

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
第 1 展示館	21.4%	26.6%	27.9%
第 2 展示館	53.7%	57.7%	61.5%
第 3 展示館	64.6%	66.3%	82.2%
イベントホール	22.0%	23.4%	22.1%
会議ホール	20.3%	20.0%	23.2%
会議室（7室）	19.8%	20.2%	21.0%

（注）平成28年度及び平成29年度は前指定管理者が管理した期間である。

4 収支状況

平成30年度において、本市は株式会社コングレに対し、指定管理料 2億 9,901万円を支出している。観光文化交流局に報告された施設の管理に係る収支状況は、第4表のとおりである。

第4表 国際展示場の管理に係る収支状況

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	千円	千円	千円
指定管理料	299,013	事業費	418,119
その他収入	114,778	(人件費を含む。)	
収入合計	413,791	支出合計	418,119

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。

第2 監査結果の概要

国際展示場の指定管理者である株式会社コングレについて、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の監査を実施した。

今回の監査は、公の施設に係る事業運営が協定に沿って適正に執行されているか、公の施設の管理に係る会計経理が適正に行われているかなどについて、主として平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、この点に留意されたい。

第3 指摘事項

使用許可及び使用料の徴収事務について

名古屋市国際展示場条例により、国際展示場の施設の使用許可及び使用料の徴収は、指定管理者が行う業務であるとされている。

名古屋市国際展示場条例等によれば、許可を受けた者は原則として、使用料を前納しなければならないとされており、展示施設を使用する場合の使用料の納期は、使用の許可と同時にその1割相当額を納付し、使用日の前3月までにその残額を納付しなければならないと定められている。

国際展示場における使用許可及び使用料の徴収事務を調査したところ、以下のようない事例が見受けられた。

- ア 使用料が前納されていないにもかかわらず、展示施設を使用させていたもの
- イ 使用の許可と同時に1割相当額の使用料の徴収を行っていなかったもの
- ウ 使用の許可より前に1割相当額の使用料の徴収を行っていたもの

株式会社コングレにおいては、名古屋市国際展示場条例等に従い、適正な使用許可及び使用料の徴収事務を行われたい。

(観光文化交流局関係分)

第1 監査結果の概要

公の施設の指定管理者監査に併せて、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、観光文化交流局所管の財務に関する事務のうち、株式会社コングレに対する事務の執行について監査を実施した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

第2 指摘事項

使用許可及び使用料の徴収事務について

指定管理者分の監査結果で述べたように、国際展示場の施設の使用許可及び使用料の徴収事務について、一部、条例等に従って適正に行われていない事例が見受けられた。

指定管理者制度の適正な運用を図るには、指定管理者による事務が確実に実施されているかを的確に把握し、必要に応じて指導や助言を行わなければならない。MICE推進室においては、公の施設の適正な使用許可及び使用料の徴収事務が行われるよう、指定管理者への指導を強化されたい。(MICE推進室)

監 査 種 別 公の施設の指定管理者監査

監 査 対 象 株式会社トヨタエンタプライズ
(事務所所在地：中村区名駅四丁目 4番10号)

上記団体の事業に係る所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年10月 4日から
令和2年 5月 8日まで

監 査 結 果

(株式会社トヨタエンタプライズ分)

第1 指定管理業務の概要

1 公の施設の概要

本市では、名古屋市休養温泉ホーム松ケ島条例に基づき公の施設である名古屋市休養温泉ホーム松ケ島（以下「休養温泉ホーム松ケ島」という。）を設置している。休養温泉ホーム松ケ島の所管は健康福祉局であり、その概要は第1表のとおりである。

第1表 公の施設の概要

名 称	名古屋市休養温泉ホーム松ケ島
所 在 地	三重県桑名市長島町松ケ島 700番地の12
種 別	休養温泉ホーム
開設年月	昭和56年 6月
主な施設	宿泊室、大広間、娯楽室、食堂、喫茶、売店、 大浴場、小浴場

2 業務の範囲

本市は、地方自治法第 244条の 2第 3項、第 5項及び第 6項の規定に基づき、株式会社トヨタエンタプライズ（以下「トヨタエンタプライズ」という。）を、平成18年 4月 1日より休養温泉ホーム松ケ島の指定管理者に指定している（現在の指定期間は平成30年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで）。

指定管理者の主な業務の範囲は、①高齢者、障害者、ひとり親家庭の母子等の利用に供すること、②施設の使用の許可に関する事、③施設の使用料の徴収に関する事、④施設の維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関する事などであり、トヨタエンタプライズは休養温泉ホーム松ケ島の管理運営のため、第 2表のとおり職員を配置している。

第 2表 職員配置（平成31年 3月31日現在）

施設長 1名、事務員 7名、応接員34名、調理員11名、施設管理員 7名
合計60名

3 事業状況

平成30年度における休養温泉ホーム松ケ島の利用実績及び使用料収入は第 3表のとおり、利用実績の推移は第 4表のとおり、利用料は第 5表のとおりである。

第 3表 休養温泉ホーム松ケ島の利用者実績及び使用料収入

区分		利用者実績	使用料収入
宿泊者	高齢者	人 15,376	千円 67,162
	障害者・児	694	
	ひとり親	185	
	介護人	577	
	一般	1,547	
	児童	814	
休憩者		6,518	4,562
合計		25,711	71,725

(注)表中では千円未満の端数を切り捨てた。

第 4 表 休養温泉ホーム松ヶ島の利用実績の推移

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
営業日数	316 日	317 日	316 日
宿泊利用者数	20,731 人	20,932 人	19,193 人
	休憩利用者数	6,797 人	6,705 人
利用者数 (合計)	27,528 人	27,637 人	25,711 人
宿泊利用率	82.0%	82.5%	75.9%
部屋稼働率	96.5%	97.2%	92.1%

※宿泊利用率 (%) = 宿泊利用者数 / (定員(80 人) × 営業日数)

部屋稼働率 (%) = 1 年間の稼働部屋数 / (部屋数(24 室) × 営業日数)

第 5 表 休養温泉ホーム松ヶ島の利用料 (利用者 1 人当たり)

区分		高齢者等 中学生	一般	小学生	小学生未満
宿泊 (1 泊 2 食付)	市民	6,000 円	6,300 円	5,600 円	食費実費
	市外 居住者	7,000 円	7,300 円	6,600 円	
施設使用料	市民	3,200 円	3,500 円	2,800 円	
	市外 居住者	4,200 円	4,500 円	3,800 円	
夕・朝食		2,800 円			
休憩		700 円			

4 収支状況

平成30年度において、本市はトヨタエンタプライズに対し、指定管理料 1億 9,704万円を支出している。健康福祉局に報告された施設の管理に係る収支状況は、第 6表のとおりである。

第 6 表 休養温泉ホーム松ケ島の管理に係る収支状況

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	千円	千円	千円
指定管理料	197,044	事業費	283,198
その他収入	86,114	(人件費を含む。)	
収入合計	283,158	支出合計	283,198

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。

第 2 監査結果の概要

休養温泉ホーム松ケ島の指定管理者であるトヨタエンタプライズについて、地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の監査を実施した。

今回の監査は、公の施設に係る事業運営が協定に沿って適正に執行されているか、公の施設の管理に係る会計経理が適正に行われているかなどについて、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、この点に留意されたい。

第3 指摘事項

1 事業報告書の正確な作成について

地方自治法では、指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならないとされている。名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例施行細則では、事業報告書には休養温泉ホーム松ヶ島の管理経費等の収支状況を記載しなければならないとされている。

収支状況の報告書は、収入項目として本市からの指定管理料のほか、指定管理者の直接の収入となる食事、売店等の事業収入を記載し、支出項目として施設の運営に係る人件費や管理費などを記載するものとなっている。

トヨタエンタプライズから提出された事業報告書を確認したところ、本来、事業収入に計上すべきものの一部を指定管理料収入として誤って計上していたことや事業収入の計上が一部漏れていたことなどにより、正しい収支状況が本市に報告されていなかった。

指定管理者には、その管理する公の施設に係る管理運営業務の状況について、本市に対して正しく報告する責任があることから、事業報告書の作成は正確に行われたい。

なお、監査期間中に指定管理者から本市へ正確な事業報告書が提出された。

(健康福祉局関係分)

第1 監査結果の概要

公の施設の指定管理者監査に併せて、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、健康福祉局所管の財務に関する事務のうち、トヨタエンタプライズに対する事務の執行について監査を実施した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

第2 指摘事項

1 指定管理者から提出された事業報告書の確認について

トヨタエンタプライズへの指摘のとおり、指定管理者から本市へ提出された事業報告書が正確に作成されていなかったが、健康福祉局においても、本市が支出している指定管理料の決算額が誤って報告されているにもかかわらず、報告内容を精査の上、事業報告書の訂正が適切に行われていなかった。

また、結果として指定管理料のみならず、その他の事業収入等についても誤って報告されていたため、施設の管理経費等の収支状況を正確に把握できていなかった。

今回の事業報告書の誤りについては、指定管理料の金額が誤って報告されていたものであり、報告書の内容を確認すれば容易に発見できたものである。事業報告書が提出された際は、内容を十分に精査されたい。

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和2年5月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 対象区域

名古屋市西区又穂町2丁目1番、1番1、1番2、1番3及び1番4

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋高速道路公社公告第 1号

平成28年名古屋高速道路公社公告第 1号（名古屋高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更）を次のように改正し、中日本高速道路株式会社が管理する近畿自動車道伊勢線（名古屋西ジャンクションから飛島ジャンクションまで）の供用開始の日から実施する。

令和 2年 5月12日

名古屋高速道路公社理事長 新 開 輝 夫

1 路線名及び料金の徴収区間

路 線 名	料 金 の 徴 収 区 間
愛知県道 高速名古屋朝日線	名古屋市中村区名駅四丁目から 清須市朝日まで
愛知県道 高速名古屋新宝線	名古屋市中村区名駅四丁目から 東海市新宝町まで
名古屋市道 高速 1号	名古屋市中川区島井町から 同市千種区鏡池通まで
名古屋市道 高速 1号四谷高針線	名古屋市千種区鏡池通から 同市名東区猪高町まで
名古屋市道 高速 2号	名古屋市北区大我麻町から 同市緑区大高町まで
名古屋市道 高速分岐 2号	名古屋市西区那古野二丁目から 同市東区泉二丁目まで
名古屋市道 高速分岐 3号	名古屋市中川区山王三丁目から 同市昭和区御器所一丁目まで
愛知県道 高速名古屋小牧線	名古屋市北区大我麻町から 小牧市大字村中まで
愛知県道	清須市朝日から

2 基本料金の額

記 1に掲げる路線名及び料金の徴収区間（以下「名古屋高速道路」という。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。

(1) 1キロメートル当たりの料金の額と固定額

ア 1キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する 1キロメートル当たりの料金の額は、下表のとおりとする。

（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	35.424
大型車	48.708
特大車	81.18

（注） 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添 1の自動車の車種区分をいう（以下同じ。）。

イ 利用 1回に対して課する固定額

利用 1回に対して課する固定額は、250円とする。

(2) 適用方法

ア 営業距離

名古屋高速道路の入口、出口又は名古屋高速道路と中日本高速道路株式会社若しくは愛知県道路公社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「営業距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長を

距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添 2のとおりとする。

(注)

A 営業距離は次の原則に従い定めるものとする。

a : 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、名古屋高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を営業距離とする。

b : 下表に掲げる名古屋高速道路の入口又は名古屋高速道路と中日本高速道路株式会社若しくは愛知県道路公社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）から名古屋高速道路の出口又は名古屋高速道路と中日本高速道路株式会社若しくは愛知県道路公社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）の相互間を利用する場合の営業距離が、1回の通行につき1台当たり、同表に掲げる営業距離を超える場合には、それぞれ同表に掲げる営業距離とする。

入口等	営業距離
黒川入口	19.1km
楠入口	22.4km
楠ジャンクション入口	23.0km
堀田入口	22.1km
笠寺入口	25.6km
星崎入口	27.5km
大高・知多半島道路連絡路入口	30.2km
名四国道連絡路入口	30.6km
名古屋南ジャンクション入口（近畿自動車道名古屋亀山線との接続部）	31.5km
名古屋南ジャンクション入口（第二東海自動車道横浜名古屋線との接続部）	31.6km
六番北入口	22.3km

港明入口	24.1km
船見入口	28.9km
東海新宝入口	30.3km
西知多産業道路連絡路入口	31.0km
東海ジャンクション入口	31.0km
庄内通入口	19.7km
清須入口	23.8km
清洲ジャンクション入口	24.3km
豊山南入口	23.9km
小牧南入口	27.8km
小牧インターチェンジ入口	30.6km
小牧北入口	30.8km
西春入口	27.5km
一宮インターチェンジ入口	30.1km
一宮東入口	31.6km
一宮中入口	32.3km

B 現金車〔E T C車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「E T Cシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕以外の自動車をいう。以下同じ。〕は、入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離（別添 3に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離、それ以外は記A bに定める表に掲げる入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を営業距離とし、その営業距離に応じて料金の額を適用する。

イ 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の営業距離に応じて、次の算式により算出する。

$$\text{料金の計算額} = L R + F \quad (\text{単位:円})$$

(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。

L：出入口等の相互間の営業距離（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）

ウ 通行止めに伴う料金調整

最初に名古屋高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって名古屋高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる名古屋高速道路への再流入入口等をC、名古屋高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって名古屋高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、名古屋高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

(7) ETC車の場合の料金調整

AB間の営業距離とCD間の営業距離を合算した営業距離に応じて記イの計算式により算出された料金の額を適用する。

(イ) 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、Aから利用可能な最遠の出口等までの距離に応じて、料金を徴収する。

(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(2)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の営業距離に応じた額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨て又は切上げにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

3 特別の措置

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合における料金の額は、以下のとおり算出するものとする。

なお、料金の額の算出にあたっては、記4(1)イで定める割引が適用される場合は、当該割引を適用して算出するものとし、中日本高速道路株式会社が管理する道路の料金の額は、中日本高速道路株式会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする（以下、「中日本高速道路株式会社が管理する道路の料金の額」について同じ。）。

- (1) 甲インターチェンジ及び乙インターチェンジが名古屋環状2号線〔近畿自動車道名古屋亀山線（名古屋西ジャンクションから名古屋南ジャンクションまで及び名古屋インターチェンジから上社ジャンクションまでの区間）及び近畿自動車道伊勢線（飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクションまでの区間）をいう。以下同じ。〕、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南インターチェンジから東海インターチェンジまでの区間、伊勢湾岸道路の東海インターチェンジから飛島インターチェンジまでの区間又は名古屋高速道路のインターチェンジを含まない場合
甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（名古屋環状2号線又は名古屋高速道路が介在する場合を含む。以下3において同じ。）に、下表Aに掲げる接続部相互間を経由し名古屋環状2号線（ただし、当該道路に名古屋高速道路を含む場合は、下表Bに掲げる道路を除く。）を連続して通行することが可能な経路（以下「名古屋環状2号線等経路i」という。

以下(1)において同じ。)又は下表Aに掲げる接続部相互間を經由し名古屋高速道路(ただし、下表Bに掲げる道路を経路に含む場合に限る。)を連続して通行することが可能な経路(以下「名古屋高速道路都心部経路i」という。以下(1)において同じ。)があり、名古屋高速道路公社(以下「公社」という。)が別に定めるところにより通行する場合(ETC車に限る。)(以下3において同じ。))における甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額のうち次のアに該当する場合の料金の額は、その定める方法により適用した額とする。

なお、アに掲げる名古屋環状2号線等経路iの料金の額、名古屋高速道路都心部経路iの料金の額は、以下のとおり算出した料金の額をいう。

名古屋環状2号線等経路i及び名古屋高速道路都心部経路iの料金の額

:

記2に定める方法により算出した当該経路における料金の額並びに中日本高速道路株式会社が管理する道路の料金の額を合算した額とする。

ア 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち、下表Cに掲げる道路の内外を、同一の接続部を經由し通行する名古屋高速道路都心部経路iの料金の額及び名古屋環状2号線等経路iの料金の額を比較し、名古屋高速道路都心部経路iの料金の額を名古屋環状2号線等経路iの料金の額が上回る場合、名古屋環状2号線等経路iに名古屋高速道路都心部経路iの料金の額を適用するものとする。

(2) 甲インターチェンジ又は乙インターチェンジが名古屋環状2号線、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南インターチェンジから東海インターチェンジまでの区間、伊勢湾岸道路の東海インターチェンジから飛島インターチェンジまでの区間又は名古屋高速道路のインターチェンジを含む場合

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、下表A'に掲げる接

続部等を経由し名古屋環状 2号線（ただし、当該経路に名古屋高速道路を含む場合は、下表Bに掲げる道路を除く。）を連続して通行することが可能な経路（以下「名古屋環状 2号線等経路 ii」という。以下(2)において同じ。）、下表A'に掲げる接続部等を経由し名古屋高速道路（ただし、下表Bに掲げる道路を経路に含む場合に限る。）を連続して通行することが可能な経路（以下「名古屋高速道路都心部経路 ii」という。以下(2)において同じ。）又は下表A'に掲げる接続部等を経由する経路（ただし、名古屋環状 2号線又は名古屋高速道路を経路に含む場合を除く。以下「伊勢湾岸道路等経路」という。以下(2)において同じ。）がある場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額のうち次のアに該当する場合の料金の額は、その定める方法により適用した額とする。

なお、アに掲げる名古屋環状 2号線等経路 ii の料金の額、名古屋高速道路都心部経路 ii の料金の額及び伊勢湾岸道路等経路の料金の額は以下のとおり算出した料金の額をいう。

また、(2)における料金の額の算出にあたって、下表Cに掲げる道路のうち下表D各項に掲げるインターチェンジについては、同一のインターチェンジとして取扱う（以下(2)及び(3)において同じ）。

名古屋高速道路都心部経路 ii 及び名古屋環状 2号線等経路 ii の料金の額
:

記 2に定める方法により算出した料金の額並びに中日本高速道路株式会社が管理する道路の料金の額を合算した額とする。

伊勢湾岸道路等経路の料金の額:

中日本高速道路株式会社が管理する道路の料金の額とする。

ア 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち、下表Cに掲げる道路の内外を、同一の下表A'に掲げる接続部等を経由し通行する名古屋高速道路都心部経路 ii の料金の額、名古屋環状 2号線

等経路 ii の料金の額及び伊勢湾岸道路等経路の料金の額を比較し、名古屋高速道路都心部経路 ii の料金の額を名古屋環状 2号線等経路 ii の料金の額又は伊勢湾岸道路等経路の料金の額が上回る場合、名古屋環状 2号線等経路 ii の料金の額又は伊勢湾岸道路等経路の料金の額に名古屋高速道路都心部経路 ii の料金の額を適用するものとする。

- (3) 甲インターチェンジ及び乙インターチェンジが名古屋環状 2号線、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南インターチェンジから東海インターチェンジまでの区間、伊勢湾岸道路の東海インターチェンジから飛島インターチェンジまでの区間又は名古屋高速道路のインターチェンジである場合

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、下表 C に掲げる道路（ただし、当該経路に名古屋高速道路を含む場合は、下表 B に掲げる道路を除く。）のみを経由する経路（以下「名古屋環状 2号線等経路 iii」という。以下(3)において同じ。）又は下表 C に掲げる道路（ただし、下表 B に掲げる道路を経路に含む場合に限る。）のみを経由する経路（以下「名古屋高速道路都心部経路 iii」という。以下(3)において同じ。）がある場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額のうち次のアに該当する場合の料金の額は、その定める方法により適用した額とする。

なお、アに掲げる名古屋環状 2号線等経路 iii の料金の額及び名古屋高速道路都心部経路 iii の料金の額は、以下のとおり算出した料金の額をいう。

名古屋環状 2号線等経路 iii 及び名古屋高速道路都心部経路 iii の料金の額
：

記 2 に定める方法により算出した料金の額並びに中日本高速道路株式会社が管理する道路の料金の額を合算した額とする。

ア 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち名古屋高速道路都心部経路 iii の料金の額と名古屋環状 2号線等経路 iii の料

金の額を比較し、名古屋高速道路都心部経路iiiの料金の額を名古屋環状2号線等経路iiiの料金の額が上回る場合、名古屋環状2号線等経路iiiの料金の額に名古屋高速道路都心部経路iiiの料金の額を適用するものとする。

表 A

中央自動車道西宮線と愛知県道高速清須一宮線との接続部
中央自動車道西宮線と愛知県道高速名古屋小牧線との接続部
第一東海自動車道と名古屋環状2号線との接続部
第二東海自動車道横浜名古屋線と名古屋環状2号線又は名古屋市道高速2号との接続部
近畿自動車道名古屋神戸線と名古屋環状2号線との接続部
近畿自動車道名古屋亀山線と名古屋環状2号線又は名古屋市道高速1号との接続部
第二東海自動車道横浜名古屋線と愛知県道高速名古屋新宝線との接続部

表 A'

中央自動車道西宮線と愛知県道高速清須一宮線との接続部
中央自動車道西宮線と愛知県道高速名古屋小牧線との接続部
第一東海自動車道と名古屋環状2号線との接続部
第二東海自動車道横浜名古屋線と名古屋環状2号線又は名古屋市道高速2号との接続部並びに名古屋南ジャンクション
近畿自動車道名古屋神戸線と名古屋環状2号線との接続部又は飛島ジャンクション
近畿自動車道名古屋亀山線と名古屋環状2号線又は名古屋市道高速1号との接続部
第二東海自動車道横浜名古屋線と愛知県道高速名古屋新宝線との接続部

表 B

愛知県道高速名古屋朝日線
名古屋市道高速分岐 2号
名古屋市道高速分岐 3号
名古屋市道高速 2号
愛知県道高速名古屋新宝線
名古屋市道高速 1号
名古屋市道高速 1号四谷高針線

表C

名古屋環状 2号線
第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ジャンクションから東海ジャンクションまでの区間
伊勢湾岸道路
名古屋高速道路

表D

1	名古屋西ジャンクション南インターチェンジ	大治南インターチェンジ	千音寺入口・出口
2	大治北インターチェンジ	甚目寺南インターチェンジ	—
3	甚目寺北インターチェンジ	清洲西インターチェンジ	—
4	清洲東第一インターチェンジ	清洲東第二インターチェンジ	清須入口・出口
5	平田インターチェンジ	山田西インターチェンジ	—
6	山田東インターチェンジ	楠インターチェンジ	楠入口・出口
7	松河戸インターチェンジ	小幡インターチェンジ	—

8	大森インターチェンジ	引山インターチェンジ	—
9	上社インターチェンジ	上社南インターチェンジ	—
10	名古屋南インターチェンジ	—	名四国道連絡 路入口・出口
11	東海インターチェンジ	—	東海新宝入口 ・出口

4 基本料金及び特別の措置における割引

(1) 割引を適用する自動車及び割引率等

ア 障害者割引については、以下のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。以下同じ。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年 9月27日厚生省発児第 156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、次の a 又は b の要件を満たすものとして、公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続きがなされた自動車とする。

a 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、公社が別に定めるもの

b 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年 9月27日発児第 725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が

運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、公社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会社との契約に基づきETCカード〔建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告したETCシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。〕を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。〕又はETCパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

(イ) 割引率

50%以下とする。

イ ETC夜間割引については、以下のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、中型車、大型車及び特大車とする。

(イ) 割引率

a 区分及び時間帯に応じた割引

下表に掲げる時間帯に通行する場合は、同表に掲げる割引率を適用する。

区分	時間帯	割引率
全日	22：00以後～24：00前	10%
	0：00以後～6：00前	20%

b 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から記aに定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

ウ 名高速ETCコーポレートカード割引については、以下のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうちETCコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が当該会社から貸与されたETCカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(イ) 割引率

a 料金の額に応じた割引

記(ア)の自動車が使用するETCコーポレートカード1枚ごとの1ヶ月内の累計利用料金に応じて、下表の割引率を適用する。

月間利用額区分	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	4%
10,000円を超え、20,000円までの部分	7%
20,000円を超え、30,000円までの部分	12%
30,000円を超える部分	18%

(注) 一通行ごとに上記割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額の1円未満を切り捨てる。また、1ヶ月内の累計利用料金が、当該通行により上記月間利用額区分をまたがって超える場合の料金については、割引率の高い区分の率を適

用する。

b 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から記 a に定める表による割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

エ ETC都心環状割引については、以下のとおりとする。

(7) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車とする。

(4) 割引を適用する営業距離

下表AからLまでの左欄に掲げる入口等と中欄に掲げる出口等の組合せで通行したときの愛知県道高速名古屋朝日線の起点から明道町ジャンクションまで、愛知県道高速名古屋新宝線の起点から山王ジャンクションまで、名古屋市道高速2号の東片端ジャンクションから鶴舞南ジャンクションまで、名古屋市道高速分岐2号及び名古屋市道高速分岐3号の区間（以下「都心環状線」という。）の営業距離はそれぞれ右欄に定める営業距離を適用する。

表A

入口等	出口等	都心環状線の 営業距離
小牧北入口、小牧インターチェンジ入口、小牧南入口、豊山南入口、楠ジャンクション入口、楠入口、黒川入口	錦橋出口、丸の内出口	4.1km

表B

入口等	出口等	都心環状線の 営業距離
高針ジャンクション入口、高針入口、四谷入口、吹上東入口	丸の内出口、東新町出口	5.3km

表C

入口等	出口等	都心環状線の 営業距離
名古屋南ジャンクション入口、名四国道連絡路入口、大高・知多半島道路連絡路入口、星崎入口、笠寺入口、堀田入口	丸の内出口、東新町出口	4.1km

表D

入口等	出口等	都心環状線の 営業距離
東海ジャンクション入口、西知多産業道路連絡路入口、東海新宝入口、船見入口、港明入口、六番北入口	東新町出口、東別院出口	3.4km

表E

入口等	出口等	都心環状線の 営業距離
名古屋西ジャンクション入口、千音寺入口、黄金入口	東新町出口、東別院出口	2.2km

表 F

入口等	出口等	都心環状線の 営業距離
一宮中入口、一宮東入口、一宮インターチェンジ入口、西春入口、清洲ジャンクション入口、清須入口、庄内通入口	東別院出口、錦橋出口	2.4km

表 G

入口等	出口等	都心環状線の 営業距離
東別院入口、東新町入口	黒川出口、楠出口、楠ジャンクション出口、豊山南出口、小牧南出口、小牧北出口、小牧インターチェンジ出口	2.8km

表 H

入口等	出口等	都心環状線の 営業距離
名駅入口、東別院入口	吹上東出口、四谷出口、高針出口、高針ジャンクション出口	3.2km

表 I

入口等	出口等	都心環状線の 営業距離

名駅入口、東別院入口	堀田出口、笠寺出口、大高・知多半島道路連絡路出口、名四国道連絡路出口、名古屋南ジャンクション出口	4.4km
------------	--	-------

表 J

入口等	出口等	都心環状線の 営業距離
丸の内入口、名駅入口	六番北出口、港明出口、船見出口、東海新宝出口、西知多産業道路連絡路出口、東海ジャンクション出口	3.9km

表 K

入口等	出口等	都心環状線の 営業距離
丸の内入口、名駅入口	黄金出口、千音寺出口、名古屋西ジャンクション出口	5.1km

表L

入口等	出口等	都心環状線の 営業距離
東新町入口、丸の内入口	庄内通出口、清洲ジャンクション出口、清須出口、西春出口、一宮南出口、一宮インターチェンジ出口、一宮東出口	3.4km

(ウ) 実施する期間

中日本高速道路株式会社が管理する近畿自動車道伊勢線（名古屋西ジャンクションから飛島ジャンクションまでの区間）の供用開始の日から令和10年 3月31日までの間とする。

オ ETC路線バス割引については、以下のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETCコーポレートカード〔ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための名古屋高速道路公社理事長（以下「理事長」という。）への登録がなされている場合に限る。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス〔道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、理事長がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。〕とする。

(イ) 割引率

39%以下とする。

カ 名古屋環状2号線等迂回利用割引については、以下のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

下表 1及び 2の (C) に掲げる道路及びインターチェンジ、(D) に掲げる区間並びに (E) に掲げる名古屋高速道路を連続して通行し、記(ウ) に定める入口又は出口を通行する E T C 車とする。

表1

(A)	(B)	(C)	(D)	(E)
1	①	第一東海自動車道 (ただし、名古屋インターチェンジにおいて (D) の	名古屋インターチェンジから高針ジャンクション	名古屋市道高速 1 号四谷高針線
	②	区間と連続して走行する場合に限る)	名古屋インターチェンジから楠ジャンクション	名古屋市道高速 2 号
	③		名古屋インターチェンジから名古屋南ジャンクション	
2	①	愛知県道高速名古屋小牧線	楠ジャンクションから高針ジャンクション	名古屋市道高速 1 号四谷高針線
	②		楠ジャンクション	名古屋市道高速 2 号
	③		楠ジャンクションから清洲ジャンクション	愛知県道高速名古屋朝日線
3	①	愛知県道高速清須一宮線	清洲ジャンクションから楠ジャンクション	名古屋市道高速 2 号

	②		清洲ジャンクション	愛知県道 高速名古屋朝日線
	③		清洲ジャンクション から名古屋西ジャンクション	名古屋市 道高速 1 号
4	①	近畿自動車道名古屋 亀山線	名古屋西ジャンクションから清洲ジャンクション	愛知県道 高速名古屋朝日線
	②		名古屋西ジャンクション	名古屋市 道高速 1 号
	③		名古屋西ジャンクションから東海ジャンクション	愛知県道 高速名古屋新宝線
5	①	近畿自動車道名古屋 神戸線	飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクション	名古屋市 道高速 1 号
	②		飛島ジャンクションから東海ジャンクション	愛知県道 高速名古屋新宝線
6	①	第二東海自動車道 横浜名古屋線	名古屋南ジャンクション	名古屋市 道高速 2 号
	②		名古屋南ジャンクションから東海ジャンクション	愛知県道 高速名古屋新宝線
	③		名古屋南ジャンクションから高針ジャン	名古屋市 道高速 1

			クシヨン	号四谷高 針線
--	--	--	------	------------

表2

(A)	(B)	(C)	(D)	(E)
1	①	名古屋環状 2号線 の有松インターチ ェンジ	(C) のインター チェンジより順方 向に通行した高針 ジャンクシヨン又 は名古屋南ジャン クシヨン	(D) に接続 している、名 古屋市道高速 1号四谷高針 線又は名古屋 市道高速2号
2	①	名古屋環状 2号線 の鳴海インターチ ェンジ		
3	①	名古屋環状 2号線 の植田インターチ ェンジ		
4	①	名古屋環状 2号線 の本郷インターチ ェンジ	(C) のインター チェンジより順方 向に通行した高針 ジャンクシヨン又 は楠ジャンクシヨ ン	
5	①	名古屋環状 2号線 の上社南インター チェンジ	高針ジャンクシヨ ン	名古屋市道高 速 1号四谷高 針線
	②	名古屋環状 2号線 の上社インターチ ェンジ	楠ジャンクシヨン	名古屋市道高 速 2号
6	①	名古屋環状 2号線 の引山インターチ ェンジ	高針ジャンクシヨ ン	名古屋市道高 速 1号四谷高 針線

	②	名古屋環状 2号線 の大森インターチェンジ	楠ジャンクション	名古屋市道高速 2号
7	①	名古屋環状 2号線 の小幡インターチェンジ	高針ジャンクション	名古屋市道高速 1号四谷高針線
	②	名古屋環状 2号線 の松河戸インターチェンジ	楠ジャンクション	名古屋市道高速 2号
8	①	名古屋環状 2号線 の勝川インターチェンジ	(C) のインターチェンジより順方向に通行した高針ジャンクション又は楠ジャンクション	(D) に接続している、名古屋市道高速 1号四谷高針線又は名古屋市道高速 2号
9	①	名古屋環状 2号線 の楠インターチェンジ	高針ジャンクション	名古屋市道高速 1号四谷高針線
	②	名古屋環状 2号線 の山田東インターチェンジ (楠ジャンクション方面からの通行を除く)	清洲ジャンクション	愛知県道高速 名古屋朝日線
	③	楠入口・出口	－ (楠ジャンクションを経由しない場合に限る)	名古屋市道高速 2号
10	①	名古屋環状2号線の 山田西インターチェンジ (清洲ジャ	楠ジャンクション	名古屋市道高速2号

		ンクシヨン方面への通行を除く)		
	②	名古屋環状2号線の平田インターチェンジ	清洲ジャンクシヨン	愛知県道高速名古屋朝日線
11	①	名古屋環状2号線の清洲東第一インターチェンジ	楠ジャンクシヨン	名古屋市道高速2号
	②	名古屋環状2号線の清洲東第二インターチェンジ	名古屋西ジャンクシヨン	名古屋市道高速1号
	③	清須入口・出口	ー(清洲ジャンクシヨンを經由しない場合に限る)	愛知県道高速名古屋朝日線
12	①	名古屋環状2号線の清洲西インターチェンジ	清洲ジャンクシヨン	愛知県道高速名古屋朝日線
	②	名古屋環状2号線の甚目寺北インターチェンジ	名古屋西ジャンクシヨン	名古屋市道高速1号
13	①	名古屋環状2号線の甚目寺南インターチェンジ	清洲ジャンクシヨン	愛知県道高速名古屋朝日線
	②	名古屋環状2号線の大治北インターチェンジ	名古屋西ジャンクシヨン	名古屋市道高速1号
14	①	名古屋環状2号線の 大治南インターチ	清洲ジャンクシヨ ン	愛知県道高速 名古屋朝日線

		エンジ		
	②	名古屋環状2号線の 名古屋西ジャンク ション南インター チェンジ	東海ジャンクショ ン	愛知県道高速 名古屋新宝線
	③	千音寺入口・出口	ー（名古屋西ジャンク ションを経由 しない場合に限 る）	名古屋市道高 速1号
15	①	名古屋環状2号線の 富田インターチェ ンジ	（C）のインター チェンジより順方 向に通行した名古	（D）に接続 している名古 屋市道高速1
16	①	名古屋環状2号線の 南陽インターチェ ンジ	屋西ジャンクショ ン又は東海ジャン クション	号又は愛知県 道高速名古屋 新宝線
17	①	名古屋環状2号線の 名四西インターチ ェンジ		
18	①	伊勢湾岸道路の名 港中央インターチ ェンジ		
19	①	伊勢湾岸道路の名 港潮見インターチ ェンジ		
20	①	第二東海自動車道 横浜名古屋線の東 海インターチェン ジ及び伊勢湾岸道 路の東海インター	（C）のインター チェンジより順方 向に通行した名古 屋西ジャンクショ ン又は名古屋南ジ	（D）に接続 している名古 屋市道高速1 号又は名古屋 市道高速2号

		チェンジ	ジャンクション	
	②	東海新宝入口・出口	－（東海ジャンクションを経由しない場合に限る）	愛知県道高速名古屋新宝線
21	①	第二東海自動車道横浜名古屋線の大府インターチェンジ	（C）のインターチェンジより順方向に通行した東海ジャンクション又は名古屋南ジャンクション	（D）に接続している名古屋市道高速2号又は愛知県道高速名古屋新宝線
22	①	第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南インターチェンジ	は名古屋南ジャンクション	名古屋市道高速2号
	②	名四国道連絡路入口・出口	－（名古屋南ジャンクションを経由しない場合に限る）	名古屋市道高速2号

(イ) 割引額等

- a 名古屋環状2号線、伊勢湾岸道路、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ジャンクションから東海ジャンクションまでの区間（以下「名古屋環状2号線等」という。）又は名古屋高速道路と他の道路を連続して通行する場合の料金の額

記(ア)の表1中(B)の項毎に、記(ア)に定める自動車の通行のうち、名古屋高速道路の料金の額及び中日本高速道路株式会社が管理する道路の料金の額を合算した料金の額（以下「算定対象額*i*」という。）のうち名古屋高速道路の料金の額から、次の算式により算出した額を減じるものとする。

$$Y_m - X_m$$

ただし、算出した額が負の数となる場合は、これを0とする。

(注) この算式において X_m 及び Y_m は、それぞれ次の数値を表す

ものとする。

X_m : 表 1 (A) の項毎に、算定対象額 i のうち最も低い料金の額のうち名古屋高速道路の料金の額

Y_m : 表 1 (A) の項毎に、算定対象額 i のうち最も低い料金の額以外の料金の額のうち名古屋高速道路の料金の額

b 名古屋環状 2号線等又は名古屋高速道路のうち特定のインターチェンジを通行する場合の料金の額

記(ア) の表 2中 (B) の項毎に、記(ア) に定める自動車の通行のうち、名古屋高速道路の料金の額及び中日本高速道路株式会社が管理する道路の料金の額を合算した料金の額 (以下「算定対象額 ii 」という。) のうち名古屋高速道路の料金の額から、次の算式により算出した額を減じるものとする。

$$Y_m - X_m$$

ただし、算出した額が負の数となる場合は、これを 0とする。

(注) この算式において X_m 及び Y_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。

X_m : 表 2 (A) の項毎に、算定対象額 ii のうち最も低い料金の額のうち名古屋高速道路の料金の額

Y_m : 表 2 (A) の項毎に、算定対象額 ii のうち最も低い料金の額以外の料金の額のうち名古屋高速道路の料金の額

(ウ) 対象入口・出口

名古屋市道高速分岐 2号 丸の内入口・出口

名古屋市道高速 2号 東新町入口・出口

名古屋市道高速分岐 3号 東別院入口・出口

愛知県道高速名古屋新宝線 錦橋出口

愛知県道高速名古屋新宝線 名駅入口

キ 名古屋高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

公社は、償還に支障のない範囲において、以下のとおり割引を実施す

ることができる。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車とする。

(イ) 割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(ウ) 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

(エ) 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

(オ) 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記(ア)から(エ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

ク 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、名古屋高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(イ) 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(ウ) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(エ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(オ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記(ア)から(エ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2) 割引相互間の適用関係

ア 障害者割引又はE T C路線バス割引を適用する自動車については、E

ＴＣ都心環状割引及び名古屋環状 2号線等迂回利用割引以外の割引と重複して適用しない。

イ ＥＴＣ夜間割引、名高速ＥＴＣコーポレートカード割引、ＥＴＣ都心環状割引及び名古屋環状 2号線等迂回利用割引を適用する自動車は、相互間の割引を重複するものとし、相互間の重複適用の順序は、下表のとおりとする。

適用の順序	割引の種類
1	ＥＴＣ都心環状割引
2	ＥＴＣ夜間割引
3	名古屋環状 2号線等迂回利用割引
4	名高速ＥＴＣコーポレートカード割引

(3) 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

記(1) イ及びエに定める割引を適用した額（記(1) イに定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）に10円未満の端数がある場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨て又は切上げにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

5 料金の徴収期間

この公告に係る料金の徴収区間の一部が供用された日（昭和54年 7月）から65年 3ヶ月間〔各区間の事業費を勘案した平均的な供用日である換算起算日（平成12年10月）から43年12ヶ月間〕とする。

6 その他

(1) 乗継について

名古屋高速道路を通行してきたＥＴＣ車が、都心環状線を迂回するために吹上東出口で途中流出し、吹上東入口から流入して、引き続き名古屋高速道路を利用する場合であって、ＥＴＣシステムに当該通行実績を記録し

た自動車で、吹上東出口から吹上東入口への乗り継ぎ時間が理事長が定める時間内である場合は、これを 1回の通行とみなす。

(2) 実施期日

記 2から 4までに掲げる事項は中日本高速道路株式会社が管理する近畿自動車道伊勢線（名古屋西ジャンクションから飛島ジャンクションまでの区間）の供用開始の日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

自動車の車種区分

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量 8トン未満かつ最大積載量 5トン未満で 3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量 8トン未満かつ最大積載量 5トン未満で車軸数が 3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）

	<p>チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量 8トン未満）</p>	<p>法第 3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量 8トン未満のもの</p>
	<p>リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両</p>	<p>イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（ 2車軸以上）との連結車両及び二またはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（ 1車軸）との連結車両</p>
<p>大型車</p>	<p>ヌ 普通貨物自動車（車両総重量 8トン以上または最大積載量 5トン以上で 3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第 3条第 1項第 2号イに定める値以下かつ 4車軸）</p>	<p>普通貨物自動車のうち、車両総重量 8トン以上または最大積載量 5トン以上で車軸数が 3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第 265号）第 3条第 1項に定める限度以下で、車軸数が 4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（ 3車軸）</p>

	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量 8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第 183号）第 4条に規定する許可を受けて同法第 3条第 1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして名古屋高速道路公社理事長が認めたもの及び同法第 3条第 1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第 2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量 8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが 9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	二またはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が 4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（へ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第 3条の大型特殊自動車

タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量 8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
---------------	---

出入口等	営業距離(km)
高針入口	27.3
名古屋南ジャンクション入口（近畿自動車道名古屋亀山線との接続部）	31.6
名四国道連絡路入口	31.6
大高・知多半島道路連絡路入口	31.6
千音寺入口	26.1
清須入口	24.3
西春出口（愛知県道高速名古屋朝日線を経由する場合を除く。）	3.2
一宮南出口（愛知県道高速名古屋朝日線を経由する場合を除く。）	5.1
一宮インターチェンジ出口（愛知県道高速名古屋朝日線を経由する場合を除く。）	5.8
一宮東出口（愛知県道高速名古屋朝日線を経由する場合を除く。）	7.3
豊山南出口（名古屋市道高速 2号を経由する場合を除く。）	0.9

名古屋市議会正副議長の人事異動

中里高之議長は令和2年 5月15日選挙された。

山田昌弘副議長は令和2年 5月15日選挙された。